

第百五十六回国 参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第四号

平成十五年五月二十二日(木曜日) 午前十時四分開会

委員の異動

五月二十日 久世 公堯君 補欠選任 荒井 正吾君

五月二十日 直嶋 正行君 補欠選任 岡崎トミ子君

五月二十一日 小林 元君 補欠選任 広中和歌子君

五月二十一日 シルネン マルテイ君 若林 秀樹君

筆坂 秀世君 岩佐 恵美君

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 正昭君

理事 阿部 正俊君 国井 正幸君 中川 義雄君 山本 一太君 齋藤 勁君 榛葉賢津也君 山口那津男君 小泉 親司君 平野 達男君

委員

愛知 治郎君 荒井 正吾君 泉 信也君 加治屋義人君 木村 仁君 北岡 秀二君 近藤 剛君 椎名 一保君

衆議院議員

修正案提出者 久間 章生君 修正案提出者 中谷 元君 修正案提出者 前原 誠司君 修正案提出者 渡辺 周君

国務大臣

内閣官房長官 福田 康夫君

田村耕太郎君 武見 敏三君 谷川 秀善君 月原 茂皓君 福島啓史郎君 舛添 要一君 松山 政司君 山下 善彦君 吉田 博美君 池口 修次君 岩本 司君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君 佐藤 雄平君 谷林 正昭君 広中和歌子君 松井 孝治君 若林 秀樹君 遠山 清彦君 山本 香苗君 山本 保君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 吉岡 吉典君 田名部匡省君 田村 秀昭君 田 英夫君

国務大臣

(防衛庁長官) 石破 茂君 内閣官房副長官 上野 公成君 副大臣 防衛庁副長官 赤城 徳彦君 外務副大臣 矢野 哲朗君 大臣政務官 防衛庁長官政務官 佐藤 昭郎君 事務局側 常任委員会専門員 田中 信明君 政府参考人 内閣官房内閣審議官 増田 好平君 警察庁長官官房審議官 矢代 隆義君 警察庁警備局長 奥村萬壽雄君 防衛庁長官官房長 山中 昭栄君 防衛庁防衛局長 守屋 武昌君 防衛庁運用局長 西川 徹矢君 消防庁長官 石井 隆一君 外務大臣官房審議官 小田部陽一君 外務大臣官房参事官 長嶺 安政君 国土交通省政策統括官 鷲頭 誠君 海上保安庁長官 深谷 憲一君

本日の会議に付した案件

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに

に国及び国民の安全の確保に関する法律案第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。去る二十日、直嶋正行君及び久世公堯君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君及び荒井正吾君が選任されました。また、昨日、シルネンマルテイ君、小林元君及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君、広中和歌子君及び岩佐恵美君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○若林秀樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の若林でございます。

本法案の質疑に入る前に一点だけ、昨日から今日に流れた、北朝鮮のミサイル部品に関してちょっとお伺いしたいと思います。

今日から小泉総理が訪米されるということで、その一つの議題はやはり北朝鮮への対応をどうするかということがあろうかというふうに思いま

す。この米上院の公聴会での発言であります。北朝鮮ミサイル部品の九〇％が日本から運ばれてきたという事実に対しまして、私も非常に愕然としました。ある程度は予想はしていましたが、まさか九〇％までその部品が流れているというふうな思いませんでした。

私は、やはり武器輸出三原則というのはあるわけですが、武器という形での規制というのは余り意味がなくなつてきつた、あるいは、やはりキーとなる部品、それをどうやって手に入れるかというのが非常にやっばりクルーシアルじゃないかなという感じはしているわけですが、官房長官は、厳しい規制をしているから大丈夫だというふうなお話も昨日の記者会見でされたわけでありまして、私も、私は、やはりその外為法による資金の規制というのも大事ですが、お金があつて物が入るかどうかが、買えるかどうか非常にやっばり重要ではないかなと。

どこの国もゼロからすべて武器を作るといふことは今はほとんどあり得ない状況では、我が国が非常に、部品に対する非常に先鋭的な技術を持っているという点に対しては、やっばり思いを致し、やっばりこの規制に対して昨年からのキャッチオール規制等をやっているみたいですが、更に私はその部分においての対策が必要ではないかなというふうな思いをしますので、官房長官にその辺の認識と、これからどういう対応を取るかをお考えをおられるのか、あるいは万景峰の入港規制等も考えているのか、その辺についての現状の考え方についてお聞かせいただきたいと思つております。

○国務大臣(福田康夫君) 報道でもつて、米国で北朝鮮の元技師という人がいろいろ言つております。しかしながら、その証言している中身が本当なのかどうかという点については、これは確認しているわけではございません。

そういうことを前提としてお話しするわけではございませんけれども、我が国として、大量破壊兵器等の開発に用いられるおそれのある物品の北朝鮮

向けの輸出につきましては、現在キャッチオール規制というものを導入いたしておいて、そういう制度的な昔と違う対応をしておるといふことでございます。それから、それに加えて、税関とかそれから取締り当局が連携いたしまして厳しい監視や取締りを行つております。

また、今朝も、失礼しました、今もお話ありました万景峰号を含めまして日本に寄港する北朝鮮船籍の船舶に対しまして、これは北朝鮮船籍の船舶数相当あるんです、一千隻以上、年間という、大小を含めまして、ということでございますけれども、これに対しましては、税関とか入管、それから海上保安庁、また警察などの関係当局が連携をして厳正な監視、取締りをまた実行いたしております。

そういうようなことで、情報というのも大変大事なものでございますけれども、その情報収集ということにもこれは力を入れながら、その不法な違法行為が起らないように、また違法行為があれば摘発をしようという、そういうことで、これは委員が今、完全にというような感じの私が申ししたというふうな今おっしゃいましたけれども、完全になるべく努力をしていると、こういうことでございます。

今後そういうような体制で取り組んでまいりたいと思つております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

転用可能な民生部品を規制するというのは、やっばりかなりこれは難しいことであるというの、はもちろん承知の上でございますので、日本だけじゃなくて、各国との協調体制等が私はやっばり必要ではないかなというふうな思つてるところでございます。

いよいよ本題に入りたいというふうな思つております。

衆議院では、民主党の賛成によって八割ぐらいの国会議員が賛成し、通過したということでございます。そういう立場で、基本的にはもちろん賛成の立場ではありますけれども、参議院は参議院

の二院制としての独立性、意義がありますので、不備なところ、あるいはあまいところについては厳しくまた質問させていただきたいと思つて、是非とも緊張感を持って対応していただきたいというふうな思つてるところでございます。

先週来、私の事務所にもファクス、メール、あるいは電話、郵便物様々な人からこの有事法制に反対してほしいという陳情が来ております。ちよつと見ると組織的にされているという感じもありませんけれども、私は、確かに八割の賛成は得たといえども、まだ国民とのギャップはそれはそれなりにあるんじゃないかなというふうな思つております。

そういう意味では、そのギャップを埋めるのがこの場ではないかなというふうな思いますが、まず、なぜまだ多くの国民が武力攻撃事態というものを、すぐ有事法制、戦争だというふうなイメージを直結させるのか、あるいはアメリカ戦略における巻き込まれ論等についてまだされるのかという点に対して、率直な今の御感想、認識について、まず官房長官からお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(福田康夫君) この有事関連法案は、これはあくまでも我が国に対する武力攻撃あつたときに、そういうような事態において国と国民の安全を確保するため、こういう趣旨のものをございまして、そういうときに国全体としての確信しようとして、こういう趣旨でございます。

この有事法制というのは、また武力攻撃事態対処なんといふと、名前がいかに武力攻撃を中心とした、また日本が積極的に仕掛けるような、そういうふうな感じがするんでありますけれども、そういうことではない。あくまでも、相手国から武力攻撃を受けたときといたしてどういう対応を取つて、そして最終的に国民の安全を確保し、そして国家国民のために奉仕するかと、そういうような国としての枠組みを作るわけでございます。そのことは、今までそういうことに

ついでいろいろ考えはあつたけれども、それに手を付けていなかったという、そういう私は個人的に申し上げれば政治の怠慢もあつたのではないかと、是非御理解をいただき、御協力をいただきたいと思つて、一日も早く成立することをお願いするところでございます。

また、防衛庁長官もいろいろ御意見をお持ちでございますから、お尋ねください。

○国務大臣(石破茂君) 今、官房長官から御答弁あつたとおりだと思います。

私もそのことは去年、随分考えてみました。私も去年、衆議院の有事法制の委員でございまして、どうしてこういうことになるのかということを考えてみたときに、今までPKO法というのがあつた、周辺事態法というのがあつた、テロ特措法というのがあつた。どれにしても、自衛隊が海外において、憲法に許された範囲において、もちろん自衛隊の行使ではないけれども、外国において自衛隊が活動しますよ、という法案でした。

ところが、今度の法案というのはそうではないのだと。武力攻撃予測事態にしても、武力攻撃事態にしても、まさしく我が国にということ、今までは違うものがあるだろう、そこは私は国民の皆様方に御不安という御懸念というか、そういうものが出る最大の理由なのだろうというふうな去年、自分は自分なりに結論付けたことでございます。

そして、巻き込まれ論というのがあつて、この話は実は安保のときもあつた話で、安全保障条約を結んだとき、そして改定したとき、そのときも巻き込まれる、巻き込まれるというお話がありました。やっばり懸念は共通したものだと思つております。

でも、安保条約があつて本当に巻き込まれたかという点、それは違う。安全保障条約があつて、自衛隊があつて日本の平和と独立は守られてきたという点にはありますので、そのところはもう一度きちんと御説明する必要がありますし、今

官房長官から御答弁ありましたように、国民保護法制というものをきちんとするんだということ、どうやって国民が安全に避難をするのかということとを一日も早く明確にいたしまして、国民の皆様方に御理解をいただく、まさしく備えあれば憂いなしということがきちんとした形で国民の皆様方に提示されるということが肝要だということふうに思っております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

今のお言葉の中でちょっと触れさせていたいただきたいとすれば、やっぱり政治の怠慢というお言葉がありましたけれども、私はそういうこともあったんではないか。やっぱり二度と戦争を起こしたくないという気持ち、それ自体はやっぱり尊重したいと思えますし、私も戦後生まれですから、そういう気持ちに対して自分の心の中で風化させないようにはやっぱり努力したいなというふうに思っていますし、我々もやっぱりそういう気持ちにあえてさしてきたんではないかという、そういう責任もあるんじゃないかと、そういうことをこれからの中でほぐしていくことが必要ではないかなというふうに思っております。

その上で、簡単にちよつとお伺いしたいと思いますが、今回の武力攻撃事態法の、法の憲法のどの部分に依拠しているのか、そのお考えについてまず官房長官からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 確かに、我が国憲法の中に、有事に対して備える必要あると書いたような、そういう具体的な記述はございません。そういう規定はございません。しかしながら、平和主義の理想を掲げます日本国憲法でありますけれども、それは、といて我が国が独立国であるという以上、その主権国家としての固有の自衛権を否定しているものではありません。独立国家として、自衛権というものは、これは内在する根本的な課題だということに思っております。

そういうことでございますので、こういう憲法の下でもって外部からの一たび武力攻撃事態があった場合に確に対応できる態勢を構築すると

いうことを目的とした法体系を整備するということとは、これは憲法の特定の条項を根拠に行うものではないと思えますし、しかし必要不可欠からざることであるというふうに思っております。

また、今後、事態対処法の整備及び武力攻撃事態等への対処についても、これはもうすべて憲法の範囲内で行うということが、これが基本でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

私も、憲法の条文見てみますと、やはり非常事態なり有事ということ想定した憲法に私はなっていないんだというふうに思っています。そういう意味では、民主党がそれを補う意味で、やっぱり基本法が必要ではないかという観点から修正をさせて、お話をさせていただいたということ、もう既にその意義については十分お分かりだということに、思いませんのであえて聞きませんけれども、いち早い、真摯に検討し速やかな必要な措置を取っていただければ有り難いなというふうに思っています。

次に、武力攻撃事態法案の実効性確保に向けての整理すべき課題として三点お伺いしたいと思います。これは直接法案には関係ないにもかかわらず、私はこれが一番重要ではないかなというところが三点あります。

一つは、やはり集団的自衛権をどう整理していくのか、そしてそれに基づく日米安保、日米同盟の意義をどうやってやっぱり再確認していくのか、そして最終的には集団的、国連中心主義と我が国の安全保障との関係をどう整理していくのか、この三つというのは実は余り触れられていないんですけれども、私はそこをきっちりやらなないとこの法案の実効性が問われるんじゃないかという感じはしているところでございます。

客観的な事実として申し上げたいんですけれども、本日に今の憲法解釈として集団的自衛権の解釈が世界において主流なのかどうかということについては、私はそうではないんじゃないかというふうに思っております。これは憲法九条と武力行使

の問題、これはPKO法に絡んでずっと続くわけでありませぬけれども、私は、やはりその解釈というのはあの時点においては国際社会の中で生き抜いていく日本の知恵だということに思っております。

それ自体は評価しているんですけれども、今の時点において、やはりそれを触れずしてどんだん国際安全保障への関与を深めていきますと、どんだん乖離が生じちゃうんですね。気が付くと法案そのものが動かなくなる可能性は非常に高いんじゃないかなという感じはしております。

既にPKO法においても、武器使用の基準とか、あるいは五原則の問題で壁にぶち当たっているような感じはありますので、この辺についてはまず石破長官から、この集団的自衛権の問題について、昨日はそれには抵触しないんだということをはっきりおっしゃってましたけれども、でも一方でこの問題について課題があるのかどうか、お伺いしたいなというふうに思っております。

○国務大臣(石破茂君) 世界の主流かどうかというお尋ねがありました。何をもって主流か、何をもってこれが定説かということ、これはいろいろ議論があるところでございます。ただ、日本の集団的自衛権に関する考え方が、こういう言葉を使うかどうか分かりませんが、私、以前聞いたことがあるんですが、ユニークなものである。ということは、私、以前そういう質問をしたときに、政府の方、どなたかから御答弁をいただいて、なるほどそういう言い方があるかというふうに思ったことでございます。

その集団的自衛権というものを議論しないとこの法案は動かないのかと、こういうふうにお尋ねをいただきますと、動きます。動くように運用をいたいただきますと、動きます。それは、していくということだと思っております。それは、周辺事態法にいたしてもテロ特措法にいたしても、そのことはぎりぎり考えたことと、いまして、法案を作ってもそれが動かなければ何のために作った法案だか分からない。じゃ、その集団的自衛権というものは行使しない、できない

ということとこの法案は本当に動くのかということとは常に検証してまいったこととでございます。

確かに、非常に精密なガラス細工のような論理の組立てはいたしております。しかし、それが運用において本当にできるかできないかということ、は、私どもの立場といたしまして十分に検討し、吟味し、議論した上でこの法案を出させていたいただいております。それは、例えて言いますと、武力行使の一体化論とかそういうことが出てくるのだらうと思いますが、私どもとして、現在の、集団的自衛権を行使するということは、自衛の必要最小限度を超えるのでこれは許されないという立場を維持しております。

委員御指摘のように、そういうことがなければ動かないということがないように、きちんと運用できるような検証を、そういうのが私どもの立場だと思っております。

○若林秀樹君 そういふ答弁かなというふうには思いますが、実際の自衛隊のオペレーションになったときに、これは後ほどちよつとお伺いしたいんですが、本当にそういうことを仕分けしてきつと抵触しないようにやるのかどうかということについては、だれもやったことがないわけ、やっぱりその検証というのは必要で、私は集団的自衛権を、解釈を見直せということを言っているんじゃないかと、客観的な事実としてどうなのかということをお伺いしたいわけでございます。

もう一つ、私は、日ごろから感じて、アメリカをある部分ちよつと長く見ている人間としては、恐らくアメリカの一般国民はほとんどの方が日米同盟に基づいて日本が集団的自衛権を行使できないと思っている人はいないと思えます。そしてまた、多くの国会議員も多分そうだと思います。これは、日米同盟に基づいて、仮に武力事態、攻撃予測事態になって、ある程度やっぱり警備行動に走っているときに、第三国から組織的、計画的に攻撃されたときに日本がそれに対して報復できないということ、アメリカ国民にとってはほとんどやっぱり考えられないことだと思っております。これは常

識的に、私もいろんな人の話を聞いて。そうした瞬間、日米関係というのは崩壊します。そして、経済も含めて、私は大混乱を起こすんじゃないかと。

こういう当たり前のことに対してどうなのかというのを、私は問題を先送りするべきじゃないと思うんですよ。これはやっぱり立法府、行政府ともある意味じゃ不作為になりかねないということですから、確かに憲法上の解釈ももちろん重要でございまして、そういう問題も現実問題として私はあるんじゃないかと、思うに思っております。

そういう意味では、私は、この集団的自衛権を抱える問題とか、憲法九条から武力行使の問題、これはPKO法に絡む問題です、こういうことについて、内閣として少しそういうことを議論するような協議機関みたいなものをどうなのかというふうには思います。確かに、内閣法制局というのはありますけれども、法制局の解釈は内閣の責任においてそれをある部分やっぱ決めるわけですから、そういう部分について少しずつやっぱ議論する必要はあるんじゃないか、機は熟しつつあるんじゃないかという認識もないわけじゃありませんので、もしそういうことについて何かあればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 内閣の立場でと、こういうお話でございましたので私からお答え申し上げますけれども、今、防衛庁長官も答弁いたしましたけれども、正に憲法九条の問題なんです。憲法九条の問題とか、憲法九条があるからこの集団的自衛権の論議というのは日本では非常に大きな議論の対象になっている、こういうことだと思います。このことについては、正に憲法の問題であるということになりますので、長い間、憲法の在り方というものが、九条も含めていろいろな議論があります。今でも両院に憲法調査会ございまして、そこで真摯な議論が行われているというふうに承知しております。

そういうことで、やはりこれは、一内閣という

ことだけではない、やはり国民、全国民、国会全体の問題であるということでございますから、やはり国会における議論というものをもう少し進めていかなければいけないというふうに思います。そういうような状況を見ながら、内閣としてもこれから判断するときが来るのかなというふうに思います。いつの内閣になるか分かりませんが、もしもね。しかし、そういう時期の早からんことを祈っております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。やっぱ問題の本質を知っている人間が変えるということが私は必要なことだというふうに思っております。一昨日のような、まあある某党のお話を聞いてみると、ある部分、お互いに限界を知らぬがらやっぱ言葉の遊びをしているなという感じは非常に感じつつあります。是非ともそれぞれの責任ある立場の人がやっぱ問題を先送りすることなく一歩進むということも必要ではないかということをお願いしたいというふうに思います。

二番目に、日米同盟の意義の確認というんでしょうか、それについて石破長官にお伺いしたいなというふうに思っております。

物事には常にプラスの面とやっぱマイナスの面があるかと思えます。やっぱ日米同盟に基づいて武力の攻撃に対する抑止力があるんだという認識はあるんだと思えますけれども、一方でそれによるマイナスがあるのかどうか。これは当然アメリカとの関係がありますんで、アメリカがほかの国とどういう関係があるかによってその影響を日本が受けるというリスクも、さっきの巻き込まれ論というのにはここに依拠している部分がある、リスクがあるんじゃないか。だれも巻き込まれたくない、リスクは取りたくないというのにはありますけれども、一方、同盟関係というものは何だったかということがある、プラスマイナスで初めて同盟関係というのは私は成り立つてはいないか。その辺についての、後者の部分に対して私は政府は余りメッセージを発していないんじゃないかというふ

うに思いますんで、その辺についての御意見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に私は委員のおっしゃるとおりなんだと思っております。昨日、アメリカのあるテレビが取材に参りまして、やはりそんな議論をいたしておりました。

私は、リスクのない、ノーリスク・ハイリターンみたいな、そんな世界があればとても幸せなことだと思えますが、リスクが全くないということはないんだらうと私は思っています。もちろん、そのリスクが生じないように最大限の努力をするわけですが、それはない、そんなうまい話は世の中に存在すると思う方がおかしいと考えています。

そして、もう一つ申し上げたのは、どれだけ利益を共有するかということなんだと思っております。同盟というものは、お互いが共有する利益の部分が多くなければ、それは維持しないものなのだろうというふうに思っています。

日米安全保障条約、よく片務的な条約だと思ってしまう方がありますが、私は決してそうは思っておりません。非対称的義務条約と呼ぶのが一番正しいのだろうというふうに思っております。それはすなわち、アメリカが日本を防衛するのだ、日本は基地を提供するのだという意味において、提供するものは違いますが、決して片務条約ではない。

そして、日本が置かれている地理的な位置、そしてまた日本が有しております工業力、それを支える人的な技術力、そういうものを考えてみましたときに、これはアメリカ合衆国の利益にも十分かなうものだというふうに思っております。お互いが利益をどれだけ共有するかと、お互い考えていって同盟を維持するということは極めて難しくらう。日米安全保障条約というのは天から降ってきたものでも何でもないのであって、本当にその利益というものを共有するための努力というものを一生懸命やっていくのだということ。そして、非対称的脅威というものが現出する

ようになったときに、日米同盟というのはどういふふうにならざるを得ないのかという議論はしなければいけないのだらうと思っております。つまり、力のバランスの上に抑止が成り立っていた、こういう冷戦期と、非対称的脅威というものを考えなければいけなくなった今の時代において、日米安全保障条約の基本的な枠組み、これはもう維持していかなければいけないわけですが、そういう非対称的脅威というのに対して日米同盟がどう有効にワークしていくかという議論はきちんと詰めていかねばいけないことだと思っております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

同盟関係というのは、結ぶんであれば、これはプラスマイナスありますから、それを生かしていかないと。それはやっぱ日米の信頼関係に基づくんではないかな。関係があればあれこそやっばり逆にアメリカは日本に対しての耳を傾けるということに私はなりますんで、そういう意味で、そこに対してきちとやっぱ、時としてリスクがあるんであれば、それに逃げずに向き合うやっぱある意味での尊厳ある国家というんでしょか、そういうこともやっぱ必要ではないかという感じはしております。

次に、国連中心主義と安全保障との関係であります。

これまた、今回のイラクへの対応を見ますと、我が国においてその辺が少し、まだまだ整理されていないんじゃないかという感じがします。私も仕事柄国連を見てきましたけれども、すべての事態に対して万端では必ずしもないという事実もあるわけですが、一方、いまだにやっぱ戦勝国が常任理事国、なおかつ拒否権を持った国がやっぱあるということでございます。これからは我が国の外交の基本は国連中心主義である、あるべきだと私は思います。ですから、できる限り一致点を探す努力も必要ですけれども、最後の場面における我が国の安全保障を見たときに、必ずしも、国連の動きに対して、そこに

対してやっぱり主権国家として留保をする場面もあるのかなという感じがしていますけれども、それについての御見解を、外務副大臣でよろしいんでしょうか、もしよろしければお伺いしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 冒頭でありますけれども、外務大臣、G8の外相会議に出席ということで、その重要性をかんがみて外務大臣欠席のままこの委員会が開かれたことに対しては、関係者各位に心から感謝を申し上げたいと思います。

今御指摘の点でありますけれども、今回のイラクに対する軍事行動開始前に安保理決議採択をめぐって国際社会の中で残念ながら亀裂が生じてしまったという事実があったことは、本場に改めて遺憾だなどというように思いをいたしてあります。しかしながら、今、委員御指摘のとおり、国連、唯一普遍的、包括的な国際機関としまして二十一世紀の直面している諸課題への取組において引き続き重要な役割を果たしていくことには変わりはないと考えておりますし、我が国としても、国連がこれらの期待にこたえるべく成果を上げていくためにも積極的に参加をしたいというふうな基本的な考え方、そして他方、日米安保条約に基づく日米安保体制はアジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能していると考えております。ですから、日米同盟関係は引き続き我が国の外交の基軸というふうに考えております。

ですから、政府としまして、今後とも日米安保保障、日米安保体制を堅持しつつ国連を中心とした国際協調を遵守する我が国の外交方針に基づき諸課題に当たっていくという思いでありますけれども、今御指摘のとおり、国連決議と、決定と異なる行動をとることがあり得る等々の思いでありますけれども、ふくそうする国際社会の中で我が国いかに対応していくかというふうな政府としての方針でありますけれども、これは、具体的な外交案件に対する我が国の対応として、そのときの状況に照らしてやっぱり個別個別として判断

していかねばいけないということだと思えます。

○若林秀樹君 答弁も非常に難しいというのには分かりますけれども、これからも国連中心主義に對して我が国はできる限りコミットしていくという努力をやっぱり忘れてはならないと思えますが、一方で安全保障ということも含めた総合的な判断というのやっぱり必要なんだろうというふうな思っております。国連に対する過度な思い入れというふうなんでしょうか、それはひよっとするとやっぱり危険な部分もありかねない部分もありますので、これは決して軽視しているという意味では全くありませんので、その辺は御理解をいただけたらと思うんですが、そういう思いもあるわけでございます。

続きまして、時間ありませんので次の質問に移りたいと思えますが、武力攻撃事態の認定でありまして、これまでの答弁、過去の答弁いろいろ聞いて、ややちよっと、揺れ動いてはいないものの、国民が不安に思うところは、相手国領土における自衛権の発動をどう憲法として読むかという話でありまして、もう既に御答弁いただいているんですけれども、そこに対してきちっとしたやっぱり答弁をしていただきたいなど。私は、これは石破長官に見て言ったんですが、官房長官に對する御質問だというふうに思いますけれども、過去に答弁で、あるいは今回の一連の協議の中で、憲法上の理論上は自衛権発動の三要件が満たされればあり得ると、しかし我が国は例えれば敵基地攻撃能力云々という話はアメリカにそれはゆだねるといふことなどで、そこに憲法上、一方の答弁見ますと、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて許されないという答弁と、いや、それはゆだねている、アメリカにゆだねているんで権利としてはあるんだという、少し、幾らかぶれている部分があるんじゃないかなというふうな思っていますので、この辺はちよっと整理してお答えいただければ有り難いんですが、官房長官にお願いします。

○國務大臣(福田康夫君) じゃ、私がまず答弁いたします。それで、補足ございませすれば防衛庁長官がいたします。

「武力攻撃事態等」というように法案に書いてございませけれども、これは我が国に對します外部からの武力攻撃が発生した事態を申し上げますが、その認定は、その時点における国際情勢、相手国の意図、それから軍事的行動の内容、攻撃の手段、態様、そういうものを総合的に勘案して判断されるものと考えております。そういう事態認定というものは、これは閣議決定とかそれから国会承認と、こういう手続を経ることになっております。

我が国が武力攻撃の発生に際して自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的な範囲ということ、これはいろいろ議論ございましたけれども、このことについては、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではないと、そしてまた公海及び公空にも及び得ることがあるということでありませ。

武力行使の目的を持って自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣すること、これは一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであるということでありませ、憲法上は許されていないというように考えております。ただし、他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではないと、こういう考え方をしているわけでございます。

○國務大臣(石破茂君) 結局こういうことだと思ふんです。例えば、海外でPKOが活動している、あるいはテロ特措法はまだ他国の領土には入っていませんが、そういうような活動をして自衛隊の部隊があつたといひます。それがまづ、そのどちらにいたしましてもそういう事態にならないように、もちろん武力を行使しに行つていくわけではありませ、PKOの場合にはそういうことがありましたら撤収をいたしますし、

そして、周辺事態法におきましてもテロ特措法におきましても、現に戦闘が行われておらず、そして戦闘が行われることが予測されない地域において活動するわけですから、そういうことが起こるとは極めて極めて考えにくいことであるということとがまずあります。それは、我々がテロ特措法を作るときも周辺事態法を作るときもPKO法を作るときも、そういうことが起こらないように起こらないようにというふうな作つてまいりました。

しかし、不幸にしてそういうことが起こつてしまったというふうないたします。我が国に對する組織的、計画的な武力の行使と評価されるものがその場で仮に起こつたとします。しかし、他国の施政下にある地域ですから、それは、私どもが行くというよりも、その国を治めておるそういう政府によつてそれは取り除かれるのが通常であろうと。しかしそれが、政府そのものがやつてきつたということになりますと、これはなかなか難しい場面が生じます。そういういたしますと、今度は必要最小限度かどうかということにもなりませ。そしてまた、ほかに手段がないか、我が国が出なければほかに手段がないのかということもその場その場で吟味され、検討されることであらませ。

そういうことで、まず考えられない事態ではあるけれども、それが我が国に對する組織的、計画的な武力の行使であると認められ、ほかに手段が何もなくて必要最小限のものにとどめる。そこは、必要最小限ということとは、ちよっとその前二者とは論理がどうか位置付けが違ふのでございませ、それはちよっと将来においてもそうなるべきものです。そういうことが仮に現出をした場合には、憲法上、法理上それは認められるということだと思つていませ。

そして、敵基地攻撃云々かんぬんの話でございますが、これも一緒の話でございます。急迫不正の我が国に對する組織的、計画的な武力の行使があつた、ほかに取るべき手段がないと、そして必要最小限ということですね。そうしますと、じゃ

ほかに取るべき手段があるではないかということになりますと、それはこちらの方へ行くわけですから、それが日米安全保障条約のかもしれない。

そういうことでありまして、しかし、論理上ほかに取るべき手段が何もなくつちやつたということが絶無かといえ、それはそうではないであろう。そして、必要最小限ということは、例えばある国が日本に対してミサイルを撃とうとする、そうするとピンポイントでその基地だけをたたくということであつて、その国土全体に対して攻撃を加えるようなことでは全くございません。

したがって、法理上そういうことはあり得ないとは言わぬが、しかしながら現在においては、日米安全保障条約そして防衛協力のための指針によつて、北朝鮮のそういうミサイル攻撃に対してはアメリカ合衆国の打撃力にゆだねるということになつておるわけでございますから、現在そういうことは起こり得ないということでございます。

法理上はあり得るが現在ではそれはあり得ないし、そしてそれが日米安全保障条約の実効性を高めるように更に私も努力をしていくということとでございます。国民の皆様方に対してこの辺りをきちんと御説明をしていく責務は我々にはあるかと考えておるところでございます。

○若林秀樹君 今の答弁を国民が聞かれて本当に分かる人はほとんどいないんじゃないかなという感じはしております。私は分かりませうけれども、その微妙な違いの点も今分かつたんですけども、ただ一般的に、憲法の理論上あり得るけれども、長官は今、必要最小限度を超えるんで許されないとおっしゃっていますね、どつちかというところでも、長官は理論上許されなければ、その判断として許されないわけじゃないけれども、それを今、例えばアメリカ軍にゆだねているという部分については多少ちよつと……

○国務大臣(石破茂君) 同じですよ、全然同じ。○若林秀樹君 憲法上許されないとということでは理論上、だから過去の答弁を見ますと法理論上

はあり得ることだけれども、最小限度の武器が、限度を超えるものであつては許されないという答弁と、そこはちよつと微妙に私は、一緒ですか。いや、ここは分らないんですよ、やつぱり理論上あり得るけれども、憲法上許されないということと、考え方なりとらえ方。

○国務大臣(石破茂君) 私は、誤解があつたらごめんない、私が考え違ひしているのかもしれないが、憲法上許されないが法理上あり得るといふ概念は存在しないだと思つております。法理上あり得るといふことは当然憲法上許されておることでありまして、そういうような倒錯した議論と取られるような答弁をしたとすれば、それはおわびを申し上げます。

憲法上も許されるし法理上も許される、しかしながら、それは最小限度を超えるということではなくて、ほかに取るべき手段があるのだということとでもございませう。それは、最小限度を超えるか超えないかというお話はそのときそのときの判断でございますが、それは私も考えております。最小限度というのは本当に我が国に對する急迫不正の攻撃というものを避けるために最小限度ということとございまして、先ほど申し述べましたように、その国全体に攻撃を加えると、そのようなことではない、我が国に對する攻撃だけが止められればそれでよいのだということだと思つております。最小限度にはほかにいろいろな要素はございませう、仮に今の場合に限局して申し上げればそういうことだと思つております。

ほかに取るべき手段があるということであれば、当然のことですが、自衛権発動の三要件というものを充足しないわけでございます。それがない、ない場合が、本当に日本国がずっと続くとして、憲法もずっと続くとしてそんなことが本当に絶無かと、こう問われたら、絶無ですということでは私、予言者ではございませぬから、そんなことは言えないということだと思つております。

○若林秀樹君 私はそれなりに理解して、そういう意味ではとらえ方というのは私は自然だなどい

うふうに思います。ただ、過去の答弁ですと、理論上、法理上あつても憲法上許されないということとを言っているんです、ここは、私が見まして、だから、これはちよつと矛盾しているんですよ、どう見ても。これは、多少、集団的自衛権の解釈と、あつても、権利があつても行使されないといふことはできないかといふのとちよつと似ている部分があります、ちよつと性格違ふんですが、いづれにせよ、お考えは分かつたところでございます。

時間の関係もありますけれども、少し一つ、一問飛ばさせていただきます、周辺事態法と武力攻撃事態法案の関係でありまして、もし可能であれば飛ばさないでちよつと長官にお伺いしたいんですけども、周辺事態法、武力攻撃事態法案における武力攻撃事態、武力攻撃 行かれるわけですね、残念ながら、ということでありまして、武力攻撃予測事態の認定の違い、一番いいところに来たんですが、行かれるということとございませうので、認定の判断の根拠、事例というのを分かります、何か説明していただくと有り難いなというふうに思つていますが、内閣官房でだれが答弁していただけるんでしょうか。これは一応、これは通告してありますし、いない場合にはだれか答えてくださいますようにいふことは言つてありますので、もちろんですけれども、内閣官房。

○委員長(山崎正昭君) 内閣官房増田内閣審議官おられますか。増田さんですね。

○政府参考人(増田好平君) 失礼いたしました。武力攻撃予測事態や武力攻撃事態は、我が国に對する外部からの武力攻撃が発生した事態等のごとでございまして、他方、周辺事態は我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態でございます。

このように、これらの事態はそれぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございまして、状況によつては両者が併存することもあり得ると考えられますが、周辺事態と認定されるような事態が生じた場合に、それが必ず武力攻撃事態や武力攻撃予測事態に該当することとなるわけではないと

いうふうに考えておるところでございます。

○若林秀樹君 お願いしていたのは、今の話はどう元々の話でありまして、どういう状況であれば周辺事態法を認定し、どういう状況であれば武力攻撃事態法における武力攻撃事態、予測事態、事態といふのを何か国民に分かりやすく、どういうふうにしたら判定するのかといふ何か一つの事例を取つて説明していただくのは非常に難しいんですけども、もし可能であれば、じゃ石破長官にお願いします。

○国務大臣(石破茂君) 重なる場合もありますし、ただ、周辺事態といふのは、どちらにしても我が国に武力攻撃が加えられていないという点においては一致しているんです。予測事態であれ周辺事態であれ、共通していることは、いまだ我が国に對する武力攻撃はないということとでございます。それが武力攻撃事態と違ふところですね。そこは共通しているのだと。

周辺事態といふのは、そのまま放置すれば我が国の平和と安全に影響を与えるような事態だと思つております。そうすると、そのまま放置すれば、つまり我が国にそういうようなことが来るということはまだそんなには考えられない、しかしそのまま放置をし、それが拡大をするということになれば我が国にそういうことが及ぶかもしれない、そういう事態なのだと思います。

これが武力攻撃予測事態、我が国に對する武力攻撃といふものが予測されるということになりますと、そこを交えられている戦火といふものの一方向の相手方が、相手方が日本に對して何らかの意思の表明があるとか、あるいは日本に對してのそういう部隊を集結をさせているとか、まだ武力攻撃には至つていないけれどもそれが日本に對して、我が国に對してそういう意思の表明があるとか、あるいは部隊が集結をしているとか、そういう事実が起こつたときには、一般的に武力攻撃予測事態といふものになるのではないだろうか。

それは時系列的に周辺事態があつて武力攻撃事態になるということもありますが、しかし今、増

ちに国会の承認を求めるとなるものと考えております。

○若林秀樹君 最後の部分は私の次の質問の回答だったというふうに思いますのでお聞きもしませんけれども、万が一国会が開催できない状況というところで、例えば三分の一まで集まらないという状況は憲法上これ問題がありますので、そのときには国会の機能が回復したときに速やかにすることです。万が一何かがあった場合には、今の機能回復というのは、例えば今ですと、補欠選挙をすれば、半年に一回ですから半年後ということになりかねない部分もありますので、そういうときへの対応というのも一方きちつと考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。いざというときのいろんなことを考えますと、いろんなイメージがどんどんわいてきて、本当に大丈夫かということで、意見ですが、そういうことも考える必要があるんじゃないかなと思います。

次に、これも非常に重要だと思うんですが、情報収集体制とその分析能力であります。今ですと、内閣情報集約センターですか、そこに情報が行って、それから事態対処の専門委員会と検討し、安全保障会議の方に行つてというふうな流れになるんだなというふうには思いますけれども、やっぱりこれが本場に正しい情報なのか、政治的な意思によってゆがめられて伝わってはいないのか、様々なチェックというものも必要ではないかなと思います。既に過去、北朝鮮がミサイルを発射したというような、ある部分誤報で、某国務大臣が記者会見で発表し、それが後で取り消したというようなことがあります。

例えば、そういうことが基に判断されたら大変なことになりますので、これについてどういうふうな、日ごろからの情報ルートの点検とかあるいは連絡網の整備あるいはその情報が確かかどうかのダブルチェックをどういう仕組みでやっていくかということ、私はこれは非常に重要だと思えますし、一方、アメリカとの関係で、これはやっぱりかなりの部分アメリカに依存しなきゃい

けないというような話もありまして、今日午前中に、朝、アメリカの大使館の方にその情報収集体制のことについてお伺いしまして、アメリカはやっぱりかなり九月十一日以降で情報収集体制についてきちつとやれるようになったというふうな話もありましたけれども、その辺について、官房長官いらつしやらないので、もし聞いていなかったですか。はい、分かりました。じゃ、お答えいただけますか。はい、分りました。

○政府参考人(増田好平君) お答えさせていただきます。武力攻撃事態等におきまして、政府としては事態の認定等の重大な判断を極めて限られた時間的制約の中の確に行うことが必要となるわけでございます。安全保障会議の果たす役割は重要であると考えておりました。法案においては国会、安全保障会議に事態対処専門委員会というものを設置いたしまして、事態発生時に迅速かつ的確に対応できるような平素から専門的な調査分析を行い、安全保障会議への進言を行わせることとしております。また、現在のところ、この委員会の委員につきましては、内閣官房及び関係省庁の中から局長級以上の関係者を任命することを想定しております。具体的なことは今後定めていくこととなりますけれども、御指摘の情報分析評価につきましても、的確に実施し得る者を委員に含めることを考えておりました。的確な事実、事態認定がなされるものと考えているところでございます。

○若林秀樹君 そういう通り一遍の答えというのは余りこちらも期待はしていませんので、今言ったことをの質問に対してどうしていくのかということとを、やっぱりそれなりに受け止めて答えていただきたいなという感じはしていますので、その辺は無理ななかもしれないけれども、これ非常に重要な問題だというふうに思っているところでございませぬ。

その上で、その対処基本方針に当該認定の前提となった事実を記載することになりました。これ

について情報源等の開示はどの程度されるのか、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。武力攻撃事態等への対処につきまして、国民の協力を得て実施していくことが必要という観点から、情勢認識等を対処基本方針に記載をすることが大変重要と考えております。政府としては、かかる衆議院における修正の趣旨を踏まえて、誠実に対応してまいりたいと考えております。対処基本方針の当該認定の前提となった事実としては、認定に当たつての情勢認識を記載することを考えております。また、法案において、対処基本方針を公示してその周知を図ることとされており、公表することにより国の安全を害するような内容を含めることは考えておりませぬ。

○若林秀樹君 要は、だから基本的な姿勢を聞きたいんです。できる限り基本的に開示していく方向をいうのか、その上でも、軍事秘密上、それできないのは分かっていますから、その姿勢について聞いているんで、今の答弁ではちよつと分かりにくいけれども、基本的にはできる限り情報源も含めて可能な限りで開示していくということよろしいんでしょうか。

○委員長(山崎正昭君) 増田内閣審議官、質問に的確に答えてください。○政府参考人(増田好平君) 失礼いたしました。できる限り、可能な限り開示していくということとで考えております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。続いて、外務副大臣にお伺いしたいなというふうに思ひます。やはり今回の武力事態法は、備えあれば憂いなしということで、基本的には使わなければ使わないうにこしたことはもちろんないわけですから、そのために外交努力というんでしょうか、予防外交というのには必要じゃないかなと。ですから、やっぱり対外的にも、こういう法整備はすればするほど逆にソフト面での外交努力というのをやっ

ぱりアピールしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味では、これを契機に我が国の外交・安全保障の総合戦略というんでしようか、そういうものもきちつとやっぱり作り直してアピールするぐらいの努力が必要だというふうに思いますけれども、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 委員御指摘の点、私も同感でありまして、我が国としても予防外交展開のために積極的に国際社会の中の平和、安定、繁栄を確保する、実現化するというに努力をさせていただきます。そのためにODA等々の手段を最大限生かそうというふうな中で、紛争の予防の視点を積極的に取り入れて貧困対策や能力開発支援等々行つているところでありますけれども、残念ながら今回の、一例でありますけれども、アチエの問題も含めまして、積極的に我が国としても予防外交の展開をさせていただいているわけでありませぬけれども、現実なかなかそれが結果として功を奏すというふうなことも難しいことを今正に実感しております。しかしながら、さりとて飽くなき努力を今後も展開していこうと考えております。

○若林秀樹君 それでは、私、最後の質問をさせていただきます。防衛長官にお伺いしたいと思ひます。今回の武力事態攻撃法を契機に、これまでの答弁は、じゃその防衛政策、基本的に変えるかというところ、そうじゃないとお話もありましたけれども、我が国の新しい防衛大綱の制定も含めて、我が国の防衛政策も含めて、何か今後、どう、これを契機にどういうことをやっぱり検討し、変えていくのか、あるいはいろんなこれまでの御議論の部分を含めて、お考えあれば最後にお伺いしたいなというふうに思ひます。

最終的には、私は今回の法案がきちつと実行されるためには、やっぱり防衛庁の信頼感というのが必要ではないかなというふうに思ひます。国民

から見たときの。これまでの個人情報漏えいの問題とか、あるいは入札の問題、あるいは過剰見積り等もありましたし、残念なことに昨日でしたっけ、お亡くなりになられた方もいますので、是非ともその辺の決意も含めて、今のお話も含めて最終的に御答弁いただいで私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 私どもの防衛力整備というのには防衛計画の大綱に基づいてやらせていただいております。今、平成七年のものに基づいてやっております。今回の有事関連三法案とこの防衛力整備というのには直接の関係はございません。

この有事法制関連三法案というのは正式にはどういいますか、政府の中で検討し始めたのは昭和五十二年のことでございますから、冷戦真っただ中の、これが直接的に連関をしておるといえるもので決まっております。

問題は、要するに今変わっている、一つは冷戦が終りましたよということ、今はもう冷戦後という言葉を使ってもいけないんで、九・一一後という言葉を使わなければ本当は正しくないんだらうと私は思っています。要するに非対称的脅威というのに対して防衛力は本当に今のままでいいんだらうか、そして、その前提にある冷戦後の社会、世界において今のままでいいんだらうかということなのだろうと思っております。そういうことに対応できるように新しい防衛力の在り方とは何かということで今省内で検討をいたしておるところでございます。

そして、それは私も五兆円の予算をいただいで、かなりの部分が人件費ですが、やっております。それが本当に納税者の御期待に沿うものなのかどうなのかというところはきちんとして検証いたしませんと、これは納税者に対して失礼な話であるという認識は強く持っています。

そして、国民の皆様方から本当に信頼される自衛隊であるのかということは、リストの問題の御指摘もございました。私どもがきちんとその法律というものを熟知してそれに対応できるように

制というものを更に万全にしていかなばならない、そのことにつきまして全力で取り組みたいと思っておりますので、今後とも御教示賜りますようお願いを申し上げます。

○池口修次君 民主党・新緑風会の池口修次でございます。残された時間で何点か質問をさせていただきます。残された時間というふうにも思っています。

まず冒頭でけれども、小泉総理は今回の立法目的について、備えあれば憂いなしということ非常に短い言葉で説明がなされましたけれども、私はそう簡単には説明できないというところを明確にしたい。さらには万が一緊急事態が起きたときにもその混乱を最小限に食い止めるという意味での法整備が必要であるというふうにも思っております。それを明確にした上で、武力攻撃事態の以外の対応について何点かお聞きしたいというふうにも思っています。

具体的にいうと、テロなり不審船の対応ということでございますが、私はどちらかというと正規軍が日本に上陸して戦闘行為が起こるといふよりも、こちらの方が可能性があるんじゃないかというふうにも思っています。この中身については今回の法律でも今後いろいろな措置を取っていくというところで明確になっておりませんので、この点を少しお聞きしたいというふうにも思っています。

まず不審船の対応ですけれども、これは既に一昨年になりましたが、不審船が海上保安庁がこれはいまよく対応したというふうにも思っています。が、当時は、もう今は明確になっていきますからいいと思いますけれども、北朝鮮の方もまさかそれほどの対応をするとかいう、思っていない、油断もあつたというふうにも思っております。それからもしそういう事件があればそう前向きなふうにも思いませんし、例えば多数の不審船が日本領海に出現した場合にどういった対応になるのか、海上保安庁が主体的に対応することかなというふうには思っています。この点をまず確認したいというふうにも思っています。

御説明を申し上げます。御説明を申し上げます。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げます。先生御指摘のいわゆる不審船、これが出現した場合の対応につきましてでございますが、政府といたしましては、早い段階から内閣官房、防衛庁と私どもも含めまして、関係機関におきましてその情報を共有しようというふうにも考えておりました。そうした関係のところと連携の上で対応をしていくというふうなことが基本でございます。

不審船への具体的な対処、これにつきまして、政府の基本的な方針といたしまして、警察機関でございます海上保安庁はまず第一的に対処するということといたしております。海上保安庁といたしましては総力を挙げて万全を期したいというふうにも考えてございます。

御指摘のように多数の不審船が出現したというふうな場合であっても、仮に当庁では対処することが不可能だとか、あるいは著しく困難だというふうな状況だということに認められる場合も想定されるわけでございますけれども、そういう場合には、機を失することなく自衛隊に基づき海上警備行動が発令されて自衛隊が対処するというふうなことに整理がされておまして、政府全体として、いざにいたしましても連携の下で適切に対処してまいりたいと、かように考えております。

○池口修次君 この点については、本当にどの程度の不審船が、その不審船も武装をしているかどうかというのにも分らない段階で対応しなきゃいけないということでも非常に難しいと思っております。情報収集が一番大事だと思っておりますので、早期の情報収集をお願いいたします。

二点目に、テロの対応ですけれども、仮に日本においてアメリカで起きた九・一一のようなテロが発生したときにどういった対応になるのかということ、これについては、その具体的な被害に対する対応と、そのテロがある目的を持っているというところが明確になったときに、じゃ日本が対応する手段を持っているのかどうかという点をお聞き

きをしたというように思いますが。これはどこに聞いたらいいかというのにはちょっと分からないんですけども、内閣なのか。

○内閣官房副長官(上野公成君) テロ、九月十一日のようなテロが日本に起こった場合ということでございますけれども、まず第一に、テロが起らないようなそういう事態にならないように防止に努めるということが第一だと思っております。

これ今、入管の方ですね、それから、情報収集もしっかりとやってテロを防止をしておりますし、それからハイジャックについても、空港の警戒でありますとか搭乗者のチェックだとか、それからコックピットに入れないような強化もいたしまして努めているわけでございますけれども、万が一発生した場合には、やはり被害を極限、なるべく小さくとどめるということが大事だと思っております。これは政府全体として重大事案として取り組まなきゃいけないと思っておりますけれども、平成十年に重大テロ事案が発生した場合の政府の初動措置、これを閣議決定をしております。どういふふうに初動するか、また本部を設けるとかいろいろなことを決めておりますし、それから対処マニュアルというのをこれは、危機管理監の方でこれは平成十三年に決めてございますので、そういったものに従って内閣主導の下で各省庁とも連携をして、被害者の救助、それから被害の拡大防止、犯人の検挙等に全力を挙げていきたいと思います。

○池口修次君 冒頭申し上げましたように、私は武力攻撃事態というのがどういふ形で起きてくるのかというふうにも考えますと、ミサイルの攻撃であればある程度、どこが撃ってきたかというのにはある程度特定できますけれども、不審船なりテロというのは相手はだれかというのが非常に難しい理由で、いきなりそれじゃ不審船なりテロが出てきたから武力攻撃事態なり予測事態ということにはならないというふうにも思いますが、ただ、可能性としては非常にそれに発展することが相当予測される事態だと思っております。

○池口修次君 冒頭申し上げましたように、私は武力攻撃事態というのがどういふ形で起きてくるのかというふうにも考えますと、ミサイルの攻撃であればある程度、どこが撃ってきたかというのにはある程度特定できますけれども、不審船なりテロというのは相手はだれかというのが非常に難しい理由で、いきなりそれじゃ不審船なりテロが出てきたから武力攻撃事態なり予測事態ということにはならないというふうにも思いますが、ただ、可能性としては非常にそれに発展することが相当予測される事態だと思っております。

りテロの案件が武力攻撃事態なり予測事態というふうに変わるということであるとすると、どういう段階で変わるのかどうかということと、それと、変わる可能性があるということからすると、やはり情報が時系列的に同じところで管理しているということが私には必要ではないかというふうに思っております。民主党は、そういう意味で危機管理というのを設置すべきであるというふうな提案はしたわけですが、そういう段階で今回の法律である武力攻撃事態というふうな認定されるのか、若しくは、そういういろんな事態によって主管するところが違いますから、情報伝達というのは今で十分なのか、それともこれからどういう形で整備をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 御指摘のように、そういったテロだとか不審船とか、それからミサイル攻撃ですね、こういったことは武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に認定されるということはある程度でございます。そして、それであればどういふときに認定するかということにつきましては、そのときの国際情勢も考慮に入れなければいけませんし、それから相手国がどういふ意図を持っているとか、それから軍事的な行動がどういふことか、そういうことを総合的に判断して認定をするということになるかと思っております。

そういう認定をしない場合については、先ほど海上保安庁長官が答弁をいたしましたように、海上保安庁なり、それから警察なり自衛隊で対応すると、こういうことになっておられると思います。そのときの状況に応じて判断をしていくということになります。

○池口修次君 それと、今回の法律案ですと、武装工作船事案や大規模テロなど新たな脅威への対処に取り組みむということをこれからやっていくことの中に入っているわけですが、その中で、北朝鮮との間で拉致があったわけですが、大規模テロということで形容詞が付いておられますが、私はテロ、拉致もテロだというふう

いる一人ですけれども、これをこれからいろいろ検討するに当たって、この拉致問題というのの速やかに必要な施策を講ずるべき中身に入っているのかどうかという点を、できれば拉致がテロなのかどうかという見解を含めてお聞きしたいと思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 拉致というのは、他国によって拉致をされるわけで、我が国の国民の生命と安全にかかわる重大な問題でございます。これは疑いようのない事実でございます。更に事実関係を説明する必要があるわけでありまして、私も、我が国の主権の侵害とか人権侵害であつて国際法上許せない行為でございますので、これは一般通念上は、拉致もテロ、拉致もテロ行為に当たると、こういうふうにお考えしております。

具体的に北朝鮮の拉致問題がどういふことかということだと思っておりますけれども、今いろいろ事実関係を北朝鮮に強く求めている具合でございますので、引き続き強く求め、あるいはまた、五人の被害者の家族の帰国についても早期実現に取り組んでいきたいというふうにお考えしております。

○副大臣(矢野哲朗君) 大変深刻な問題と理解をさせていただいております。今、委員言及のとおり、拉致はテロかというふうな一つの判断でありますけれども、米国のようにテロ支援国家認定等々の法的整備がなされていない我が国の現状であります。ですから、その認定等がどういふふうな影響があるか判断しかねるところでありますけれども、家族、拉致被害者家族の方々の思いを十分我々酌み取りながら、事態の早期解決、なおかつ、五人の拉致被害者の方々の家族はまだ北朝鮮にいるわけでありまして、早期帰国というふうなことに對して最大限の努力をしたいと思います。

○池口修次君 前段の内閣の見解としては、やっぱり拉致はテロだというふうにお聞きをしたというふうな確認をしたかと思っておりますが、若干、外務省の今までの見解とは少し変わったのかなという認識もしておりますが、拉致はテロであるという

認識の下に、やっぱりこの法律における速やかに必要な施策を講ずるということで、是非突っ込んだ検討をこれからお願いしたいというふうに言っておきたいというふうに思います。

副長官、ちよつと忙しいようですが、もう一点だけちよつと付き合っていたらいいんですけども。

ひとつ、今、SARSの問題で非常に世界的に混乱が起きております。このSARSの原因は、単純に、いろんな厚生省の管轄する部類のものだというふうに思いますが、ただ、アメリカでは一時期、炭疽菌が送り付けられたとかいう話がありまして、これから、生物テロ等も予測されている中で同じような事案というのが起きる可能性があるというふうな用意がされているのかという点を確認をしたいと思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 先ほどお答えいたしましたように、生物兵器といいますが、のテロに、テロといいますが、につきましても、危機管理監のところでは対処マニュアルというのができております。SARSについてもそういうことがあり得るわけですから、そういうマニュアルができておりますから、それに従つてきちつとした対応をしていくことであらうと思っております。

○池口修次君 ちよつと時間の関係がありまして、非常に飛ばさしてもらいまして、申し訳ありませんが、これ以降、直接、上野副長官には質問をする予定はありませんので、都合があるそうでしたら退席していただいで結構です。

あと十二分ですので、ちよつと順番を変えさせていただきます。お聞きをしたいと思います。これから世界の安全若しくは平和をどう構築していくかという、若林さんも、若干質問がダブりますけれども、重要な問題ですのでお聞きをしたいと思います。私は、世界の平和ということの恩恵を最も受けるのは日本ではないかというふうにお聞きを

ります。日本は資源がない国ですから、食糧を含めて輸入に頼らざるを得ないというふうに思いますが、その代金を何で払うかということと、輸出若しくは海外での活動で得たお金でそれを払うということからいって、これが成り立つというのは、世界が平和であるということが前提だということに思っております。

そういう意味で、これが崩れますと、やっぱり私は日本の今の生活水準、生活環境というのは維持できないというふうにお聞きをしまして、そういう意味で、今回の日本における危機対応をどうするかということと同時に、やっぱり世界の安全をどう構築していくかということは、日本が積極的に考えなきゃいけない大きなテーマだということに思っております。

そういう意味で、まずお聞きをしたいと思います。世界の平和なり安全というのを、一つは、やっぱりアメリカが中心になってこれを構築していくんだという考えもある、言っている人もいますというふうにお聞きをします。大多数は、やはりこれは国連が中心となつて世界の安全を構築すべきだというのが大多数だというふうにお聞きをしますが、日本として、この世界の平和の体制というのをどこがイニシアチブを取つてやるべきかということについてまずお聞きをしたいと思います。外務省ではないかというふうにお聞きをします。

○副大臣(矢野哲朗君) 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、正に国連を中心とした一つの世界、国際社会の中の平和、安全を確保すること。また、我が国として、日米安全保障条約、このことが我が国及び極東の平和と安全を維持すること、正に功を奏しているとお聞きをします。

そして、この二つの考え方はお互いに私は排除するものではなくて、それが重層的に、その行動目的が重なり合つて、地域並びに国際社会の平和と安全が確保されるというふうにお聞きをしたいと思います。

○池口修次君 私も、やっぱり世界の平和の体制というのをアメリカだけの判断で考えるというこ

とは非常に危険なことだというふうには思いますが、やっぱり国連の枠組みの中で話し合われるべきだというふうには思いますが、ただ、今回のイラクへの攻撃の決議をめぐって、国連の安保理が機能するのかもしれないか、今のままでいいのかわからないかという点が言われております。

先ほど言いましたように、やはり日本が積極的にこの分野については発言しなくてはならないというふうには私は思っているんですが、この安保理の機能回復というか、人によっては安保理の改革というような言い方もしている人がいるようですが、これに対して日本として何をすべきか、若しくはしようとしているのか、この点をお聞きしたいというふうには思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 御指摘のとおり、先般のイラクに対する軍事行動開始前に決議採択をめぐって国際社会の中で亀裂が生じたこと、大変残念なことだと私も考えております。

しかしながら、今後とも、安保理が国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たしていく、そのことについては変わりがないというふうには考えていると思いますし、我が国としても、さきの総理並びに外務大臣の訪欧の際、様々な機会をとらえて関係国との意見交換を行い、その重要性を訴えてきたところであります。

○池口修次君 いろいろ努力はしているということと否定はしませんけれども、私は、世界の安全をどう確保するか、そして場合によって、今、国連で許されているのは、自衛のための戦争と国連の安保理が認めたときの戦争というのがあるわけですが、やっぱり安保理の中で日本がどういう発言ができるのかできないのかということ、非常に世界の、国連を中心と、重視していくということでは大変重要なことだというふうには思っております。

ただ、この点でいろいろな議論がある中で、やっぱり日本も安保理に入るべきじゃないかという議論があるのは承知しているわけですが、ただ日本は憲法上、国際紛争の解決には武力を行使

しないということをやったついでに、では安保理で武力行使の容認決議が出た場合に、日本はどういう主体的な行動なり発言ができるのかということについては非常に難しい問題ですし、だと思いますが、ただやっぱりそこで何も発言できない、主体的に発言できないということになると、やっぱり日本が本当に安全ということについては積極的な役割を果たしたということには私はならないというふうには思っておりますが、この点について答弁をお願いしたいというふうには思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 安保理改革の論議が既にスタートして十年経過しておるわけでありまして、私も、拡大後の安保理の規模、いわゆる数でありますね、それから非常任理事国の選出方法、そして拒否権の扱い等々について、まだ各国の意見が分かれているというので、大変厳しい状況にあると言わざるを得ないと思っております。

なお、決議等々の対応でありますけれども、これまで過去において八回ほど、非常任理事国でもってPKOに関する決議の表決や、いわゆる多国籍軍に関する決議の表決に主体的に参加をさせていただきました。また、今般のイラク問題に關しても、我が国は安保理メンバー国ではありませんけれども、主体的に判断し、米英等の武力行使に支持を表明もさせていただきました。

我が国としては、今後、安保理のメンバー、メンバーではないということにもとらわれず、憲法の枠内で国際の、国際間の平和と安全を維持するということとを目的とする国連の諸活動に積極的に貢献していくという考えであります。

○池口修次君 私がいいたいのは、米英の行動を支持するかしないかということ自体はできるといふふうに思っていますけれども、武力行使を容認するかどうかというのは安保理で決めるわけですから、今回は、日本は安保理に入っていないから、そういうことを明確にする必要はなかったわけですが、やっぱり安保理に入ることですと、やっぱりそこで明確に言えるようなものを、これは非常に微妙な問題がありますけれども、

やっぱりそういう問題がある程度正面からとらえて議論をしていかないと、日本が世界の安全について積極的に発言できるというふうには私は思わないというのを申し上げておきたいと思っておりますが、もし何かありましたら、お聞きします。——ないようですから、じゃ。

それと、それに関連して申し上げます、小泉総理は、イラク攻撃の日本の態度を説明するときに、アメリカの攻撃は支持するけれども日本は戦争に参加しない、だから、だからいいんだというふうには言ったかどうかわかりませんが、私も、この趣旨の発言をされたというふうには私は思っております。私は、非常にこの発言というのは無責任ではないかというふうには思っております。日本は参加しないんだから、ほかのところがやるといふこと自体はいいんだというところはちよつとどうかというふうには思っておりますが、やっぱりこのような説明を日本のトップリーダーがして、それで納得している人も多くいるというふうには思いますが、やっぱりそれで納得をしようというところは日本にとつて大変不幸なことだというふうには思っております。

これを続けていきますと、やはり世界の中でこういう問題に対して日本の発言力というのはますますなくなっていくんじゃないかというふうには私は思っております。答弁は結構でございます。

最後、一点だけ。自衛隊の行動について一点だけお聞きしたいというふうには思っています。

今回、自衛隊法の改正で、いろいろ個人の持っている土地なり家屋を変更するということができる法律になっております。それに対する補償についても明文化されているわけですが、例えば家屋を使用したときに、その補償というのはどこまでされるのか。法案なり事前の説明から言くと、公用令書に基づいたところしか補償がされないというふうなことであります。ただ、やっぱり自衛隊が何かの目的で使うためにその家屋を使用するわけですから、ある意味、攻撃対象に最もなりやすいもので、自衛隊が壊した以外に攻撃

によって壊された部分もあるということで、そういうときにはどこまで今回の法律によって補償されるのか、若しくは今回の法律じゃなくても、どういう形で私的財産に対する補償がされるのかという点を最後にお聞きをしまして、時間が来ておりますので、今日はこれで終わりたいというふうに思っています。

○国務大臣(石破茂君) これをどうやって補償しようかということは今から法律によって定めることは非常に難しいんだと思っております。

それはどういふことかといふと、どういふ形で終わるのかというのが分からない。その敵の武力攻撃というのは物すごいもので、我が国の経済がすごく疲弊をしまして、これなかなかその補償するのが難しい場合もあり得るだろう。これは、やらないとかそういうことを申し上げているわけではございません。ただ、どういふ国情になっているか、そしてどれぐらいの被害が起きているかといふことは、そのときに判断をする部分というのが私は意外と多いんだろうと思っております。

もちろん、そういう国民が受けた損害については補償することは必要です。ただ、これ戦前にも戦時災害保護法といったかな、そういうような法律がございまして、これは補償という概念ではなくて給付という概念を使っておりました。

ですから、それを完全に補償するというわけではなくて、家がなくなつてしまつた、学校が壊れてしまつた、あるいは食べ物や物がなくなつてしまつた、それに対する補償という形ではなくて、国が給付するといふ形を取っております。

○委員長(山崎正昭君) 防衛庁長官、時間が来ていますので、簡潔に。

○国務大臣(石破茂君) したがって、このことは、これから先いろいろな議論をしていくことになるかと思っております。

○池口修次君 どうもありがとうございました。終わります。

○山本保君 公明党の山本保です。

今日は、これから議論がいろいろされていくだろうということで、私も何回も質問させていただくということですので、ちょっと法案の前身には、入れれば入りたいたいと思っておりますが、ざくっとしたと言ったらおかしいですが、できれば専門の副大臣、副大臣、また官僚の方からいろいろ勉強したいと思っております。

最初は、自分のは、問題関心にちよつと言いますと、私は、やはり日本は憲法に書いてある戦争放棄そして世界から戦争をなくするということをあくまで追求すべきだと私は思っておりますので、ただそれを夢のように言うのではなくて、何とかそれを実際に動かしていきたいと思っております。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕
ですから、そういうことで、この今回の法案とこの中の中にきちんと位置付けていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういう問題関心からお聞きするわけでございます。

最初に、外務副大臣、矢野副大臣にお聞きいたします。

日本の現在の外交の基本方針というふうなもの、先ほどから少しお話にも出たと思っておりますので、例えば冷戦という言葉は使わないだとおっしゃいましたが、そういうときからそれがなくなつた、そして今テロとか地域紛争になつてきた。こういう状況の中で、どういう日本は今大きな外交方針を持つていいのか、その中でこの今回の法案というののほうにどう位置付くものかと考えればいいのか、この辺について御所見を聞きたいと思っております。矢野副大臣。

○副大臣(矢野哲朗君) 先ほど来質問いただいたとおりですが、繰り返して恐縮でありますけれども、やはり外交の一つの目的というのは、我が国並びに我が国民の安定と繁栄を実現化することだというふうに考えておりました、その構築のためには国際社会全体の平和、安定、そして繁栄の実現に取り組むことが不可欠だというふうなことだと思っております。

この目的については、冷戦並びに冷戦終結後も私是不変のことだと考えておりました、なお、現在の国際情勢でありますけれども、本当にふくそうする状況の中でというふうなことからして、より一層国際協力が重要となつてきている現実があると思つております。我が国としては、平和的な国際社会の構築に向けてより一層貢献していきたい、基本的な姿勢であります。

○山本保君 もう少し、では、ちよつとそれについて、審議官でも結構でございますので、もう少し教えていただきたい。

よく聞きますのは、日本の外交というのは日米関係を基軸としてというふうな、しつこく国際協力を重視していくというふうな、よくそういう言葉で整理されていると思うんです。日米関係、まあ日米同盟なんという言葉も今回の戦闘でよくのときに使われたと思うんですが、こういうものと国際協調と、しかもこの中で今国連の安保理のことが出ました。私なども、安保理はとも本当に動かさなかつたんじゃないか。もちろん、日本としては、いやちゃんと安保理に従つてということ、法律的にはそういうことは分かるんです。しかし、実際論としていけば、安保理というのがま

とまつていくには時間も掛かるし、いろんな大の権益等を考えますと、日本が何かあるときに、日本の利益ということを考えるときに、安保理が間に合うようにはどうも思えないのも実際でございます。

ただ、国際協調という安保理だけではないだろうと。後からASEANのことをお聞きするわけでございますが、私も本当に今までこういう分野は苦手で勉強しなかつたんですが、国連というところでも安保理と考えると、いやどうも出てきているのがこの冷戦の終わった後の構造なのかという気もするんですけども。さてそこで、日米関係ということと国際協調と、これはちゃんと両立するものなんではないでしょうか。そのように絞つてちよつ

とお聞きしたいんですが。

○政府参考人(小田部陽一君) 委員御質問の点でございますが、先ほど矢野副大臣の方からも答えさせていただきましたけれども、国連の活動あるいは日米の活動はともに、相俟いまして我が国のやはり平和と安全の確保に寄与していくというふうな考えておられますし、またそうさせていくべきだと思つております。

さらに、委員御指摘になりましたように、国際協調と言いましたときには国連だけではございませんで、委員御指摘のアジアにおける様々な枠組みもございまして。さらには、G8という枠組みもございまして。したがって、我が国といたしましては日米関係、あるいは国連、G8、いろんな場を使いまして、我が国の平和と安全を確保していくということが必要だろうというふうな考えております。

○山本保君 それでは、もう少しこの議論を深めるために、防衛庁長官に、今度は非常に深くそれと関連しております日本の安全保障の基本方針、これまでの流れ、そしてその中で変わったのか変わっていないのか、先ほど少しお触れにもなつたもので、もう一度お聞きしたいわけですが、現在においてどういうことが重要になつておるか、そしてその中で今回の有法制制というのはどういうふうな位置付くのか、これについて御所見をお願いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 先ほどもお答え申し上げましたが、今回の武力攻撃事態法あるいは自衛隊法の一部を改正する法律案とは直接結び付くものではございません。今回の法案、もう何十年も前から議論をしておることでございます。

そういうことを前提に置いて申し上げますと、やはり冷戦が終わつたということと非対称的脅威が出てきたということが一番大きな変化だろうと思つております。専守防衛、そしてまた自衛権行使の三要件というものを堅持しながら、この冷戦後の事態というものに、そして非対称的脅威というものにとりやつてこたえるかということ

ちんと答えを出さなければいけないものだというふうな考えております。

○山本保君 防衛庁長官、この点は非常に詳しいと思つたので、じゃちよつと踏み込んでお聞きしますが、今おっしゃつたことは、そうすると今回の法律というのは、何か差し迫つた危険が我が国にあるから作つたというのではなくして、何だと、一体どうなんだと、その辺をじゃ教えてくださいます。

○国務大臣(石破茂君) 全くおっしゃるとおりであつて、差し迫つた危険があつたので今回のこの法律ができたというものではございません。これはもう昭和五十二年来議論のあることでございまして、私もはもつとも早くにやらなければいけなかつた、官房長官から政治の怠慢というお話がございましたが、それは私も反省をしなければいけないことだと思つております。

○山本保君 そうしますと、先ほど防衛計画の大綱というんです、それが平成八年でしたか、そういうものがもう既にできています。こういうものの中にも例えばテロであるとか今の非対称的脅威というんです、こういうものは余りまだ表に出ていなかつたわけですね。何かこの法案を作り、もちろん危機があるから法案を作つたわけではないとおっしゃいましたけれども、法案を作れば当然そういう状況変化が出てくると思うんですけれども、何か防衛力の大綱などについても、計画ですか、これから変更があるのかというところ、どういふ方向が考えられるのかということについて、もしよろしければお伺いします。

○国務大臣(石破茂君) 今の大綱は七年のものでございます。そこには、非対称的脅威という言葉があつたかどうか、ちよつと私、記憶が定かではありませんが、テロというものがあつたんだと、そういうもの、つまり正規戦の着上陸侵攻みたいなものではない、そういうものには対処していかなければいけないんだということは今の大綱にも書いてございます。

ただ、そのときに平成七年、今から八年ぐらい

前ですか、テロとかゲリラとか、そういうものが我々の頭に本当に現実としてあったかというところ、まだはっきりとした形は取っていません。九、一、一みたいなものも起こっていません。だとしますと、それをさらに、今の装備で十分対応できるものなのか、そしてあのときは工作船事案についてまだ起こっていません。能登半島沖工作船事案があった。そして、東シナ海の工作船事案があった。やっぱりそういう新たな出てきたものに對して我々の陸上、海上、航空の防衛力はこれで本当に十分なのかという検証は常に行っているか、ねばならないことだと思っております。

そういう観点から、今在り方検討というものを庁内において行っておりますが、これが大綱の変更になるかどうかというところは防衛庁ではなくて政府全体として決するものでございますので、私が今答弁する立場にはございません。

【理事阿部正俊君退席、委員長着席】

○山本保君 これは外務省なのか防衛庁なのかちょっと質問してからあれですが、今のお話にも絡むわけですが、先ほどからあります、まあ総理がよくいつも言われる、備えあれば憂いなしと、防衛庁長官も、今回のものは本来あるべきことをしたものであって、決して何か今差し迫った脅威に對して対応したのではない。とはいえ、今までなかったものを作るわけですから、当然、備えと言えはいいんだが、相手側といいますが、そういう意図をする国があるとすれば、向こうからしてみれば当然何らかの意味が、日本というものが変わったわけですから、変わったと見るだろうというふうな気もするんですね。つまり、今回のこの法案が諸外国ではどのように取り、どんな反応といいますが、これは外務省でしようかね、これ、この辺についてお聞きしたいんですが。

○政府参考人(小田部陽一君) 今回の法案につきましては、相当長い間国会で御議論いただいているわけですが、外務省といえましては、早い段階から諸外国、特にアジア諸國に對しましては、正にこの法律の目的、意図、それから具体的に

的仕組みというのを説明してきておりまして、万が一にもそういう諸國から誤解のないように努めてきているところでございます。

したがって、今のところ諸外国の方からこの法案自体についての大きな懸念というものは出ていないというふうには理解しております。

○山本保君 それでは、問題をちょっとまた外交の方に少し戻しまして、先ほど私もちょっと申し上げましたASEANというんですか、東南アジアなど日本の近辺というのがやはり外交で一番重要だという気がします。

何か起これば、日本に攻めてこられるとか有事だとかいう、また周辺有事というふうな、周辺事態というふうなことではなかつても日本には非常にいろんな意味で影響があると思うわけですが、ASEANの、ARFというんですか、ASEAN地域フォーラムというふうな、こういう非常に地域協力というものが、やはり冷戦構造が終わってじゃないかなと私も思うわけでございますけれども、特に日本の非常に関係するものとして、まだほかにあるかもしれません、申し訳ありません、私は今そこだけまずちょっと勉強しましたので。この辺は日本としてどういうふうな位置付けているのか、どんな取組をしておられるのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) アジアでありますけれども、依然緊張関係並びに不透明、不確定な要素が多く存在していることは、議員御承知のとおりであります。

同地域においては、米國を中核とした日米、米韓等々、安全保障の取組がおりますけれども、そのことを基軸として地域の安定が維持されてきていると考えております。

なお、こういうふうな、このような安全保障環境の下、二國間の取組と同時に、ASEAN地域フォーラム等の多國間の対話の枠組みを重層的に整備していくことが肝要だと考え、域内諸國間の相互信頼関係を高めるための安全保障対話や防衛交流を進展させることに、我が國を取り巻く安定

した安全保障環境の向上というふうなところに重要な位置付けとして取り組まさせていただきますところでありませう。

加えて、私も八か國、ASEAN地域を十か國のうち八か國を訪問させていただきまして、けれども、私の実感として、ただ経済的のみならず政治や治安も含めて、なおかつ東アジアの広く安全保障についての問題意識を共有し、ともに協力していこうというふうな考え方が醸成されているということを感じたことも事実であります。そのことについて、我が國としての今後の貢献ということも積極的に取り組まなければいけないというふうな考えております。

○山本保君 ASEANというのは、この地域フォーラムですか、見て、お聞きして驚いたんですが、北朝鮮もメンバーに入っておるそうでありませう。しかも、今、矢野副大臣もおっしゃいましたように、経済的なことをするのかと思つていましたら、そうではなくて、正に外交、安全保障の中心に武力を使わずに、予防外交というんですか、そういうことが今このASEANの一番中心だと、中心といえますか、今の一つの課題だというふうにも聞いています。

これはもつと積極的に日本は取り組むべきではないかなと思つておられるけれども、特に北朝鮮というのが入っておるとなれば、唯一といえますか、もちろん二國間で話が進めばいいんですけども、やっぱりお互い自分の御近所でも直接言えないことというのは一杯あるわけだし、こういう多國間の枠組みというものがあるのあればもつと積極的に活用すべきではないかなと。

矢野副大臣、今八か國も行かれてということでありましたので、一層この辺については重視すべきではないかと思つておられますが、現状と今後の取組についてお聞きしたいと思つておられます。

○副大臣(矢野哲朗君) ARFの件でありますけれども、ASEANの諸國にプラスすることの、欧州委員会、インド、モンゴル、北朝鮮、ロシア、

そして米國、カナダが加わり、このARFの組織が形成されていることは御承知のとおりであります。

率直な考え方を申し上げますけれども、より一層積極的な展開が期待したいなという思いの中でこの取組、着実な進展が図られておるといふような現状認識をさせていただいております。ですから、当然、面的な対応としてのその場での議論ということも必要性があると思つておられますけれども、余りにもネットする範囲が広いがためにというふうな一部障害も私としては感じております。しかしながらという思いの中で、今御指摘の問題を解決するための問題提起等々、今後も我々としても積極的に取り組んでいきたいと思つております。

○山本保君 矢野副大臣にもう少し今度は先輩の政治家として御意見を伺いたいと思つておられますけれども、そういうふうな外國と日本が今交渉してきちんとやっておりますよということなんです、実は今回、この外交青書でございますが、これを見せていただいたりしまして、本当にもう急いで読んでいますので詳しく見ておられませんけれども、最初に私申し上げました夢のようなかもしれない、しかし、我が國の憲法にはやはり世界の恒久的平和というものを念願する、そしてその理想と目的を達成することを誓うんだということが書いてあるわけですね。私は日本の國是だと思つておられます、世界から戦争をなくする。例えば、そういうことは、片方の防衛のどうだこうだといふときにはそれはもうそんなことを言っている余裕はないよというのが正に現実、リアルリスクといふことだと思つておられます、しかし外交といふのはやはりいつも理念を掲げて持つていくべきではないかと思つておられます、今回見せていただいている初めて外交というものを讀ませていただきましたら、何か日本がそういう戦争をなくするといふことを國是にしているんだと、例えばそれを世界に訴えていくんだというふうなことは書いていないんですね、どうも見ておられます。

そんなことはもう当たり前のことなのか、それ

ともうあほらしくて、この前もある外交の専門家のお話を、講義を伺いましたら、何かもうそういうことをプロの世界で言うことはもう恥ずかしいような状況なんだというような、これは半分皮肉を込めて言われたのかもしれないが、言葉も聞いてちょっと私も驚いたんですけれどもね。

もつと日本は、この青書にしましても、またASEANに対するこちらからの提案等にしましても、我が国の基本的な立場というものをもつと打ち出すべきではないかなという気がしてならないんですけれども、矢野大臣、政治家としてどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○副大臣(矢野哲朗君) 委員御指摘のとおり、我が国の外交展開でありますけれども、平和憲法の理念を前提として展開されていくことは当然のことだと思えます。ですから、その思いでもって一年間開る外交展開の結果を青書に記述させていただきますという一つの事柄でありますけれども、なおかつその中には、平和の定着等々、予防外交等の積極姿勢なども積極的に記述をさせていただきますという内容でありますから、そのことについては広く私は国際化社会の中でも御理解を賜っていると前提の下での報告というふうにご考えておりますけれども、今指摘のような考え方をより徹底させるという必要性があるならば、貴重な御意見として今後検討させていただきたいと思えます。

○山本保君 ありがとうございます。

こんな素人っぽい議論をして笑われるのかと思いましたが、いや、少し積極的に考えてみましょうということなんで、ちょっと私も驚いておりますけれども。

しかし、もう一つ、ただそれを言うだけではもちろんいけないだろうと思えます。先ほどからお話ありますように、もう戦後五十年以上、正に憲法はとくにありわけですけれども、しかし実際にはその憲法はほとんど何も機能してこなかったと思えます。しかし、この今の理想などといったも、とてもできるところになかったと思う

んです。両方の両大国といえますか、の下に、言うなら、言葉は悪いですが、親分の下にひつ付いていなければ生きていけないという時代だったわけですから。しかし、それが終わった。

しかも、先ほどからお話ありますように、地域ごとにその国やその地域の安定と平和若しくは利益、その地域の利益のために具体的に話が始まってきたりとなれば、今までの外交方針ではなくて、一歩も二歩もつと具体的に、例えば東南アジアに非核の地域を作ろうとか、何かよく竹中さんが出す工程表というところで、はやりになっておりますが、私は本当にこの地域を、五十年掛かるか百年掛かるか分からないけれども、しかしその間に日本は絶対に戦争をなくするために努力する、そういう国である、そしてそれを是非皆さん分かってくださいよという、その目標をきちんと決めていくようなことをすべきではないか。

具体的にどう一つお聞きしたいのは、であるならば、今回のこういう法律を作るのであれば、バランス感覚からいっても、やはり、決して攻めたりするんじゃない、戸締まりだと、おっしゃるとおり、備えなんだと。しかし、しかしそういうものをやった以上、やっぱりちょっと普通の国に近い付いたわけですから、しかし、私は普通の国じゃない国だという気もするんです、やっぱり日本は、もう一つの方を踏み込むべきじゃないか。ならば、そのことを、つまり世界の戦略、何かストラテジーという、何か言葉のおかしな、平和の戦略って変ですけれども、それをやる役所といえますか担当部局というものを、例えば内閣に、官房などにきちんと作っていくべきではないかと思えますけれども、この辺についてはどちらにお聞きすればいいのか、官房長官なのか、官房長官、せつかくおいでですから、お願いします。

○副大臣(福田康夫君) 内閣でというお話でしたから私からお答えをいたしますけれども、今、外務省を中心としたしまして、平和の構築と申しますか、戦争をする前の、また戦争終わった後のいろいろな処理ということよりも、その前の段階

の、例えば、いろいろな紛争が起こる原因は例えば貧困にあるんだとかいったようなことがあれば、貧困の撲滅にどうしたらいいか、そのためにODAをどう使うべきかといったようなことも配慮しながら平和の構築というものにも取り組んでいくわけです。

ですから、委員のおっしゃるような、平和に向けての日本としての考え方、それを発露するような場面というのはこれはもう既にあるわけで、戦後、一貫して我が国は平和外交を続けてきたわけですから、そういう中で平和問題に取り組んできた、これからも取り組んでいかなければいけない大きな課題である。特に、経済力も世界第二位といながらも、核も保有しない、そして攻撃的な兵器というものは極力持たないようにするとか、そういう配慮もしながらやってきたわけでありまして、その方針は今後も貫いていくのではなからうかなというふうには私は思っております。

そういうことで、これは外交方針ではありますがおきまして、これは内閣総理大臣がそういう考え方を常に持った上で、いろいろと目配り、気配りをしながらその時々々の外交を進めていくということになるかと思えますので、それを補佐する部署がどこにあるべきかといったようなことになった場合に、じゃ、総理大臣を補佐するという意味において、そのそばにそういう専門部局があったらいいのではないかと、こういう御議論、これはよく分かります。

ただ、これは外交方針そのものに関するところでございますから、今、外務省が中心になってそういう対応をしているということでございます。内閣府にも国際平和協力室というものがございまして、その一翼は担っております。また、戦後処理問題、例えば中国の遺棄化学兵器の処理、そういうことなども、これも大事な平和外交のツールだということも私は思っておりますけれども、そういうことも全力を挙げてやっておるといってございまして、それは内閣府と、それからま

た、総理の下で内閣府と、それから外務省が分担してその仕事に従事していると、携わっていると、こういうふうにお考えいただけますか、それか、それを更に政策として強化するかどうか、それは今後日本がどういうふうな外交政策を取り、またそれをもつと強く打ち出す必要があるというようなことであるならば、またそれはそれで対応する部署を作るといって一案かとは思っております。

○副大臣(矢野哲朗君) ただいま官房長官からも答弁がありましたけれども、特に外務省内部でということをおっしゃるけれども、その目的をより内外に明確にするためにもということで、関係部局が集まりまして、平成十六年度に機構改革の一つとして、外務省内部に關係部局、外交審議官、総合外交、総政局ですね、それから経済協力局、国際社会協力部、地域局等々の關係者から成る平和構築調整委員会を立ち上げるというふうな機構改革も考えております。

○山本保君 ありがとうございます。

私が申し上げましたのは、もう、まず一つは単純なことなんです。つまり、官房長官もおっしゃいましたけれども、今、いろんな問題がある。貧困がある、教育の問題がある、そして過去の日本の犯したものについての清算もある、いろんなことがある。こういうものをきちんとしていけばいいんだというのには正にそのとおりなんです、もう一つの発想を私、申し上げたんです。

つまり、我が国の目標はもうはつきりしているんです。目標は、この地球から核兵器もなくし戦争もなくし、人が国の名前を殺し合うようなことはなくすということなんです。であるならば、その目標の方から逆算していくということをしたらどうですかということをお聞きしたいと思います。

小泉政権になって、私も経済などを勉強しまして、やはり一つ面白い発想だなと思うのは、まず目標を設定してからその間を詰めていく。私も官

僚でしたが、官僚というのはなかなか、そういうことを頭の中でやっているが、外には言いません。現実、こだけ直すんですよという顔をしながら、実際、ねらいはあるんですが言わない。正にねらいを言うのが政治家の仕事だと思っております。

ですから、先ほどから無い物ねだりのようなお話をしましたのは、この青書を読ませていただいたら、そういう発想ではないなと。日本というのは本来世界を平和にするための仕事をする、誓ったんですから、こういうものを持っている国だということから逆に発想していったらどうなんだろうかと、少くも少し申し上げたということでございます。

できれば、じゃ、官房長官、もう一言いただけますでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 目標を設定して、その道程を明らかにする、工程表というふうなことにきき例を挙げられましたけれども、それはそれで、その考え方はよろしいんではないかと思っております。

しかし、これは我が国だけでどうこうできるものでないということがございます。国際間の協調と申しますか、我が国だけがそう考えても、ほかの国がどうしても付いてこないというような状況の中で我が国はどうするか。あくまでもそれはもう平和平和というふうな言い続けるかどうか、それよりも、そういう国際情勢を、そういう現実を直視した上で、それを少しでも改善するような現実的な解決方法はないかどうかといったようなことも視野に入れなければいけない。

先ほど来、国連のお話ございました。国連というのは、それは私にはある意味においては、表現は悪いかもしれませんが、理想の姿を追い求めているものだと。今度の実際の米英を中心とするイラクの攻撃、これは現実の社会だと、こういうふうな思っています。これが、現実と理想が一致すればこれに越したことはないんです。そのことを我が国も目指していかなければいけない、これはもう当然のことでございます。ただ、その間において、いろいろな現実、それも国際間におい

ては各国の利益を最大限膨脹させるといふか、最大限に国の力を活用して国の存在を大きくしようという、そういうような働きもあるわけでございます。そういう中で、理想だけ掲げて、理想でなければ、理想に到達する一直線ではない、理想以外には排除するというのは現実的には難しいことともあるというところは、これは御理解のとおりでございます。

○山本保君 本当にまじめに答えていただきました。ありがとうございます。

私が申し上げておりますのは、正に、冷戦構造の中ではそんなことを言っても本当に、私どもも学生時代から含めて、野党としていたときからと申してもいいんですが、ただ理想を言うだけであつたんじゃないか。ただ、今になってきますと、内閣にも入れていただきましたし、与党にも入れていただきましたし、それから世界状況が確かに変わってきているだろう。先ほどASEANというのを出しましたのは、そういう持ちごまが出てきたじゃないですか、いよいよ日本の理想を追求するための持ちごまが出てきているんじゃないですか。なのに、どうも見ていまして、今までと同じ形で外交安全保障が動いていませんかと、ちょっとそんな気がしたものですから申し上げました。

それでは、またこの話はもう少し勉強させていただきます。ただ、詰めていきたいと思いますので、少し残った時間、ちょっと法案にも絡むこととございますが、そうですね、それで一つは、ここで、正にこういう法案はできた。防衛庁長官は、いやこれは決してそんな攻撃のためのものではない、それは読めば分かります。

しかし、例えば、今日、昨日も問題になっていきますように、一体攻めてきたのか攻めてきたのでもないのか、武力攻撃か、その前段階ですか、などといったとき、非常に危惧いたしますのは、本當に幅広い、そして外交的なとか、いろんな情報を頭に入れたら、政治家と言ってもいいです、何というんですか、全体的な感覚に立つた方

がきちんとそれを判断したり、そこでその次の指示を出したりするような、そういう仕組みとか、ものをきちんと持っていないんじゃないか。文民統制とかシビリアンコントロールということだと思っておりますけれども、これが一番大事だと思っております。これについてお聞きしたいと思います。

今度、ちょっと話、問題が通知したのとちよつと変わるかもしれませんが安全保障会議ですか、その中に事態対処専門委員会というのができると。ここで実質的に、その後また会議があり、そして内閣の閣議がありということではありますけれども、お聞きしますと、ここでこの判断というのが一番重要な判断になるだろうと思っております。この辺の、この委員会についてちよつとお聞きいたします。

まず、この委員会というのは、まだこれからだと思っておりますけれども、どういう体制で作られることを計画されておりますか。

○国務大臣(福田康夫) 事態対処専門委員会は、これは安全保障会議設置法第九条に基づいて、内閣官房において処理し、命を受けた内閣官房副長官補が掌理すると、こういうことになっております。

この委員会に係る事務の体制は、現在検討中ではございますが、事態対処における安全保障会議の役割の重要性にかんがみまして、平素から専門的な調査分析を行い、安全保障会議への進言を行うことのできるよう体制の整備に取り組んでまいりたいと思っております。

イメージをいたしましたしましては、官房副長官補がリーダーになりまして、各省、関係各省ですね、安全保障に関する、の局長級の人を集めよう。これは常時と申しますか、平時においてもそういう会議は随時行つて情報の連絡等々を行うと、こういう考え方をしております。

○山本保君 今おっしゃいましたように、局長クラスの方と、そして、先ほどは民間の専門家も入るといふようなお返事があつたと思つております。

そうなりますと、これはやはり判断をされる側の人ですから、そこに出す情報がいかに、その中の選択肢とか、又は、当然、今回のイラクのを見ていまして、戦争状況みたいなものになつたときの国の情報なんというのは本當に当てにならないわけでありまして、しかしそのときにいかに多角的な情報、そしてそれ以外の、もしもの場合であつたとしてもつと別の選択肢がないのかとか、こういうところを作る、何というんですか、事務局というんですか、内部部局というんですか、この辺が一番重要だと思つておられますか。

そうしますと、今、官房長官からも、官房副長官補ですか、それから先ほどから危機管理監というふうな言葉も出ておりましたし、それから首相補佐官というのもたしかおられて、こういう専門の方がいるんじゃないかという気がするわけですから、今度作られるものどうも話がついていような気もしてしようがないんですけれども、強力なスタッフをそろえるということが大事だと思つて、その辺はどんな考えでございましょう。

○国務大臣(福田康夫) 現在の危機管理体制は、危機管理監を置いて、そしてそこで危機管理を統括すると、こういう形になっております。その下に情報官というのがあります。また、危機管理センター、情報集約センターというのがございます。そして、そこが内閣官房において情報を集約、そしてそれを的確に上げていく、危機管理監にまで上げていくと、こういうふうな体制になっております。

この今の有事関連法が成立した際にその関係をどうするかということについては、これは考えていかなければいけない問題だと思つております。確かにそういう面がございまして、それはそれで対応については考えますけれども、今の体制は今の体制として、これは有効活用できるような状況でございます。

この有事法制に基づく、この先ほど申しました事態対処専門委員会ですね、対処専門委員会は、

中心課題は有事ということでございますから、これを中心とした情報収集、また分析評価と、こういったようなことになろうかと思っておりますので、共存することは可能だというふうに思っております。

○山本保君 今の状況をお聞きしましたら、首相補佐官とか、民間の方を入れるということで、たしか前に作ったのかなと思っておりますけれども、どうも民間の方は入っていないというふうにも聞いておるんですね。今後の、今、官房長官言われたものの中に民間の方なども積極的に登用されていった方がいいんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 今、中央官庁におきましても民間人材を登用すべきではないかというようない意見がございまして、それはそれで今一生懸命努力をしておるところでございます。

問題は、そういう知見を備えた方であれば困るといふこと、そしてまた、こういう組織を活用できる能力を持つ人でなければ困る、そういうこともございまして、そういう観点からの人材を求めていかなければいけない。

これから、そういうことも含めて考えるべきことだろうというふうに思いますので、本当に有能な、そして危機に對して的確な対処ができる、判断ができる、そういうような人材はそれは内外に求めていきたいというふうに考えております。

○山本保君 時間もありませんので、一つだけ、じゃ最後にあとはお聞きしたいと思えます。

これはまた話がちょっと別なんですけど、いよいよその自衛隊というものの意味でございます。万が一ということですから、万が一ということ、あと九千九百九十九のときはないわけですね。ただし、それでは余りにもつたいないし、その間何も無いことが一番いいわけですから、もちろん何も無いために備えていただいている、そのためにもういつも訓練していただいている、本当に私は有り難いことだと思っておりますけれども、しかしそれをもっと国民の方にも知っていただ

て、そして、今地域では、例えば具体的に言いますと、私のおおるところでも非常に犯罪などが増えたりして心配しております。例えば治安活動という中に、警察とのもつと協力で、今、地元の警察署長などに聞きますと本場に今もう大変でございます。まして、もう非番も取れないぐらいで、もう倒れる寸前で頑張っているということもお聞きして、るし、本場にそうだなと思っております。例えばそんなことだとか、もつと地域で自衛隊というものをもつと普通に考えられるような、ですが、もちろん当然何かのときには頑張っていたくわけですから、それは普通の公務員とは違うでしょうけれども、何かそういうことで平素から地域住民とかと、やっておられると思うんですけども、これをもつと進めていただきたいという気がいたします。

ついでにもう一つ言いますと、自衛隊の駐屯地というんですか基地へ行きますと、自動小銃かなんか持った方が、そして正にそういう格好でおられますけれども、あんな必要なんでしょうか。私は、正に有事にでもなつたときはそれはそうですればよろしいんで、大体、万が一のことなんです。それから、もつと普通の格好で別にふだんからさちんと対応できるんじゃないか。何か昔の軍隊のやはりそういうイメージがあつて、いつもぴしっとしていなくちゃいけないんだ、一般人近寄るべからずと、こういうのがあつたような気がしてしよるが、ないんですが、これは余分なことですけれども。

それはそれとしまして、地域住民、また地方の団体との関係というのをもつと進めていただきたいと思つてますが、これについて御所見を伺います。

○国務大臣(石破茂君) おつしやるように、更に努めてまいります。

ただ、今なかなか、警察官の方が足りない、その分の代わりを自衛官というのは、これはちよつとなかなかできないのでありまして、私ども、海上警備行動でありますとか治安出動でありますとか、

か、警察力の限界を超えたときに自衛隊が出るという法律の仕組みになつてございます。ですから、やはり自衛隊というのは大変な強力な武装を持つた集団でございますので、これが警察力の補完をいたします場合は、警察力をもつてしては対応できないという事態が生じた場合に限りやるのだと。それは国家資源として無駄ではないかという御指摘をいただければ、それはそういうところはあるだろうと思つてます。ただ、実力部隊というのはそうあるべきものだというふうに私どもは今考えておるところでございます。

地域との交流ということも私ども非常に心掛けておるところでございます。更に進めていきたいと思つてますが、委員もよく御理解いただいていることと思つてますが、例えば札幌の雪祭り、あれはほとんどの雪像は自衛官が作らせていただいております。テレビには自衛官が作っているところ映りません。でも、一生懸命作っているのは自衛官たちです。そして、温度が少し上がれば、解けるんじゃないかといつて真夜中でも見に行く。雪が積もつたら、つぶれるんじゃないかといつて真夜中でも補修に行く。人に見えないところで一生懸命やつておられるところもございまして。

今後、更に努めてまいります。どうか御理解を今後とも賜りますようお願いを申し上げます。第でございます。

○山本保君 ありがとうございます。

私、一つ、もう一つついでに言いますと、前回は、二年、三年前ですか、あの東海地方の豪雨のときに自衛隊の方に本場にお世話になりました。私もその船に乗せていただいた水の中へ行つたことがあるんですが、そのときちよつと感じましたし、まずそういう声も聞いたのは、本当に若い元気な人がたくさん食料だとか持つてきてくれたけれども、どこへ持つていくかが分からない。あのときは、ちよつとその地域は区役所、役所がもう全滅ございまして、実は、本当に欲しい独り暮らしのお年寄りや障害のある方のところへ

持つていかなくちやいけないのに自衛隊の方はそれはできない。命令、言つても、上から聞かなくちや駄目ですよとなる。結局、声の大きいところへ行つてしまふ。

これはやはり、その地域から、ふだんからいから仕方がないことだと思つていただけます。何か、できれば地域の方とも少しきちんと連携が取れるような体制を取つておかないと、こういう、いつたん、万が一のときに慌ててはいけななと思つたものですから余分なことを申し上げました。

以上で結構でございます。ちよつと早いですが、これで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(山崎正昭君) 午後二時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。

委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案につき、現地において意見を聴取するため、来る五月二十九日に委員派遣を行うこととし、派遣委員、派遣地等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(山崎正昭君) 休憩前に引き続き、安全

保障會議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。有事三法案について質問をさせていただきます。

まず私が質問したいのは、今回の法律案と日米ガイドライン、いわゆる日米防衛協力の指針、この関係でございます。

私は、今回の法案は備えあれば憂いなしで、どっかの国が日本を攻めてくる、そうした有事に備えるんだと言っておりますが、私は日米ガイドラインを読む限り、アメリカがアジア太平洋の各地で周辺事態を起こす、この戦争に協力する、それによって日本が戦争に巻き込まれる、これがやはり私は日本の有事の最大の脅威だと思っております。

そこで、私、幾つかお聞きしますが、日米ガイドライン、今度の新しい九六年に進められたガイドラインは、周辺事態でアメリカの戦争が起これば、日本が自衛隊ばかりじゃなくて自治体や民間が協力する、それによって日本の有事が、周辺事態が波及して起こる、こういう大変具体的で詳細な私は計画が書かれておられると思っております。

この問題について、例えば今、国務副長官のアーミテージ氏は、アメリカの国防大学の関係者のレポート、通称アーミテージ・レポートと言っている中で何と言っているかというところ、日米同盟を米英同盟、アメリカとイギリスの同盟に近づけるためには何が重要かというところで、危機管理法、すなわち私は有事立法のことだと思っておりますが、危機管理法などの立法処置を含む日米ガイドラインの完全な実施、これが大変重要だということをご指摘しております。

私、まず防衛庁長官にお尋ねしたいのは、今回の有事法制はこの新ガイドラインと大変密接な関係があると思っておりますが、長官はいかがお考えでございますか。

○国務大臣(石破茂君) 今回の有事法制というのは、再三答弁申し上げておりますように、昭和五十二年から研究を始めておりましたのでございまして、むしろ、これは自衛隊法ができたときから、本来、例えば百三三の政令などというものは自衛隊法ができたときからの問題でございます。

そういったしますと、この有事法制の研究あるいはその結果としての部分もありますが、今回の武力事態法というものとガイドラインというものは直接の連関があるものではございません。それぞれが事態として、それは共通想定のようなこともあるのかもしれませんが、これは本来別個のものでございます。

アーミテージ・レポートについてのお話ございましたが、これはアーミテージ氏が政権に入る前にいわゆる民間人の立場でまとめたレポートでございますから、アーミテージ・レポートに沿ってあれこれ申し上げることはいかがなものかというふうには私思っております。

○小泉親司君 長官は、今度の有事法制法案と、有事法制法案と日米ガイドラインが全く関係ないと、こうおっしゃるんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは結果として関係がある場面もございまして、それは、武力攻撃予測事態というものと周辺事態というものがどうなるのだという御議論は参議院においても承っておりますのでございまして。しかしながら、それは別々の法律でございますし、これが周辺事態であるとか予測事態であるとかいうことは別々の法律に基づいて決まるものでございますから、それが論理的に連関をすることは思っていないということとを申し上げておるだけのことでございます。

○小泉親司君 防衛庁長官は日米ガイドラインをよく読んでおられない。なぜ読んでおられないかというところ、日米新ガイドラインの中には、(発言

する者あり) ちよつと聞きなさいよ、新ガイドラインの中には、周辺事態法でフォローされたもの、そうですね、それと周辺事態ではフォローされていないもの、これも存在するんですよ。それはお認めになりますか。ということは、実際に今度の有事法制法案と日米ガイドラインがある局面では極めて密接な関係がある、このことはお認めになっておられると思っております。

そこで、私、お聞きしたいのは、新ガイドラインの中に日本の武力攻撃が差し迫った場合という項目がございます。このことについて、私、防衛庁にお尋ねしましたら、これは言わば基本的には武力攻撃予測事態を指すんだと、こういう御説明でありましたが、この点だけ長官にまず確認しておきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 基本的にという文言をどういうふうにするか、その説明した者が申し上げたかどうかは私は存じませんが、そういう場合と違うのはございます。それは当然あります。差し迫った場合というものと武力攻撃予測事態、それが、しかしながら、先ほど来申し上げておりますように別々の法律に基づいて別々の認定を行うものでございますから、結果的に同じような場合は、それは結果としてございます。

しかしながら、どういふ例か、なかなかこう思ふ浮かべるといふか、想定するのは、前提がいろいろございまして、ここでこういう場合と違うのを申し上げるのはいかがなものかと思っておりますが、それが全く重ならない場合というのも当然あり得ることございまして、それがそのまま論理的に重なるものではないということにはならないということとを申し上げておるわけでございます。

○小泉親司君 私は、あり得るかあり得ないかといえは、それは様々な問題があると、これはもう私も認めます。しかし、これは長官も一致するところがあるというところもおっしゃっているわけですから。

私、そこちよつと確認しておきたいんですが、ガイドラインというのは日米の両政府の合意なん

ですよ。このうち周辺事態でフォローされているものがあるんですよ。しかし、フォローされていないものもたくさんあるんですよ。それはお認めにならないと思っております。私、次に進みたいのは、この日本の武力攻撃が差し迫った場合、つまり武力攻撃の予測事態となる場合があるということをお認めになりましたのでお尋ねしますが、今回の法案の中には、武力攻撃の予測事態をやるかということについては具体的じゃないんですよ。例えば対処本部を作る、それから総理大臣がそういう権限を持った行動を行う、このことは確かに書かれております。しかし、それはみんな二年後だと、こういう話ですね。

私、日米ガイドライン読みますと、武力攻撃予測事態が、つまり日本の武力攻撃が差し迫った場合について大変具体的に書いてある。四つやると書いてあるんですよ。よろしいですか。今ちよつとあれですから確認しますと、一つは、調整メカニズムを立ち上げる。うなずいておられるからさうだということはないと思っております。二番目は、よろしいですか、二番目は、日米両政府が合意された準備行動を取る。三つ目は、警戒監視体制を強化する。もう一つは、アメリカが来援してくる、つまり部隊を日本に展開してくる、そういう場合の備えを行う。この四つ言っているわけですね。よろしいですか。

その四つの問題について、私、一つまずお聞きしますが、武力攻撃予測事態になったら調整メカニズムを立ち上げる、これ、ガイドラインの合意であります。調整メカニズムというのは何か。これは、日本は外務省、防衛庁、アメリカは国務省、国防省、アメリカ大使館、それから在日米軍、自衛隊、これが一つのメカニズムを立ち上げる、よろしいですね。その点について今度の法律を見ると、今度は武力攻撃予測事態では今度の法律は対処本部を作る、総理大臣を筆頭とした。じゃ、武力攻撃予測事態が起きた。日本の武力攻撃が差し迫った場合に、日米ガイドラインの調整メカニズムと、この法律で定めるいわゆる対処本部、この

関係というのはどういうふうになるんですか。
○国務大臣(石破茂君) 調整メカニズムと対処本部はどのような関係に立つかという御質問かと思えます。

この対処本部というのは、結局、日本に武力攻撃予測事態なり武力攻撃事態なりが起こったときにどのように対処すべきかということ政府の中において検討すると、そういう仕組みでございます。調整メカニズムというのは、この武力攻撃事態法に基づいているものではございません。それぞれ別個のものでございます。

しかしながら、日本に対する武力攻撃が発生したような場合、その場合にはどうしてそれを排除するかということについて連絡ということが行われることになるであろう。そして、予測事態の場合には、これは日本に対して武力攻撃が加えられているわけではございませんので、そのようなことは当然生じないということでございます。

予測事態において日本が米国のために何ができるかということにつきましては、これから検討をしてみたいと思っております。したがって、予測事態においてどのようなかということ、その範囲においては今の時点においてお答えをすることは難しいと思っております。

○小泉親司君 ということは、日米ガイドラインの流れで調整メカニズムがある、この法律に基づいて総理大臣の筆頭とする対処本部ができる、これはお認めになりました。それから、この二つの組織が連関すると。

ということ、調整メカニズムでやられる、いわゆるこれは中心は日米軍事協議です。この軍事協議の問題で中身は、中身はあなたはこのからだと言っておられるからそれを問うているんじゃないかと、つまりアメリカの要望といたしまして、この調整メカニズムを通じて日本の総理大臣がやる対処本部の方針、これに反映される、これは間違いないですね。

○国務大臣(石破茂君) それは、アメリカ合衆国

の例えば政治的なニーズというものもございましょう。あるいは、外交的なニーズというものもありません。軍事的なものというのがあります。それはこの調整メカニズムのみを通じて日本政府に伝えられるのかということをお尋ねになります。これはある意味、別に逃げるわけではありませんが、外務省の所掌に係る部分も大きゅうございまして、私がここで責任を持った答弁というものはいたしかねます。しかし、そのみが日本の対処本部に伝えることになるのかと言われれば、ほかにもいろんなルートはあるのだからというふうには思っております。

○小泉親司君 私は別にそういうことを聞いているんじゃないかと、防衛庁長官が自衛隊の言わば最高責任者じゃないけれども責任者であられるから、自衛隊のいわゆる軍事計画を米軍と一緒に調整メカニズムで組んでいるわけですよ。それはお認めになるでしょうか。そのときに、アメリカ軍の意向が、軍事面の意向が対処方針に反映されるのかと私は聞いています。これは極めて単純な話です。

○国務大臣(石破茂君) ここは何をお意図なさっているの御質問か、ちょっと私の理解力が不足でよく分からなくて恐縮なのでありますけれども、アメリカの軍事的な要請というものが反映されることがあるのかということでございます。

それは、武力攻撃予測事態とあるいは武力攻撃事態と全く局面はこれは違う。何が違うかといえ、武力攻撃を受けているかいないかということによって違うわけでございます。

米軍の軍事的なニーズというのがどのように反映されるか。その場合に、対処本部というのが責任を持たねばならない部分と調整メカニズムにおいて完結する部分と、いろんなものがあるのだらうと思っております。それが対処本部において議論をされねばならないというものを含む場合には、それは可能性として排除されることにはないのではないかと、私は現在のところそのように考えておりますが、所掌の大臣ではございません。

ので、そのことにつきましては外務省の方が責任のあるお答えができればというふうには思っております。
○小泉親司君 余り私は意図して聞いておりませんので、余り。

その次に、二番目に私お聞きしたいのは、「日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。」と書いてあります。これは武力攻撃予測事態で、米軍と自衛隊が合意された準備段階を持つんだということを書いております。どういう準備段階を持つんだか。

○国務大臣(石破茂君) そこに書いてあるのは実際に当たり前のことが書いてあると私は思っておりますが、準備段階としてどうなのかということをお尋ねになりますと、それは周辺事態等々におきまして、私どもが輸送等々定められたことを行うわけでございますが、それを実施するためにいかなることが準備段階として必要なのであろうかと。それはもう個々具体的なニーズに従って決められることだと思っております。

○小泉親司君 私は、周辺事態のことを言っております。

日本有事なのに、あなたは今、日本有事の武力攻撃予測事態のときに周辺事態の対応をしようとしゃべった。これは重大な答弁ですよ。よろしいですか。武力攻撃予測事態のときに周辺事態をあなたはやるとおっしゃっている。あなたは周辺事態のことをやると今おっしゃったじゃないですか。そんなごまかしや駄目ですよ。

よろしいですか。武力攻撃予測事態のときに準備段階を取ると。どういう準備段階というふうには私はお聞きしたら、あなたは周辺事態のときに輸送のニーズだと補給のニーズにこたえる行動を自衛隊がやるんだ、こうおっしゃったんですよ。違うんですか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほどから申し上げておりますように、武力攻撃予測事態であるとか武力

攻撃事態であるとか、そういう場合に何を行うのかということこれは決めることとございませぬ。それは国会の御承認をいただいて決まることとございまして、あるいは私がその委員の御質問を混同して答弁を申し上げたのかもしれない。おまえはそう言って重大なことを言ったのだと、こう言われれば、それはごめんない、聞き違いですと、こういうことにならうかと思えます……
○小泉親司君 いや、聞き違ひじゃないよ、言い違ひだよ。

○国務大臣(石破茂君) 言い違ひ、失礼。聞き違ひと言ひ違ひの合成みたいなものでございませぬ。
つまり、予測事態において何ができるかということ、当然その周辺事態法に基づいて行うということではございません。それは武力攻撃予測事態というものが起こったとして、それにどのような支援ができるか、武力攻撃予測事態に基づいて行う場合にはどうするのかということ、これから決まってくるのだということとございませぬ。

○小泉親司君 私、これから決めることだと言う防衛庁長官のことについては、別にそのことは否定をいたしません。

ただ、あなたは初めに、この法律に基づくもの武力攻撃予測事態の話、ちょっと聞いてください、よく、よく。のものと、よろしいですか、それから日米ガイドラインの話は別々だと一番初めに申し上げた。だから、別々なんだあれば、その準備段階を取るといことは、この法律に基づかないで準備行動を米軍と自衛隊が取りますよ、武力攻撃予測事態から。違うんですか。だから、その準備段階というのは具体的にどういうふうな準備段階を取っていくのかと。

これは、長官、私、問題にしているのは、どういことを言っているかという、周辺事態が起きる、今さっきおっしゃったから。その上で、間に武力攻撃予測事態がある。これは法律の対応は長官言われるように違うかもしれない。しかし、

例えば波及して来る場合があるわけで、波及してきて武力攻撃の予測事態になる。それから、そこから準備行動を取って武力攻撃事態が、武力攻撃が起きる可能性がある。この法案はそういうことを言っているんですよ。

となると、武力攻撃予測事態を判定した後、ガイドラインに基づいて米軍と自衛隊が準備行動を取るんだとガイドラインでは言っておる。法律では何も言っていないんですから、よろしいですか、具体的にその準備段階はどういうことを取るんだと。あなた方は日本有事に備えが大事だと言っているのであれば、どういう準備段階になっているか、具体的に言ってください。

○国務大臣(石破茂君) それは、事態が周辺事態から武力攻撃予測事態になり、武力攻撃事態になるということがあり得るとするのはそうなのだろうと思います。

できれば、武力攻撃事態にならないように武力攻撃予測事態の段階で止めるということが大事です、そのために日米協力というのは行われるわけであって、これが周辺事態から必ず予測事態になり、予測事態から必ず武力攻撃事態になるのだということではなくて、周辺事態から武力攻撃予測事態のところは少し差があることではございません。ちよつと質的な差が生ずることもございますし、必ずしも同一の事象が推移するとは限りません。

しかしながら、そのときにおいて、じゃ、武力攻撃予測事態においても周辺事態法というものを使得やるのかどうかというところにつきましまして、これはそれぞれ別個の法律に基づく別個の判断でございますから、周辺事態法によって行うのだというようなことには論理的には必ずしもならないということだと思います。

いずれにいたしましても、予測事態あるいは武力攻撃事態において米軍との関係をどのようにしていくかという法律を、これからそういうような委員の御議論も踏まえた上で、きちんと整理をして私どもとしては立法し、国会の御審議をいた

く、そういうことになろうかと思ひます。

○小泉親司君 だから、先ほども言うように、準備行動は、日米ガイドラインで定められた準備行動というのは今度の法律のどこに入っているんですか、じゃ、長官。これは法律と違うんです。もう既に米軍と自衛隊の準備行動の段階が合意されているんじゃないんですか。

○国務大臣(石破茂君) これ、書いてあるもの読まして恐縮でございますが、こういうことを御理解をいただきたいと思っておりますね。

「準備のための共通の基準の確立」というものがございまして。それは、「日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される」、何か直訳調で恐縮でございますけれども、こういうことになるわけでございます。

○小泉親司君 そんなことは私、分かつて言っているんですよ。

あなたね、先ほど、何遍も言っているように、日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合、この場合が武力攻撃予測事態だということを防衛庁も認めておられる。その武力攻撃予測事態のときに、四つあるうちのその一つが今、防衛庁長官が述べたことが、やるんだと書いてあるじゃないですか。それは、あなたが読んだところは、一番最後に書いてある準備段階のまどめた話をあなたは読んでいただけなんです。僕が読んでるのは、この武力攻撃予測事態との関係で読んでいますよ。

だから、私、この点については大変、この準備行動の問題について、私、引き続きこの問題やりますが、私、もう一つお尋ねしたいのは、私、この問題について質問主意書を政府に出しました。

この質問主意書の中で何というふうと言ったかといひますと、これ、今日は中谷防衛庁長官がいないので残念ですが、中谷長官が防衛庁長官のときに、私は日米共同戦計画及びこの日米ガイドラインに基づく周辺事態の相互協力計画はまともだったのかという質問をいたしました。そのときに、今度の政府の答弁書というのは、日米共同戦計画と相互協力計画の検討というものがまともって、昨年、日米安全保障協議委員会に報告された。つまり、これは防衛庁長官も出ておられる協議委員会でも報告されたというふう言われておられます。

そのときに、私、お尋ねしたいんですが、この日米でまとめた日米ガイドラインに基づく日米共同戦計画、この中に、この準備段階に関する行動というのは入っているんですか入っていないんですか、どっちですか。

○国務大臣(石破茂君) これ、委員、既に御案内のことかと思ひますが、共同戦計画でありますとか相互協力計画ということを指針において我が国及び米政府が行うとしているわけではございません。これは、お読みになつてもお分かりになるとおりでございます。両国政府が行いますのは、共同戦計画についての検討でございますし、相互協力計画についての検討ということをやるといふことが書かれておるわけでございます。

したがって、委員がおっしゃいますように、じゃ、共同戦計画の中にそのようなものは入っているのかと、こういうふうにお尋ねかと思ひますけれども、そのようなものができ上がつておるわけではございませんで、その検討というのを行つておるといふことでございます。

この検討というのは常に、エンドレスという言葉を使つていいのかわかりませんが、常に従属的に、常態的ななされるものでございまして、これから先も、日米間で調整をしていくということになつておるわけでございます。

その共同計画の検討ということと共同戦計画というものは別個のものであるということは、委

員、既に御案内のとおりでございます。

○小泉親司君 ということは、一定まともっておるものがあるということはお認めになつておると思ひます。一定まともってあるんですよ、エンドレスに進むかもしれないけれども、一定まともってあるもの。じゃ、日米安保協議委員会であつたことをやっているんですから、あなた方は、それはもうあなた方の報告に出ている。

しかし私は、ここで私、指摘したいのは、今度の武力攻撃事態法案の中のどういう、いわゆる武力攻撃予測事態から武力攻撃事態、武力攻撃に及ぶ一連の手順、手続、こういうふうなものには既に日米の両政府でガイドラインに基づいて協議されている、これは私は間違いないと思ひます。ところが、その問題について大変具体的にいかかわらず、法律の方では全く具体的じゃない。先ほど言いましたガイドラインだけ読んで、私、四つの問題で大変具体的なことが書いてあると思ひます。

私、こういう日米共同戦計画の検討、こういう問題については私はきちんと国民にこれ、公表すべきだと思いますが、防衛庁長官、いかがですか。

それから、時間がないので私、お聞きしますが、官房長官、その日米共同戦計画の検討、相互協力計画の検討というのがこの政府の質問主意書の中に載つておりますが、これはあなたはお読みになつておるんですか、法案の責任者として。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。今申し上げたとおりのお話でございます。何をやるかという、検討をやるのだということでありまして、それは常に見直しが行われているものでございます。

これがどういふ段階にあるかといひますと、平成十三年の九月に、日米軍副司令官及び米軍関係者から成る共同計画検討委員会、BPCというものの存在は委員も御案内のとおりでございますが、そのレベルにおいて、それまでの作業の進捗というのを確認をいたしておるところでございます。

す。
それでは、その中身は何なのだねということですが、それはもう、具体的な内容に入りますと、これまじく我が国が、そしてまた米國がどのように行動するのかということの内容に直接かかわるものではないかと。

しかしながら、そのガイドラインの指針には、日米すべての行為は、その時々にあつて適用のある国内法令に従うということになっております。その時々にあつて、例えば我が国におきましては、我が国において適用されている法律の範囲内において行うということになっておるわけでございまして、具体的な内容、検討の内容というものが明らかにならないければ議論にならないかというところは、それは私は当たらないものではないかとふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(福田康夫君) その話合いの進捗状況について、節目節目で報告を受けているということでございます。

○小泉親司君 私は、この武力攻撃予測事態とは一体どういうものかという議論が盛んにあります。私は、もう既に米軍と自衛隊の間でガイドラインに基づいて様々な日米の軍事協議が行われている。これは私は、もう歴史的にずっと自衛隊がやっていることだけれども、一九九六年のガイドライン以来、非常に密接になって、しかも私が質問して、質問主意書でも出しましたように、既にこの一定のまとまったものがあるということ、これは政府も私の質問主意書の中で認めていることとあります。こういう具体的な計画がありながら、実際、例えば武力攻撃予測事態なんという、何か訳の分からないような話が進んでしまふ。私は、もしあなた方が備えだと言ふのなら、今アメリカ軍と自衛隊がこういう協議をやっている、こういう危険があるんだという、もしあなた方がそういうことを示せるのであれば、私はそういう点をきちんとして国民に公表すべきだということをお願いしておきたいと思ふ。

次、私、周辺事態と武力攻撃予測事態の関係についてお聞きをします。
今回の法案は、私は武力攻撃予測事態というのが大変重要な核心だというふうに思ふ。もう既に防衛庁長官も、周辺事態と武力攻撃予測事態が重なり合うこと、このことはもうお認めになっておられるので、まず私、福田官房長官にお尋ねしますが、この法律の法案二条七項では、自治体や指定公共機関などが自衛隊の軍事行動や米軍の軍事行動を支援する、このことが定められておられますが、これは当然、武力攻撃の予測事態からこれらの支援を行うことになると思ふますが、長官、いかがですか。
○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態等におきましては、米軍が我が国を防衛するために行う行動が円滑かつ効果的に行われるように物品、役務を提供することなどを想定をいたしておられます。そういうような措置が適切かつ効果的に実施されるようにするため必要となる法制については、この法案に示されました枠組みに基づいて事態対処法制の整備の中で検討をしていくと、こういうことになっております。
○小泉親司君 ちょっと私の質問に答えていただいていると思うんですが、その支援は武力攻撃予測事態、この事態から適用されるんですかとお聞きしているんです。ちょっと後ろろっかりしてよ。
○国務大臣(福田康夫君) この先ほども委員おっしゃられた法案第二条第七号、これは対処措置の定義を定めた規定でございます。対処措置とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間実施する措置でございます。第二条第七号の(1)、(1)及び(2)に定める対処措置には武力攻撃予測事態における対処措置も含まれるということとあります。

官はお認めになったものだと思いますが、じゃ周辺、そのときに具体的にはどういう支援をするのか。これは周辺事態法でも、この支援については日本がまだ戦争起きていない事態で、例えば施設の提供、補給、輸送、整備、こういうことができるといふことが取り決められておりますが、ほはおおむねこの周辺事態法での支援と同じようなものになるんですか。
○国務大臣(福田康夫君) ただいま答弁したとおりでございます。この対処措置の具体的内容、実施手続等について、それぞれの法令の規定に従うということになりまして、まだこれからそういう整備をするということでございます。
○小泉親司君 整備内容について、つまり、どういふ具体的な武力攻撃予測事態という、まだ日本に武力攻撃がない段階から、どのような米軍の支援を行うかというのが具体的に分からないというところは、私はこれは重要な問題だと思ふんです。
そこで、私、周辺事態法でいわゆる表である、別表という形で行われている、こういう支援というものはやらないんですか、やるんですか、こういう中身は。長官、どうですか。いや、官房長官。
○国務大臣(石破茂君) これから検討することになるわけでございます。

いづれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、るる、周辺事態にいたしましても予測事態におきましても、我が国に対する武力攻撃というものは発生をしない状況でございます。ただ、それが周辺事態である場合と武力攻撃予測事態というものは、我が国というところに着目をした場合には、より緊迫度が高いということとは当然起こり得ることなのだろうと思つておられます。つまり、周辺事態というものはそのまま放置すれば我が国の安全に影響を与える、そういう事態でございます。予測事態というものは我が国に対する攻撃ということが予測される事態ですから、そこに差はあるということでございます。いづれにいたしましても、両者に共通しますものは、我が国に対する武力攻撃は行われていないということになるわけでありませぬ。
じゃ、どういふふうに対応をするのかということとは、周辺事態は確かに御指摘のように別表というものはございます。武力攻撃予測事態はこれから作ることにあります。しかし、どういふ場合におきましても、私どもが今、武力攻撃を受けているわけではないということから考えまして、そしてまた、我が国は武力攻撃を受けているわけではないわけですから、アメリカ軍もそのための武力行動というものをやっているわけではないということも事実でございます。そうしますと、その共通点を踏まえながら、私どもとしてはその両者がきちんと整合するように、そしてまた、武力攻撃予測事態が武力攻撃事態にならないように考えてまいりたいと思つておるわけでございます。
○小泉親司君 それでは福田官房長官にお聞きしますが、先ほど長官は、武力攻撃予測事態で自治体や指定公共機関が米軍に対して支援ができるということを答弁されましたが、これ、具体的にいうことと、指定公共機関というのは、例えばどういうこととでいわゆる災害対策基本法の指定六十機関、これを示されておられますけれども、例えば、そうなりますと、この武力攻撃予測事態で、自治体ですとかそれから新東京国際空港公団、関西空港公団、JR、日本通運株式会社、こういうものが具体的に米軍の支援を行うことがこの法律によってできることがあるということ、この点は間違いございませんね。
○国務大臣(福田康夫君) ただいまの指定公共機関等につきまして、具体的にその指定公共機関、どういふことが求められるか、そういうことも含めまして今後この法制の中で整備をしていくと、こういう考え方をしております。
○小泉親司君 いや、そうじゃなくてですね、武力攻撃予測事態でやると言つておられるから、指定公共機関がこれは六十機関あるけれども、具体的にあなた方は災害対策基本法の六十機関のものを示しているじゃないですか、そういうものに準

ずるんだということを。それであれば、そういうことも想定されるんだということをお尋ねしているんです。そんな、指定公共機関はこれから決めるなんてそんな、そんなことは当たり前で、どっちですか。

○国務大臣(福田康夫君) 指定公共機関にはそれぞれの特長があるわけがございます。したがって、そういう特性の中で米軍を支援するとかいったような、そういうことについてはこれからよく検討した上で判断をしていく、そういう問題だと思っております。

○小泉親司君 この点については、これはお認めになっている、なるんですか、ならないんですか。含めているんですか、そうですね。それは、だからできるということですね。でき得るということですね。

ちゃんとはつきりさせてくださいよ、それ、そんなの。——いやいや、官房長官。これは防衛長官の話じゃないですよ、これ。

○国務大臣(石破茂君) 私ども政府の中で議論をいたしておりますのは、そういうことも含めて検討をしていくということになるわけでございます。

そういう可能性もあるのかと言われれば、それも含めて検討するということでありまして、それが絶無でございますというわけでもございませんで、それを含めて検討するというふうに申し上げておるわけでございます。

○小泉親司君 そうなりますと、先ほど周辺事態と武力攻撃予測事態の場合に、いわゆる米軍に対する支援、この点については周辺事態法の場合もいわゆる自治体、民間、これが協力できるようになっておりますね。これは周辺事態法九条でそうなっております。

その際、政府は何て答弁してきたかといいますが、この場合については、周辺事態法九条で、自治体の場合については一般的協力義務である。つまり、これは拒否もできると。民間の場合については、これは依頼だから、これも拒否する場合

が、できると。じゃ、今回の場合については、自治体や指定公共機関というのは、これは内容について聞いていないんじゃないですよ。これは拒否できるんですか。そこをお聞きしたいと思います。官房長官、官房長官なんだよ、これ担当は。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほど来御答弁申し上げておるんですけども、そういう、どの、例えば指定公共機関、そういう中でどういうものがそういう米軍の支援とかそういうことに関係があるのか、またそれが役に立つのかどうか、そういうことも含めて検討するんです。ですから、これからの検討の中でまたいろいろと議論をしていかなければいけない問題だと思っております。

○小泉親司君 だから、これから検討するというのは分かっていって、言っているじゃないですか。

私が言っているのは、周辺事態法の場合には民間と自治体は拒否することができるということになっていくけれども、この法律で、いわゆる自治体や指定公共機関がもし、じゃもし万々が一や場合について、それじゃ長官、これは拒否することができるのかどうかということをお聞きしているんです。そこをはつきりさせてください。

○国務大臣(福田康夫君) ですから、それはそのニーズとか必要度、そういうものも勘案しなきゃいかぬわけですけども、そういうものが本当に必要なのかどうか、そういうことも含めて検討するということですよ。

○小泉親司君 そんな無責任な私、話ないと思えますよ。武力攻撃予測事態、つまり日本がまだ武力攻撃を受けていない段階に対して米軍に協力する、自治体が米軍に協力するんですよ。指定公共機関、言わば日本通運みたいな民間も含めて協力するんですよ。そのときにこれ何が何だか分からないというんじゃないか。しかも、拒否できるのかというのが明確にならないのおかしい。

私、今度の法律の中ではこれは十五条で、つまり、もしこれ拒否した場合については総理大臣が自治体に対して指示をすることができると。もし指示が、これを従わない場合については政府が代

わって直接執行することができる。この点ではいわゆる強制的な形で自治体や指定公共機関に協力させるという仕組みが、この中で長官、書いてあるじゃないですか。そういうことをなぜあなたは言えないんですか。

○国務大臣(福田康夫君) そういう問題につきまして、国民の保護法制も含めまして、この法案が成立して直ちに作業に入ると、こういうことではないかと。まずはこの法案の早期成立を是非お願いしたいと思います。

今御質問のことにつきましては、そういうことが、そういう指示ができるかどうか、指示をすることがどうかということも含めて検討をするということなんです。だからこれから検討しようと言っているんです。

○小泉親司君 官房長官、そんな申し訳ないです。がでたらめなことでもよろしいんですか。じゃ、この法律というのは、十五条というのは、そういう何ですか、指示権を出すとか直接執行することもこれから検討すると。できると書いてあるじゃないですか、十五条で、長官。だったら、防衛庁長官はうなずいているよ、防衛庁長官と官房長官、違うじゃないですか、見解が。そんなでたらめなことを言っちゃ駄目ですよ。

○国務大臣(石破茂君) 何も違いません。その条文にそう書いてあることと、そしてまた米軍に何の支援ができるかということ、それから考えるということとは別話でございます。それが、こちらにはそういうことができると書いてあるじゃないか、じゃこちらの方で、じゃ指定公共機関と自治体とかそういうものに強制できるのかできないのか書いていないのはおかしいじゃないかと。別、別にそれはちつともおかしいことではないのであります。それはこれから検討するのでありまして、そうでなければこれはプログラム法というのには成り立ちません。そこまで書いてあるんです。この事態法というものがプログラム法になつていくというのはそういうことなわけでございます。

ます。

私どもがこれから先、当然憲法の範囲内におきまして法律を作ります。しかし、そこにおいて考えなければいけないことは何なのかと言え、どうすれば、予測事態においてはどうかすれば武力攻撃事態にならないようにすることができるといふことだと思っております。委員も私も、日本がとにかく武力攻撃事態というところになる前にどうすればそういう事態を避けることができるか、そのために国は何をするべきなのか、自治体は何をするべきなのか、指定公共機関は何をするべきなのか、そこがやります。委員のお説によりまして戦争協力というお話になるんでございませうけれども、私どもの考えからすれば、日本が武力攻撃事態にならないためにそれぞれが何をできるかという観点で議論するものだと考えております。

○小泉親司君 防衛庁長官として、官房長官がよく法律分らないようだから、防衛庁長官、じゃお聞きしますが。

周辺事態法の場合に私が申し上げたように、九条で、よろしいですか、要するに自治体は一般協力、義務付けじゃない、民間は義務付けじゃない。しかし今度の、いわゆる武力攻撃予測事態になる、いわゆる周辺事態が波及して予測事態になる。そうすると、米軍に対する自治体や指定公共機関などの支援行動は明確に強制的になる。このことはお認めになるんですか。そういう仕組みになつていないじゃないですか、法律的に。

○国務大臣(石破茂君) そのようなことを私ども申し上げておるわけではございません。

なお、十五条におきまして、内閣総理大臣の指示及び自ら又は大臣を指揮しての対処措置を実施する、このように書いてございますが、これは「別に法律で定めるところにより」というふうにより規定しておるわけでございます。すなわち、この内閣総理大臣の指示等につきましては、今後の対処法制の整備におきまして具体的な対処措置の内容と併せまして、官房長官からお話がございます。

したが、必要性を検討の上定めるといふことになるわけでございます。すべて必要なことであれば、必要性があれば、憲法の範囲内においてやります。しかし、必要性のないことまでやる必要もございません。

いずれにいたしましても、どうやってそういう事態を早急に解消するか、そして事態が発展しないようにするか、そのことの一点において私どもは考えてまいりたい。そして、法律を作った上で国会の御判断を仰ぐ、御審議を仰ぐ、それがプログラム法というものでございます。

○小泉親司君 私、この法律は、例えば武力攻撃予測事態で米軍と自衛隊がどういふことを動くんだと質問すれば、いや、これからだと、そして今度、いわゆる米軍に対して自治体や民間がどういふ協力するんだと、これからだ。これ全く中身がない。プログラム法、プログラム法と言いますけれども、日米ガイドラインの方でどんどんとん話が進みながら具体的には何にも国会に明らかにしないというの、これは私は非常に重大な問題だと思えます。

その点で長官は答えになっていない。周辺事態での協力で、よろしいですか、自治体と指定公共機関の協力で、武力攻撃予測事態での自治体、指定公共機関の協力というのは、私は、一方はゆるゆる極めて拒否ができる、つまり強制的な面が、政府答弁によって担保されている、しかし、非強制的な問題が担保されている、政府答弁によって、法律じゃないですよ。しかし、こちらの方については担保がない。つまり、強制的な言わば仕組みも取り得る余地がこれがあると。当然なんじゃないですか、防衛庁長官、この点もお認めにならないんですか、法律の仕組みとして。

○国務大臣(石破茂君) 私の言いが悪くて再三の答弁で委員のお時間をお使いさせて頂いて申し訳ないのですが、その点も含めまして検討ということなのでございます。

公共団体、指定公共機関、それが各々何をすれば武力攻撃事態というものが避け得るのかという点において私どもは考えてまいりたい。したがって、委員がおっしゃることも含めまして今後検討してまいりたいと考えています。

○小泉親司君 私は、先ほども言いましたように、こういう中身を明確に示さないで、しかもその違いも明確に示さないでやり進めるといふのは、私は非常に重大な問題だといふふうに思います。ですから、この法律自体ではどういふことがこれかと言えれば、実際に周辺事態法では、何遍も私繰り返しますが、これはいわゆる拒否することが出来る。しかし、今度の法律の仕組みでは、いわゆる自治体や指定公共機関が武力攻撃予測事態で米軍に支援する場合については、これは十五

条を中心としたものを使えば十分強制的にこれは支援をさせることができる。こういう私は仕組みを作るもの、だといふことを、私、この法案の点では大変周辺事態法と違う中身があると。この点はどうなんですか。今、うなずいておられるけれども、お認めになるんですか。

○国務大臣(石破茂君) 別にうなずいたわけではございませんで、同意をしようがないというわけではございません。今後、不動の姿勢で委員のお話は聞かねばならないと思っております。

ですから、そういうことも含めて検討中と申し上げましたのは、それは周辺事態というものと武力攻撃予測事態というものは、それはおのずと違う判断がある場合があることだと思っております。それは重なることもございましょうが、違う判断をすることもございます。

その点も含めまして、これから先、検討をするということになります。当然、憲法の範囲内で行うこととさせていただきます。そしてまた国会の御審議をいただくこととさせていただきますから、その時々にはいろいろな御指摘をいただきながら、誤りなきを期してまいるのは当然のことだと考えております。

○小泉親司君 私は、この具体的な中身が、法案審議したって、中身がなくて何審議をするのか、これ全然分からないじゃないですか。私は、この点では、私が言っている周辺事態法の違いと今度の武力攻撃予測事態の違いというのは私は明確だと思えます。

ですから、その点で、この仕組みを使えば大変強制的に、また日本の武力攻撃が起る前から米軍に対する支援が強制的に行われる中身を持ったもの、だといふことを強く指摘をして、私は周辺事態と、まだ先制攻撃の問題もやっていませんし、その他やっていますので、これ、もう一度改めて質問をさせていただきます。

○田英夫君 この戦争にまつわる安全保障という問題は、大変デリケートといましようか、国際情勢とも密接に関連しますし、難しい問題であります。これを議論するとき、考えるときには、やはりこの六十年近く戦後の国会の中で我々の先輩が議論してこられた、そのことを学んで、学びながら現状を考えていかなければならない、そういうことを痛感しております。その意味で、二つの例を挙げてみたいんですが、一つは政治的な問題、もう一つは兵器の問題ですが、もちろんたくさんの事例がありますが、その中から二つ取り上げてみたいんです。

一つは、これは今日は残念ながら小泉総理も川口外務大臣もおられませんが、このお二人が特にしばしば日米同盟という言葉を使われま

ますか。しかし、この日米同盟という言葉めぐって時の外務大臣が辞任されるということがありました。それは鈴木善幸総理のときでありまして、一九八一年五月、鈴木総理が訪米をされて、日米共同声明を出された。その共同声明の中に、日米は同盟関係にあるという文言がありました。これに対して、帰国されたからの国会で、野党側から、それは軍事同盟を含むのかという質問が生まれ、これに対して、鈴木さんは大変正直な方とい

いますか、今息子さん閣内におられるわけですが、軍事同盟は含みませんという答弁をされたんです。専ら民主主義と自由を共有する関係だと。これに対して外務省は、それを代表された伊東外務大臣は、日米同盟は当然、安保条約に絡んで軍事的な関係もあると、こういう答弁をされ、閣内不統一ということになりました。当時はこの日米同盟という言葉にも大変気を遣っておられたんですね、先輩の皆さんは。結局、伊東外務大臣が責任を取って辞任されるということに発展をしたわけ

です。その根源をたどってみると、まず憲法があります。戦争をしない、軍隊は持たないという憲法がある。一方で、日本は日米安保条約というものを結んでいる。これは率直に言えば矛盾するんですよ。その矛盾をずっと引きずってきいて。そこで、どっちに重点を置くかというふうなことで、歴代政府がある意味でいえば悩んだ。

私は、昭和三十七年ですから一九六二年、ちょうど安保条約、サンフランシスコ平和条約が結ばれてから十年たったときに、もう引退しておられた吉田茂総理を大磯のお宅に訪ねて、新聞記者として、十年を回顧してというお話を聞いたことがあります。そのときに、吉田さんは率直に、今世界は米ソの鋭い対立の中にあるじゃないかと。当時は、もつとそれが日本にとっては、非常に重要な問題だ。私は自由主義者だから自由陣営選んだんですよ。そして、憲法があるから、そ

れをどう対処するかということでは安保条約を結んだ、私の責任で。御承知のとおりあの安保条約は最初のときには同行された方はだれも署名していないんですね、吉田茂さん一人署名している。責任を持ってやりましたと、こういうことを言われました。

考えてみると非常な決断だったと思います。しかし同時に、そこからこの憲法と安保条約の矛盾というものが出てきたんじゃないでしょうか。そういう意味で、これは官房長官に伺いたいんですけれども、今その矛盾というのを感じられませんか。いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 昔の懐かしいお話も伺いまして、あのころと今といろいろな国際情勢も変わってきていると。

私は、国際情勢的に言えば、昔の冷戦状態と比べて、大きな紛争が起こる、国際的な紛争が起こる、それはなくなっただけじゃないのかなというふうに思います。そういう中で、意識もだんだんと変わってきている、特に我が国の国民の意識も変わってきているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、確かにその同盟という、日米同盟で問題になったという、そういうときもございました。今から二十数年前になりますね。そしてまた、十年ちょっと前にはPKO法案で自衛隊が海外で活躍することについて物すごい議論があったわけでもございました、そういうことを経て今の状態になってきたと。

そして、今回、有事法制というものもお出ししたわけでもございまして、今御審議いただいておりますけれども、そういうことも、今から二十五年ぐらい前に、これは検討するということで、その後、今申しましたような国民の意識の変化ということも踏まえて、ここ数年、この有事法制、法制化をすべきでないか、そういうような議論が高まってきた、国会の中でもそういうような議論が多かったというふうに承知しておりますし、そしてまた、与党の方でも、十二年だったと思いま

すけれども、平成十二年だったと思えますけれども、法制化を目指した検討を政府に要請するという、そういうような与党としての考え方、これも出てきた。こういうことでもございまして、それ以来、その時々、総理大臣の施政方針などにも有事法制の法制化というような課題が出てきた、こういうふうな記憶いたしております。

同盟という意味においても、この間に随分考え方が変わっているんじゃないかなというように思います。しかし、この同盟があるからこそ我が国の安全とそして繁栄が保たれてきたんだという、そのことについては私は日本国民共通の意識は持っているんじゃないかと思っておりますので、今後も同盟という言葉は正確に把握し、そしてその同盟関係を国際社会の中で有益に行使していく、行使していかねばいけない、そんなふうな感じをいたしておるところでございます。

○田英夫君 私は、今度のいわゆる有事法制というものを見るにつけて、考えるにつけて、やはり憲法という基本を大事にする、そして日米安保条約という一つの当時の国際情勢、東西対立、冷戦構造という中で、米ソが鋭く対立している中で作られたその条約の方は流動的に考える、これが自然な考え方だと思っております。したがって、あくまでも大切にすることは憲法だと。

もう一つ、兵器のことで気に入らぬことは、空中給油機ですね。これは、やはり長年先輩の人たちがここで議論してきた。一九七三年、田中角栄内閣のときに、この部屋で、予算委員会でしたけれども、私は傍聴をしていんですが、この空中給油機の問題が初めて本格的に議論された。そこで田中総理は極めて明快にその場で総理の責任においてはっきり言われたのを覚えていますが、第一点、空中給油はいたしません。第二点、空中給油機は保持しません。第三点、空中給油に対する演習、訓練その他もいたしません。こういうことを答弁をされて、そのとき既にF4ファントムを導入して空中給油のためのアダプターを付けるという作業を始めようとしていた、自衛隊

は、それを全部中止したんですね、総理の一言で。これが発端だと思えます。

その後、随分度々いろいろな形で議論が続けてきて、一歩一歩、例えば三原防衛庁長官のときに、将来とも絶対に持たないとは言わないというように、なるところに一つ進んで、一歩一歩、元防衛庁長官二人ちようどおられますけれども、進んできて、ついに持つと、予算まで付けたね。この問題ももう少し先輩の議論をよく検討していただきたかったなと思っております。

それで、確かに簡単に考えれば空中給油で足が長くなれば、F4でも、F15が足が長くなって攻撃できるという、これは私の方の先輩が指摘した。ところが、いや、今はもう情勢が違って、それは空中待機のための、相手が来るのを空中で待機してすぐ対応できるようにするんだ、こういう説明に変わってきておりますけれども、やはりこの問題もそう簡単に北朝鮮がというようなことで考えていいかどうかという気がいたします。

防衛庁長官、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) 本場に私どもの世代は、先輩の方々のいろいろな御経験や御見識というのを虚心坦懐に承らねばならないというふうに思っております。

この空中給油・輸送機、私どもは空中給油機という言い方はいたしております、空中給油・輸送機という言い方をさせていただきます。これはKCという言葉を使うことになりましたが、空中給油も行いますが輸送も行。今私どもが持っておりますのは政府専用機の747、プロペラ四発のC130、ジェット双発のC1でございまして、それぞれ大き過ぎるということ、あるいは遅過ぎる、足が短過ぎる、そういうふうな短所を持つております。これを補う飛行機はないだろうかと、そして空中給油も兼ねられるものはないだろうかと、ということで、ケロシンカーゴという空中給油・輸送機の導入を検討してまいったところでございます。

当時、私、防衛庁の副長官をいたしております

たが、まさしく今先生御指摘のとおり、空中警戒、コンバット・エア・パトロールというものをやりたいと、非常に戦闘機のスピードが速くなった。F4は第二世代の戦闘機でございまして、F15という第三世代の戦闘機が入ってきた。そしてまた、ほかの国もミグ21とか25であったものが27になり、スホーイ27になり、ミグ30になり、そういうふうな物すごく速いスピードになってきたということ。そして、空対地ミサイルというものが発射されれば、本場にわずかの期間で日本本土まで到達し得るというようないろんな戦略上、戦術上の変化が生じてきた。

それじゃ、今までのままでいいだろうかということも考えましたときに、やはり空中警戒ということも、コンバット・エア・パトロールということをやっておかなければ日本にミサイルが到達するということもあり得るだろう。そういうことが一つございます。もう一つは、輸送機というものがそういうニーズに合ったものがなかったということもありました。

もう一つは、これも先生御案内のことでもございますが、私どもは訓練空域というものは非常に狭うございます。そして、それは海の上に設定をされております。例えば、小松からジェット機が、F15でもいいのですけれども、これが訓練に行きます。しかしながら、そこまで行って少し訓練をしたらまた帰ってこなければいけません。本場にそれで乗員の練度は上がるだろうかということもありません。騒音の問題もございまして。

それやこれやいろんなことを勘案をいたしまして、過去の議論もよく存じておりますが、私どもは空中給油・輸送機を入れたからといって決して他国を侵略をするということはありません、このことさききちんとしておけば、空中給油・輸送機の有用性は当然十分にあるものだと、そういうふうに私どもは考えておる次第でございます。

○田英夫君 私は、そう思わないんですね。やっぱり根源の憲法ということをもっと重要視する必要があると思えますし、いかに戦争の準備をし

ているという、そういうふうには外国からも受け取られる、そのことを配慮すべきですし、既に六月にはアラスカでアメリカの給油機から油を受け取る、給油される訓練をF15を六機持つていつてやろうという計画があるようでありませうけれども、大変危険なことだと思っております。

そこで、話題が変わるんですが、前原さん、久間さんもわざわざお出掛けいただいて済みせん。ありがとうございます。

もつと詳しく実は伺いたいんですが、ずばり言つて、衆議院で修正をなさつたその御本人に伺いたいんですが、民主党側から人権という関係のことを主張されて、それは私もよく理解できます。結果として、憲法の十四条以下こういうものをという修正になつたわけですが、基本的な意図といえますか、考え方を話したかったですかと思つておきます。

○衆議院議員(前原誠司君) 先生のお話をこの間、そして今日聞かせていただきました、根本的に戦争を絶対対峙してはいけないという思いは共有をしております。そして、この法律ができては外交的な努力は一切変わるものであつてはいけないと思つておきます、有事法制ができたとしても、使われない法律にしなければいけないという認識を持つておられることは冒頭お伝えしておきたいというふうにおもいます。

その前提で、政府案はどういう、原案はどういうものだったかといふと、私は、有事の際に国がいかに動きやすくするのか、国や地方公共団体に協力を求めるのかといったところが中心に置かれていた、そこに重点が置かれていたのが私は政府原案なんだろうと思つておきます。その結果として、国民保護法制は後回し、そして先生御質問の基本的な人権については訓示規定程度のものしか書いていない、そしてまた民主的統制の在り方についても不十分と、こういう私は内容だったんだろうと思つておきます。

確かに、有事になれば、主権国家がなくなつたら国民の保護もないわけですから、国が国民や地

方公共団体に協力を求めるということは分かりませうけれども、じゃ、求められる立場の、正に先ほど先生は憲法は大切だとおっしゃつた、憲法に書かれた基本的人権の尊重というのがこの有事の際にもしっかりと、公共の福祉という名の下で過剰に侵害されないかどうなのか、そういうことをやはりより詳しい入念的な書きぶりをする中で担保をし、そして修正合意の中では、国民保護法制の中にも基本的人権の個別の内容についてもしっかりと書かせていただくと、こういうことで、我々はこの有事においてもそういった憲法の趣旨が担保されなければいけないということでこの修正を求めたということでありませう。

○田英夫君 残念ながら時間がなくなつてしまつたんですが、私は、今言われた考え方は、重ねて申し上げますが、よく理解できます。しかし同時に、こういうことが法律の中に入ったからといって、本当に戦争のときには人権などと言つておられるものは全部すつて飛ぶんだと。殺すんですから、人を殺し合ひをするんですから、もう人権も何も全部吹っ飛ばしてしまふんです。それは私の戦争体験の中から痛感しております。ということをやっぱり考へておかなければ、やはりその意味からも、絶対に戦争というものをこれから後々の世代に体験させてはならないということを感じながら、終わりたいと思つておきます。

○舛添要一君 まず私は、今回のこの法案、衆議院で九割の賛成を得て通過したというのは、大変喜ばしいことだと思つておきます。こういう非常に国の根幹にかかわる重要な法律を与党だけで通すべきではないと思つておりましたので、特に野党第一党の民主党の皆さんの御努力に大変敬意を表しますと、今後また、これは新しいシステムが始まつたばかりなので、もつともつと良くしていくための努力をやつていきたいと思つておきます。

うして維持するのと、このことに尽きるわけでありませう、非常に苦しい出がございませう。阪神大震災のときに、緊急の事態に対するシステムがちゃんとなつていなかったために、どれだけの生命が、失われなくてよかつた生命が失われたのか。

それから、お隣の国では核兵器を開発しているという独裁者がいるわけですね。そして、アメリカの議会で証言にありますが、麻薬は売れるわ、不正な大量殺りく兵器は作るわ、そして海上保安庁の方々、大変御苦労なさつて、命の危険を冒してこの不審船の対策に当たらないといけません。隣の国の独裁者である指導者が自分から核兵器を開発しているということを明言しているわけですね。

そういう状況において、今仮にノドンミサイルの上に核弾頭を積んでこの東京に向かって十分前にその独裁者が撃つていたら、我々は三分以内で死にますよ、全員。ちゃんとした防衛の整備ができているわけですね。

ですから、そういう観点から、どうすれば国民を守る事ができるかということをやつておられるのは私は政治家の使命だと思つておますから、そういう観点から、今日は大所高所に立つて質問をいたしたいと思つておます。

まず最初に、外務副大臣、やっぱり九・一一のテロ以降、国際情勢は大きく変化したと思つておます。そして、アメリカ一國主義なのか国連協調主義なのかと、こういうことの論点もございませう。今の国際情勢、冷戦が終わる、その後またこういう状況になつた、この厳しい状況であると思つておますけれども、イラクの戦争もございませう。それでまた、今申し上げました北朝鮮の金正日体制の大問題がある。これを外務省としてどういうふうにして認識なさつておられるのか、お答え願ひたいと思つておます。

アラビア、モロッコ、イスラエル等で相次いで発生したテロ事件に見られるように、国際的なテロの脅威は依然として深刻です。また、弾道ミサイル、四十か国以上が保有するなど、大量破壊兵器とその運搬手段としてのミサイルの拡散は、我が国が位置するアジア太平洋地域においても深刻な脅威となつておられることは事実だと思つておます。さらに、九・一一テロ以降、大量破壊兵器とテロが結び付く危険が強く認識されるようになっておます。加えて、アジア太平洋地域では、朝鮮半島における緊張状況、状態を始めとして、国家間の武力紛争や内戦といった長期にわたる不確実、不安定な要素も引き続き各地に存在しているほか、南シナ海における領土問題等の未解決の国家間の問題も残され、現下の国際情勢においては極めて複雑で多様化した安全保障上の問題が存在しておられると、かように考えておます。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

しからば、今回の法案でありますけれども、国全体として基本的な危機管理体制の整備を図るという観点から、国の独立と主権、国民の安全を確保するため、平素からこのような法制を整えておくことが国としての責務だといふふうにおもつておます。

○舛添要一君 国連の機能及び機能不全について、私はやっぱり今回のイラク戦争を見て、これは十分機能しては思えない。そして、安全保障理事会、いろんな制約が我が国にとつてはございませう。つまり、先ほど、十分前にミサイル撃たれたらという話をしましたけれども、じゃ、だれがどういふ形で、自衛隊の諸君も一生懸命やるんでしようけれども、救つてくれますかと。安保理緊急理事会を開いて話し合ひをやつておられるうちにやられてしまつと。そういうことでありますから、日米関係、日米の同盟関係を機能させないといふわけですね。

私は、国連の機能不全を補うためにも、我が国は国連第二の拠出、国連の分担金の第二の、世界第二の拠出国としてつと発言力を持つてよろし

と思います。そのためには、第二次大戦で勝った国、つまりアメリカ、今のロシア、中国、イギリス、フランス、全部核兵器を持っています。こういう国が安全保障理事会を独占しているのではなくて、常任理事国です、拒否権を持った。我が国も堂々とそこに入って、核を持たない国として大きな発言力を持つていくことは非常に重要だと考えますけれども、外務省は、我が国が安全保障理事国になる、常任理事国、P5の中に入るという、そういう政策は持つておられるのか。これはあきらめたのか、もうやる気なくなったのか。どうですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 我が国としての安保理の加盟ということでありませぬけれども、国会改革を前提にしてその思いを遂げようというふうな一つの経過がございました。既に……(「国連だよ」と呼ぶ者あり) 国連、国連、はい国連改革、国連改革であります。済みません。

既にもう十年経過したわけでありませぬけれども、先ほども答弁申し上げました、改革後の、かつ、そしてどうやって非常任理事国を選んできんだ、なおかつ拒否権の扱いを今度どう対応するんだ等々のそれぞれの意見の取れんを見えておりませぬ。ですから、なかなかこの問題、改革という観点からして非常に難しい、まだまだ問題が山積していることは事実であります。

しかしながら、今回のイラクの問題をめぐって、安保理の役割が改めて浮き彫りになったことも事実だと思っております。ですから、そのことを受けて、今後、従前にも増して国連の場での議論、改革の力を握る英国を始めとする関係国との協議を積極的に重ねていくことを通じて、安保理改革の早期実現に向けて改めて積極的に取り組んでいきたい、かように考えております。

○舛添要一君 日本が安保理の常任理事国になるという方向での努力はやるということですか、やらないということですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 従来の方針どおり、今後努力していきたいと考えています。

○舛添要一君 私はやるべきだと思いませんけれども、やるための前提として、普通の国家が持っているべきしかるべき制度を持つていなければ、そんなものは幾ら手を挙げたつて常任理事国なんかだれも相手にしない。ジュネーブ条約四、捕虜の人的扱いについての規約も何にもないんです。だれも戦争をやりたいと思つてやるわけじゃないけれども、万が一そういうふうになったときに、そういう人道的なシステムだつてちゃんとやつていない。今回だつて、それ間に合つていないんです。

ですから、少なくとも日本国民をそういう武力攻撃の事態なんかでちゃんと守れるための必要最低限の法制、こんなものがないのは我が国だけですよ、恥ずかしいことに。ですから、国連の中で重要な役割を果たそうと、それは日本国民のもう圧倒的多数が大賛成だと思えますけれども、そのために今回こういうことが必要だということをやちゃんと外務省が位置付けをして国民に説得しなければ、何かもうこの議論聞いていると、技術的な、武力攻撃事態と予想事態とどが違ふんだ、周辺事態とこの法律とどが違ふんだ。そういうこともやるべきですよ、それは法律の審議ですから、ですけれども、前提として、国際社会の中で、日本国憲法の前文に言っているでしょう。国際社会の中で名譽ある地位を占めたいと思つて言っているんだから、そのための制度作りが必要でしょう。どうですか。外務省、しっかりと国民の教育をやつて下さいよ。

○副大臣(矢野哲朗君) 先ほど、国際情勢等々の質問がございました。大変複雑多岐にわたつての今の国際情勢の下でというふうな説明を申し上げたんでありますけれども、その折、やはりこの法案が、そういう現下の国際情勢の中でこの法案が必要だというふうなことも答弁をさせていただきました。その思いを我々としては、しっかりとこの法案が早期に成立されるよう最大限の努力を御期待申し上げます。

○舛添要一君 外務省の今後の努力に期待したい

と思えますが、さてそこで、国民の立場に立つて見たときに、何から我々の生命、財産を守るかといったときに、この国は非常に天然災害が多いですね。地震もあれば風水害もあります。そういうことから守らないといけないし、先ほど阪神大震災の例を挙げましたけれども、私はサリンのときに現場におりまして、これ私はずっと今でも防衛庁に申し上げているんですが、とにかく化学防護隊が来るのが遅い。要するに、パトカーに先導されて、のんびりとは言わなければいけません。自分でサイレン付いていなかったんですから。こういう状況で死なないでいい人が死んでいるんですよ。ですから、まず武力攻撃より前に、やつぱりテロの可能性が、特に九・一一以降、みんな心配しています。今、仮に日本の高層ビルにアルカイダのような連中が飛行機で突つ込んだらどうするんですか。

そういうことを考えて、まず国土交通省、特に海上保安庁にお伺いをしたいと思えますけれども、今回、法改正で、特に民主党の皆さん方の御努力でこのテロの問題についてかなり一歩踏み込んだというふうな思いはありますけれども、今回の法改正を機会に不審船などについてちゃんと対策は取れているのか。やつぱり一番国民が心配しているのは、この前の対応で一生懸命頑張られて、まあ辛いことに波が高かったのか向こうのロケットが当たらなかったから良かったんですね。後ろ見たら海上自衛隊の護衛艦が来ていないんだから。やられていたら、だれがこれ対応していたんですか。

こういうことについて、海上保安庁、国土交通省、ちゃんとやつていられるのか。それから、もちろん警察がテロの第一線に立たないといけない。警察庁はどうなのか。それから、その後ろを最後守る防衛庁、どうなのか。今回の法改正との絡みでそういうことがちゃんとならなきゃ、幾ら法律を作つたつても何にもならないんで、お答え願いたいと思えます。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げたいと思えます。

先生今御指摘の不審船の問題あるいはテロの問題でございますけれども、不審船の事案につきましては、政府の基本方針といたしまして、海上保安庁は警察機関でございますので、警察機関としてまず第一的に対処すべきであるという基本方針がございますが、これにのつとつて対応するわけでございますが、私どももいたしましては、これまでのいろいろな事案がございました。そういった事案を踏まえまして、例えば法制面につきましては、平成十三年の十一月に海上保安庁法を改正していただきました。そういった整備を、制度面の整備をしていただくとともに、他方で装備の問題もございまして、

装備面につきましては、御指摘の一昨年の十二月のいわゆる九州南西海域におきます不審船事件がございましたが、こういった事件などを踏まえまして、当庁の海上保安官、その事案におきまして三名が負傷したわけでございますけれども、海上保安官の安全を確保しながら、より一層の確にこういった不審船に対応が取れるようにということで、十四年度補正予算でございますか十五年当初予算も含めまして、いろいろな装備面の充実強化もおかげさまで図らせていただいている最中でございます。

他方、当然ながら、あとソフト面、運用面の問題があるかと思つております。運用面につきましても、いわゆる共同対処マニュアル、こういったものを作る、あるいは共同訓練を実施する、あるいは最も基本でございまして情報共有化をきちつとすることによって、一層迅速な連絡の確保等を図る等々によりまして、自衛隊との連携というものを緊密にしていこうということなどで取り組んでおりまして、こういったことによつて不審船の対処についても万全を期したいというふうには考えてございます。

他方、一般的なテロ、一番、テロ対策、テロ攻撃として守るべき大変重要施設として原子力発電所のようなものがございます。こういったことに

つきましても、警察との間でホットラインを設定する等の緊密な連携体制を取りながら、私どももいたしましては巡視船艇に機関砲あるいは自動小銃等、こういった所要の武器を搭載し、二十四時間、現在、警備体制をしております。

いずれにいたしましても、これが現状でございますが、今後とも関係機関と連携を図りながら、不審船あるいはテロの問題、こういうことに対しましては不断の見直しを行いながら、今後ともこれらの事案には的確に対応していきたいというのが海上保安庁の考え方でございます。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) 警察といたしましても、テロへの対処は極めて重要であるというふうに考えているところでありますけれども、テロにつきましても、いったん起きますと大変な被害が出るわけでありますので、これを起こさせないのが一番であります。したがって、まずテロを未然に防止する、そういう観点と、それから万一起きた場合に的確にこれを鎮圧するという二つの観点からいろいろな対策を推進してきているところであります。

まず、未然防止という点につきましては、各国の治安機関との情報交換を含む情報収集活動の強化を始めといたしまして、入管と連携をいたしまして、テロリストの潜入防止、また国内での不審動向の監視等に努めておりまして、そしてその上で各種の重要施設の警備警戒をやっております。

例えば、原発につきましては、ライフ、サブマシンガンあるいは装甲警備車を配備いたしました銃器対策部隊というのがありますけれども、これを原発に常駐をさせまして、二十四時間体制で警戒警備に万全を期しているところであります。

そして、万が一テロが発生いたしました場合には、私どもが持つております特殊部隊のSAT、これを投入いたしまして対処することといたしておりますけれども、このSATは外国の特殊部隊とも頻繁に合同訓練を行っておりますので、テロへの対処能力を錬磨しているところであります。また、関係省庁との連携でありますけれども、

海上保安庁等々の関係省庁との連携も重要であると考えておりまして、警察庁と海上保安庁の本庁、あるいは現場の警察部隊と原発の沖合で警戒に当たっていただいております巡視船との間で緊密な協力体制を取っているところであります。

さらに、自衛隊との連携でございますけれども、一般の警察力をもっては治安を維持することができなないと認められる場合には、自衛隊に治安出動が下令をされまして、警察と自衛隊とが連携して対処することになっております。警察は、そういう場合に備えまして、昨年来、自衛隊との間で共同図上訓練を実施をしております。

いずれにいたしましても、今後とも関係省庁とは緊密に連携を取りながら、テロへの対処に間隙の生じないように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○外添要一君 防衛庁。

○政府参考人(西川徹夫君) 防衛庁の方からお答えいたします。

今、海上保安庁と警察の方から、第一義的にはこの手の事案に対しましては警察機関であります両庁でやっていたといたしまして、いわゆる後詰めという形で当方が担当しておりますが、

ダブるところはちよつと省略させていただきます。不審船につきましては、とりわけ先般の南海域不審船ですね、この事案をかんがみまして、先ほど海保の方から早い段階での情報の共有をすると、こういう話がありました。あの段階で当方といたしましては画像の情報を送るのに相当時間が掛かりました。これを反省いたしまして、

現在、それを迅速に送れるような装備を飛行機並びに地上局の方に設けておる。

それから、先ほど来、先ほど話ございました、いわゆるいざというときに海自の船が周りにないという話がちよつとございましたが、先般のその事案の反省で、政府といたしまして不測の事態に対応するために、配備、事案の発生段階から、早い段階から当方の船も一応出ていくと、そして

海上警備行動に移った場合には直ちにその不測の事態を招くことなく対応できるような措置をするというふうな形で、いろんな形のものを対応しているところでございます。

そのほか、警察との関係で、テロの関係につきましても先ほど共同図上訓練等が話にございまして、昨年来ということで六回やらしていただきました。これはお互いに非常にその情報の交換等いたしまして、問題点等把握いたしました。今後ともこの手の訓練を重ねていきたいと思っておりますし、もしチャンスがあれば、更にそれを進めたような形での訓練等もやって連携を図っていきたいと思っております。

なお、先生、先ほど化学防護車について……

○外添要一君 それは後で質問します。

○政府参考人(西川徹夫君) そうですか、はい。

○外添要一君 この前の不審船の事案の反省で是非そういうことをやっていたのかなと、今、だつて、小学生の子供だつてカメラ機能付きの携帯電話で即座にメールで送れるのに。だから、小学生の子供一人乗せておけばあのと送れたはずですよ、皮肉を言う。ですから、重装備も結構なんだけれども、これだけの最先端技術を持っている国ですから、早く取り入れるということをやっていた方がいいと思っております。

それから、この有事法制と憲法との絡みを議論したいんですが、今、福田官房長官、記者会見で御不在なんです、お帰りになつてからそちらをやりたいと思っておりますので、ちよつと順番、質問の順番を変えたいと思っております。

今、防衛庁の方からお話ありましたように、自衛隊車両の緊急車両化、これは精力的に行っていると思っておりますけれども、いろんなテレビ番組なんかでパロディー化していつも言われているのは、何か起こつても、高速道路を一回一回自衛隊の車は止まって通行料払っている、赤信号いつも止まって行っている。それで、気が付いたら、瓦れきの下になつている被害者が死んでいたと、そういうことじゃないなら、ない。要するに、

今回のこの法律ができたおかげでそういうことがなくなりましと言ったたら、それは国民は、ああ、それは有り難い法律だと言いますね。そんなものなくても元々やれるんだつたらこんな法律要らないわけだし、そこをばっちりしないから、何か戦争のためのおどろおどろしい法案だみたいなのこのプロバガンダに負けちゃうわけですよ。だから、そこをばっちり言ってください。

○政府参考人(西川徹夫君) 先ほど来、化学防護車等につきましても相当いろいろな御意見を賜りまして、現在、ちよつと現状から先にお話しさせていただきますと、化学防護車につきましては、今は全車両、緊急自動車の指定をすることができております。

ちよつと、緊急自動車全般の状況についてまずお話しさせていただきますと思いますが、これは、先般のNBC等始めまして災害派遣等に対する国民の大きな期待の高まりと、こういうものを我々も踏まえまして、この緊急自動車の指定に際する車両所要数がどれだけあるかということを実は検証いたしました。三つのポイント、三つ原則挙げましてですね、化学防護車は全車緊急指定すると。それから、震災の、災害対策のため初動で出ます部隊、これの部隊の車にそれぞれ複数の必要数の緊急自動車は行ける。これははつきり申しました中隊に二台ぐらいですね、普通中隊に二台ぐらいだと、こういうことを考えております。その他、あと、消防用の自動車あるいは緊急用自動車持っております。救急用の自動車持っておりますが、これについてはもう全車両行ける。ということ、実は、十二年で約三千両ございまして、緊急自動車が増えまして、これだけあればおむねいけるだろうと、こういう状況でございます。

なお、先ほど、高速道路のお話でございましたが、現在、高速道路につきましては通行料の徴収が一応緊急自動車で行っている場合には免除されておりますので、先ほどの化学防護車の場合にはそのまま走らしていただけると、こういうことに

なるうかと思ひます。

○舛添要一君 警察の方が、省庁の縄張でもったいぶって、自衛隊ごときにサイレンや赤ランプをそう簡単に上げてたまるかと、そういうような意識はまだありますか。

○政府参考人(矢代隆義君) 御安心いただきたいと思ひますが、自衛隊車両の緊急自動車、今、防衛庁から御説明のあったとおりでございますが、自衛隊の各駐屯地司令等の申請で各都道府県公安委員会が指定しているわけですが、この指定が迅速かつ円滑に行われますよう、あらかじめ防衛庁と警察庁で調整を図り、各都道府県公安委員会に事前連絡しておるわけでございます。

今お話にありましたように、指定につきましては、消防用自動車等、単独で運用されるものはずべてやるわけでございますし、また、部隊単位で運用される車両につきましては、その部隊活動に必要な台数をということでそれぞれ申請を受けておりまして、今ほどのお話のように、平成十三年に、防衛庁におきましては、近年の自衛隊の災害派遣等に対する国民の期待の高まりを踏まえまして、必要な緊急自動車の車両数について検証されておりまして、指定車両の増加要望がございました。その結果、平成十二年末現在で約三千台でございますが、平成十四年度末現在では、今ほどのお話のように約三千四百台を指定しているところでございまして、化学防護車もここに入っているわけでございます。

警察庁といたしましては、災害等の発生時に自衛隊がその持てる機能を十全に発揮できますようにするために、引き続き防衛庁と連携協力してまいるところでございます。

○舛添要一君 是非、その言葉だけではなくて、行動で示していただきたいと思ひます。

さて、そこで、私は実を言うと自民党の中でもむしろ民主党に近い方で、これは党のいろんな委員会ですと申し上げてきたことですが、それは、国民の立場から立ってみますと、自然災害であれテロであれ武力攻撃であれ、とにかく警察で

あれ消防であれ自衛隊であれ、命を守ってもらえればいいわけですから、そういう意味ではこれは実はまとめてやる、そのためにこういう緊急事態に対する基本的な法制というのをプログラムのにも作っていくということは一つのやり方だろうと思つていました。今でもそう思つています。

それから、今、警察庁と防衛庁、自衛隊、この連携をよくやってくれということをお願いしたのは、やっぱりなかなか現場において対立関係がありまして、先ほどちょっとパロディー化して言ったのは、戦争中は軍隊の方が力持っていて、信号のゴー・ストップ事件というのがあって、兵隊さんが、大日本帝国陸軍の兵隊さんが信号無視して、お巡りさんがピッと笛吹いて、こら、信号守れと言つたら、大日本帝国陸軍の兵隊に向かつて何言うか、無礼者と言つて、これは軍隊の方が勝つたんですね。その遺恨試合じゃないけれども、戦後はそんな、警察の方が上だということ、まああえてカリカチュア的に言つて、そういう話すら出てくるので、なかなかやっぱこれは、省庁の縄張争いというのは、これ解消するのは、言うは易いんですけども、現実には非常に難しい。

そういう意味では、日本版のFEMAのような緊急事態庁とか緊急危機管理庁というのを作るのが一つの案かなと思つていますので、私は民主党の提案というのはそれなりの意義があるというふうに思つていますけれども、久間委員に、この点について、じゃ、なぜ駄目なのか。

○衆議院議員(久間章生君) 政府案が出てきますときに、与党でいろいろ議論がありましたときに、舛添委員からそのときもいろんな指摘がございました。しかしながら、そのときも、完全なものではないかもしれないけれども、一歩前進をして次へつなげようということであろう案になったんだから、それ我慢していただきたいということをお私自身が申し上げて与党案を提出したのがこのように思ひますけれども。

今回、確かに民主党さんから出てまいりました。ただ、さはさりながら、危機管理庁というふうな

そういう形でやりますときに、アメリカのFEMAを念頭に置いておられますけれども、これはどちらかという災害を念頭に置いた組織じゃないかなと思ひます。そして、アメリカの場合はやっぱり州政府がありましてその上に立つて連邦が調整するということ、そういう役割もございまして、あれがそのまま機能したんだと思ひますけれども、あのテロなんかをきっかけにしまして、アメリカでもいわゆるFEMAではなくて国土安全省という形で今度格上げされるような形になったわけでございますから、やはりこういう組織の在り方についてはもう少し幅広く世界各國のいろんな例を研究しながら政府において検討してもらつた方がいいんじゃないかと。

そういうことで、今度修正に当たつて、そのまま取り入れるんじゃないかと検討するということにしたわけでございます。決してこれに反対とかなんとかということではございません。どうせ作るならば更によいものをとつてほしいと思ひもあつて、世界各國の例を検討してもらつて、その中で更によいものを、アメリカのFEMAということにこだわらないでやつた方がいいんじゃないかなというふうに思つております。

それと災害、もう今、大災害ももちろんですけど、一応それに基づいて今機能しているわけでございます。それで結構慣れている点もございまして、それとの関係なんかもどうしていくのか。あるいはまた、テロといひましてもサイバーテロみたいな形になったときにこれはどうなのか。今の警察の一番の問題点というのは、都道府県警察になつておる。警察庁は確かに調整機能としてありますけれども、実際、警察法でも、内閣総理大臣をトップにして布告を出す場合、それはもう治安のいわゆる騒擾のときだけでございまして、それ以外のテロみたいなところに同時に多発的になつたときに、これを今の警察法で本当にいいのかなと思ひますので、これから先そういう点も全部踏まえながら研究をしていった

方がいいと思つて、今回は一応先へ進もうという形であつたような形で処理させていただいたわけでありませう。

○舛添要一君 大変よく分かりました。

ただ、災害救助法や災害対策基本法は今おっしゃいました、それから大規模地震対策特別措置法もございまして、それから今回の自衛隊法の百三条の改正と、これ何か一つにできないかなというときに、これは久間議員でも防衛庁長官でもいんですけれども、いわゆる災害救助法や災害対策基本法の業務従事命令、これが入るかどうかというところは非常に大きゅうございませうか、どうですか。それが、業務従事命令が災害対策基本法ありますね、こういうものを、まだ百三条の改正では十分ではないですね。

つまり、私のポイントは、災害対策関係の法律とテロないし今度武力攻撃事態、これを一体化して一つの基本法的なものにまとめるに際してのどこに問題が、技術的な問題があるのか。

○衆議院議員(久間章生君) それぞれの態様といひますか内容が非常に違うものですか、そういうやつを一つの基本法でくくつてしまふことが果たして技術的にもできるんかという、そういう思いも実は私自身はいたしました。

(理事阿部正俊君退席、委員長着席)

だから、特に例えば原子力災害特別措置法なんかは、この間のいわゆるウランの放射能漏れのあつた事件であつたわけでございますけれども、あのとき一つ取つてみましても、これは知事が避難を勧告しようと思つても、どこまでを避難といひますか、放射能漏れの場合どこまでを引かせたらいひのかと、そういう判断は都道府県知事でもできないわけでありませう、これは原子力の専門家がやらないうちでございませう。

だから、それぞれの内容が全然違うもので、それを一つの基本法でくくつて一つの対策本部を作つてさつとやれるような形に果たしてできるんか。武力攻撃の場合はまた、これもまた防衛庁が中心になつてやらざるを得ないと思ひますけれども。

ども、そういう意味で、これから先のそういうようなくくり方、そういう法律の作り方、これもやはり非常に真摯に研究しながら各党でいいものを作った方がいいんじゃないかと。少なくとも今の段階で、民主党さんが出ておる基本法を、はい、そうですと認めるには余りにもまだ整理がされていないと、そういうような印象を受けましたので、これも一応衆議院では継続審議にします、これから先の扱ひも含めて研究して、こうとうふうになつたわけでありませう。

○舛添要一君 今度は前原議員の方にお伺いします。

あれだけ多様な意見をお持ちの民主党がここまでまとまって歩み寄られたということには大変な敬意を表しますが、特に基本的人権との絡みを非常に強調なさいましたけれども、私は、もちろん公共の福祉という制限がありますけれども、日本国憲法はちゃんと基本的人権規定している。しかし、例えばドイツの憲法のように、緊急事態の規定がないんですね。で、いろんな議論の混乱の元がそこにあるんじゃないかと、これまでの有司法法の審議についても。

これは実は参議院で、憲法九条と安全保障についての議論が参議院の憲法調査会で始まりました。憲法調査会の中でもこういう議論はいたしておりますし、皆さん自由に潤達に議論を行っておりますけれども、憲法を少しでもいいものに変えていくという観点から見たときに、かえって緊急事態の規定があつた方が、御懸念のように今度の有司法制で十分人権守れないんじゃないかと、そういうことがなくなるんじゃないかと思ひますが、その絡みはどういうふうにお考えでしょうか。

○衆議院議員(前原誠司君) おとついでですか、答弁をさせていただきますけれども、憲法には、委員御指摘のように緊急事態とか危機管理に関する条文が全くと言っていいほどないと、あえて言うのであれば第五十四条の参議院の緊急集會と、こういうものだと思います。

がないために、我が党が基本法にこだわって、そこにしっかりと、有事を余り想定してないんではないかという段階で作られた憲法にそういう規定がないのだから、基本法というものを作つて、しっかりと緊急事態、有事に対して、憲法にも書かれていないような基本的人権の尊重であるとかあるいは民主的統制の在り方というものを基本法にしっかりと書くべきだと、こういう思いの中で基本法を出させていただいたのは、今、委員が御指摘のとおりでございます。

したがって、そのスキームは当然ながら最高法規である憲法を前提にしておりますけれども、今御指摘のように、憲法改正の議論のときには当然ながら、ドイツのボン基本法には憲法にそういつたことはしっかりと書かれていて、ロシアの憲法でもそういったことが書かれていて、ということを考えれば、当然考えられなければならないポイントであるというふうには私は認識をしております。

○舛添要一君 その絡みでもう一点前原議員にお伺いしたいんですけれども、やっぱり憲法の前文で国際協調主義を高らかにうたつていられるんですが、憲法の中に国際協調という条項がないんですね。私は章立てで国際協調というふうなことをあつてもいいと思つて、その中で例えば自衛隊を含めて我々が持っている資源を国際協調のために活用するということがあつていい。そういうことがないんですから、PKO法についてとか、まあ周辺事態法もそうですけれども、いろんな国際協調についての法律作りで難儀を来たすということはあると思ひます。

そういう観点から、私はやっぱりより良い方向に憲法を変えていく、今の緊急事態もそうですけれども、国際協調主義をうたうということを憲法九条に付け加える、ないしこれを新たな章立てする、こういうことが必要だというふうに考えますけれども、政治家として前原議員はどういうふうにお考えでしょうか。

私は今の憲法では担保できていられるんどうというふうには実は考えております。

どういふことかといふと、九十八条だつたと思ひますけれども、条約の遵守義務というのがあります。その条約の遵守義務で最も、条約に濃淡はないという前提でありますけれども、極めて重要な条約、国際取決めの一つは、やはり国連に加盟しているときの国連憲章だろうと。これは、正に委員が御指摘のような国際協調というものをうたつていられるのが国連憲章でありますし、日本もそれに加盟するときに、それに批准をしているわけでありませうので、丁寧に憲法に書くというところは必要なことかもしれませぬけれども、そういう、ですから、御意思はあつていいと思ひます。

ただし、じゃ今の憲法で不十分なのかといへば、私はそうじゃないだろうと。九十八条と国連憲章において国際協調の精神は我々がしっかりと守つていなくてはならないものだというふうに一政治家として考えております。

○舛添要一君 さて、これから国民保護法制を一年以内に作つていかないといけない、それから米軍支援法制についても考えないといけない。

今後の課題に移りたいと思ひますけれども、まず、防衛庁長官、国民保護法制というときに、かつての有司法制研究では第一分類、第二分類、第三分類という言い方をされていまして、第二分類のなごころまでは大体今度できました。で、第三分類、先ほど冒頭にジュネーブ条約四条の話をしましたけれども、この問題も含めてどういふ進捗状況でございますか。検討状況、第三分類について。

かという話になりますので、そのところを今詰めておる段階だと承知をいたしております。

第三分類というのは、要するにこの省庁の所管だかよく分からぬねと、これが第三分類でございますから、そのところを内閣官房を中心としながら、特に国民保護に関するところでございませうので、地方公共団体、警察、消防その他いろいろ、そういうところと議論をしながらやっておりますのでございませう。

この法案におきまして、委員とも党で議論をさせていただいたことでもございませうが、何で整備本部というのを作つたのかと、こゝにいいますと、そこにおいてやはりいろんな方の意見が入つてこないといかぬだろうと、霞が関だけで、永田町だけで全部分かるわけではあるまいと。例えば、地方公共団体はどのように考えるのか、じゃ民間事業者はどのように考えるのか、そういう意見がそこにおいて反映をされて、その責任において法律を作る、そしてそれを速やかに出すということと、国民保護法制整備本部というものと、そして二年以内が速やかにというふうに変つたところには私は大きな意義があると思つております。

○舛添要一君 さて、そこで国民保護法制ですけれども、私は民間防衛ということを少し真剣に考えるべきだなど。もつと別の言い方をすると、民間防衛という視点を通じてこの問題にアプローチするのが非常に生産的かというふうに思ひます。

御承知のように、スイスという国がこれは非常に盛んでありまして、私もこの国に生活して、全く国防という観点から日本と対極的でありまして、国民皆兵です。それから、もう皆さん御承知の、個々に「デイフェンスシビル」といふ、シビルデイフェンスですね、「民間防衛」、これは翻訳もこういふふうに出ています。これは全部スイスに住んでいると各家庭に配られて、ハードからソフトまでいろんなことが書いてあるわけなんです。こういうことは、これ、ただ単に国民は自分の命を守るために権利だけ主張するわけじゃなくて、自分たちでちゃんとやりなさいよと、自分のコ

ミニニティーでしつかりやりなさいよということが書いてあるわけです。

例えば、これ国土交通省にお伺いしますけれども、このスイスでここまでやるのかと思つて、実際、私、訓練をやっているのをよちゅう眺めていたから、これは韓国もそうですけれども、高速道路の中央分離帯を外せるようになってきます。そして、これ外すと滑走路になるんです。スイスのミラージュ戦闘機というのは、少々カーブしてはいたつて、離発着できるようになつていて、じゃ、その真ん中のくいをだれが取り外すかというのは地域の住民が外すわけです。それやこれやいろんなことがありますけれども。

例えば、いわゆる武力攻撃事態のようなことが起こつたときに、こういうことが連邦内閣に与えられた非常大権として、公共輸送手段に対する戦時の時刻表の決定、つまり、列車のダイヤが普通のダイヤとばつと二十四時間以内に変わるわけです。みんな、国民皆兵ですから自分で鉄砲担いで行くわけなんです、じゃ、どこに敵が来たから、どこに陣地作るからみんな行けといつたときに、移動の手段、それぞれ車で行くわけにいかないから鉄道に乗って行くわけですね。そうすると、軍隊輸送用に変ると。ここまで徹底してもう既に昔からやつているわけですけれども。

一例ですけれども、国土交通省として、本當に国民を保護しようと思つと、道路渋滞して動きませんと、空からも行くでしょうけれども、鉄道が一番いいというときに、例えばそういうことをやる権限を持つておやりになる気がありますか。

○政府参考人(眞頭誠君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、武力攻撃事態といつたような緊急事態が生じた場合に、現行法上、旅客列車優先から軍事輸送優先への切替えという権限は国土交通省、現在持つておりません。

そういうことで、そういう事態、緊急事態が生じた場合に、どのくらいの規模で、どのくらいの規模でどういう区間をどれくらいの必要性で

運ぶかという点につきましては、最も情報を有し、判断できるのは武力攻撃事態対処法案に規定した対策本部だと思つています。したがって、その対策本部の方で方針を出していただきまして、国土交通省はその方針を受けて、鉄道事業者なりなんなりに私どもの持つております権限で最大限対応すると、こういうことになっていくのではないかと思つております。

○舛添要一君 これは私の感想だと思つて聞いておいていただきたいんですけども、元旦から正月にかけて初もうでする人が一杯いるということ、鉄道会社は全部ダイヤ、そつちに振り替えるわけですね。日本国民の生命と財産が危うくなつたときに組み替えないと、どつちがおかしいのか、どつちが国際的な常識にかなうのかと、そういうことの議論もやつて、やつぱり国民の立場に立つた法制ということを考えてもらいたいというふうに思つています。

同じ民間防衛絡みで、総務省、これは基本的に地方のみならず自立した自衛の組織で例えばスイスなんかやるわけですね。例えば、言葉がいいかどうかはこれは翻訳ですから、自警団組織とあつて、その自警団の団長一名、待避所責任者一名、看護衛生責任者一名、その他少なくとも六名でそういうものを作ると、もう事細かく決まつているわけですね。それから、各家庭もそうだし、公共の建物には、核兵器攻撃にさらされてもいいようなシェルターまで作ることが決まつている。これ、ある一つの極端な例です、スイス。

総務省としては、新しい法制、国民保護法制を考へるときに今言つたような観点はどういうふうにお考へなのか。これを余り言つと、昔の戦争中の隣組みたいな話になつてイメージ余り良くないんですけども、これ、地域のミニニティーを再生させるためにも有事のときにどうするかは国民保護ということから考へていいと思つています。総務省の取組、特にこれは警察よりも消防ですね、消防の役割が非常に大きいと思つています。そういう点、お話しただければと思つています。

○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げます。これから国民保護の法制を考へますときに、地方自治体なりあるいは消防がどういう役割を担うかというのはいちから内閣官房を中心に検討していくことでございますので、確定的なことは申し上げられませんが、基本的には、警報の伝達あるいは避難誘導、救助、それから重症患者の搬送等につきましては、国や都道府県の指示の下、市町村あるいは消防が相当の役割を担うのではないかとこのことを想定しております。この場合、常備の消防機関が中心的な役割を果たすのではないかと考へておりますけれども、消防団につきましても、これと連携しながら一定の役割を担つていただきたいということを、担つていくことになるんじゃないかと考へております。

また、今お話しに出ましたけれども、現在でも災害発生時におきましては、地域の自主防災組織のメンバー等が自分たちの町は自分たちで守るといふ精神で、避難誘導ですとかあるいは救助等の役割を一部担つていただいている例もございまして、そこで、武力攻撃による災害があつた場合でも、これらの自主防災組織等が自主的にこういう役割を担おうとしていただける場合には、これを国や地方自治体が支援をしていくといったようなことも検討しているのではなからうかというふうにお考へておる次第でございます。

○舛添要一君 官房長官、お帰りになりましたんで、早速で恐縮でございますけれども、ちよつと質問し残した部分をお話ししたいと思います。

国会の関与に関する件でございますけれども、私、やつぱり本来的にはこういう大事なとき、武力攻撃事態も予想事態も含めて、できれば国会の事前の承認というのはあつた方がいいというふうにお考へております。

ただ問題は緊急性とのバランスでありまして、もちろん事後での承認ということはあるし、事後で駄目ならこれは撤回することができるといふ、そういう歯止めは十分付いてはおりますけれども、本来的には事前承認という精神であつてほしいと思

うんですね。なければ、国会のチェックはそれで十分なのか、政府の暴走という言葉がいいかどうか分らないですけども、そこを、原則は国会承認だけでも、緊急性という、その緊急性とのバランスということで緊張感を持つて対処していただきたいということですけども、その点、防衛庁長官でも官房長官でもお答え願えればと思つています。

○舛添要一君 委員の御指摘のとおりだと私も思つています。こういう武力攻撃に対応するという、こういう重大決断をするという、そういう内容のことです。ですから、国会の関与ということは極めて大事なことであり、そういう意味におきましてこの法案においてもそのような規定を設けておるといふことでございます。

○舛添要一君 実は、このテロ特措法も周辺事態法もPKOも、それから今回の有事法制も、議論をしていってどうも神学論争的になりがちな面があるし、それはなぜそういうことになるのかといつて、やつぱり憲法の問題に行き着くというふうに思つています。

私は、先ほど前原さんに申し上げたように、憲法九条が定めている自衛権、憲法がなくても自然権として私は国家は自衛権はあると思つております。これは、憲法は自衛権を認めていると解釈していいと思つています。ただ、第二項の交戦権云々の項目は私は個人的にはなくていいだろうと。むしろ明記して、自衛のための武力の行使とそれから国際協調の下での武力の行使は認めるとはつきりした方が分かりやすいんじゃないかと。そして、そういうことがないのですから、やれ個別的自衛権だ集団的自衛権だという話になつてくるけれども、国際協調をうたうならば集団的自衛権というのは当然であつて、国連憲章との絡みであつても当然持つていいし、解釈、私は、だからこれを解釈でやる、解釈変更でやるというの不可能ではないけれども、それは多数の、三分の二以上が決議して国民の過半数が認めればいいわけですか

ら、そういう形での憲法改正があつていいと思ひますけれども、そろそろこういうことを、憲法調査会では議論を始めています。しかし、国民的観点で議論をすべきときに来ていないと思ひます。

二日前のこの委員会においても、小泉総理もそういう観点でおっしゃつたと思ひますけれども、これ、福田官房長官と前原議員に、私が今思つて

いるようなもやもやというか、このことを共有するのにかしなのか、政府の立場でお答えになるのは非常に難しいかと思ひますけれども、そうしないと、今度、国民保護法制をやる、米軍支援体制をちゃんと作る、もう毎回この問題に逢着する。そして、あらゆる種類の世論調査を見ても、どの項目とは言いませんけれども、憲法の改正を議論すべきであるという方が過半数を占めている。

私は、明治の不磨の大典じゃありませんけれども、日本国憲法は、日本人の生命と財産を守り、日本国の独立を守り、国際協調を守るためのものであつて、日本国憲法のためにも何もかも全部捨てちやうていいというふうなものではないというふうに思つていますから、そこは政治家として、私の信念として、今言つたような考えを持っています。

この点について、官房長官、前原議員、それから、もし御意見あれば防衛庁長官、よろしくお願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) 憲法は我が国法秩序の根幹をなすものでございまして、また我が国の国としての在り方にもかかわることであると思ひますので、そういう意味におきまして、この集団的自衛権とかかわりについて、これは私は極めて大事であるという意味において大いに議論をすべきことだらうと思ひます。

しかし、今の政府は、これは現行憲法をこれを守る、そしてまた従来からずっと行われてきています憲法のその考え方と申しますか解釈の仕方、そのことについては、これは一定の、委員のよく御存じの考え方になるわけにございまして、それは現内閣としてはきちんと守つていかなければい

けないという考え方をしております。

しかし、先ほど申しましたように、議論はいろいろな形で進められる、正に今、国会でも議論をされているということにございまして、大いに議論をすべきであるというように思つております。

○衆議院議員(前原誠司君) 政府の人間だとかなかなか言われづらい部分があると思ひますけれども、一議員として御指名でございましてので発言させていただきますが、もやもやは共有しております。

例えば、おっしゃつたように、自然権から自衛権はあるという解釈になっておりますね。先ほど議論になった基本的人権というものは、あれも人の自然権というものを、これを明文化して、なぜ国の自然権である自衛権は明文化していないのかという問題点があると思ひます。

それと、二つ目は、憲法解釈ですね。つまりは、主権国家として当然集団的自衛権を有しているけれども、憲法がその行使を認めていないと。だれが聞いてもよく分からないような政府解釈で集団的自衛権を封印しているということ。

それと、三つ目、あえて申し上げると、日米安保条約は基地を貸し、あるいはお金を、基地の借り上げ賃も含めれば年間六千億以上払っているわけですね。武力行使の一体化ならんだから、これ自身が集団的自衛権に日米安保条約はならぬというものは、これは他の国から見ればなかなかやっぱり理解のできないことなんだろうというふうに思ひます。

したがって、その武力行使の一体化というところで何とかございましてきた解釈が、やっぱり有事法制のみならず周辺事態法もそうだし、今後の安全保障の在り方を考えると、ミサイル防衛等は必ず壁にぶつかつていくのはもう間違いないというふうに思ひますので、そこは憲法改正なのか解釈変更なのか、そこは国民の理解を得てのやはり我々政治の場だと思つておりますので、そういうことを大いに議論して、そして最

終的には国民に資するような私は政府の解釈というものの、あるいは憲法というものを築き上げていく必要があるのではないかとこのように思つております。

○舛添要一君 民主党の明日の安全保障担当大臣がそういう明確なお答えをいただくということは大変頼もしいことでありまして、今後とも協力、協調していきながら国民的な合意の形成を図りたいと、そういうふうを考えています。

続いて、防衛庁長官及び福田官房長官にお伺ひいたしますけれども、米軍支援体制を例えば新たな法制化しないといけないとすれば、つまり今回の有事法制がこれで成立をする、一年以内に国民保護法制を作る、こままでいいですね。米軍支援の新たなシステム作りをやらないとこの有事法制がうまくいかないのかいのか、その点、明確にお答え願えますか。

○国務大臣(石破茂君) うまくいかないと思ひます。それはどうということかという、日本単独で日本が守れば結構なことではございますが、どう見たってこれは無理なんだということですね。

我が国として、例えばミサイルが飛んでくると、その場合には米国に打撃をゆだねると、こういうことになっておりますわけで、米軍なしに日本の平和と独立はパーフェクトに守れるか、守れない、我が国はそういう安全保障政策を選択をしておるわけにございまして。そのときに、じゃ、有事において米軍を支援する法制がなくてこれが機能するかといえ、それはしないというのが論理的な帰結になるはずでございます。

また、例えば物品役務提供協定という、ACSAというのがございまして、訓練のときにはそういうことがございまして、実戦になったらできませんと、こんなばかな話が世の中にあるのですかねということになるのだからと思つております。また、米軍は駐留軍でございまして、それじゃ、その地位協定等々ございましてけれども、国内において何をやっていいのかわからないことになれば、それはそれでいいということもございませ

しょう。

そういうことも含めまして、米軍に関する法制というものをきちんとすることが必要だということに私は考えております。

○舛添要一君 防衛庁長官、それはあくまでこの有事法制の続きとしてですね。続きというか、有事法制との絡みですね。はい。

そこで、お伺ひしたいんですが、なかなか具体的なケースで言うのはお答えにくいと思ひますが、仮に北朝鮮がノドンミサイルに核弾頭ないし何らかの通常弾頭を積んで、日本に向かって発射の準備をした、いろんな情報、偵察衛星の情報を含めてかなりの蓋然性で日本に標的を向けていると。幸いなことに、液体燃料ですから六時間ぐら

い注入するのに掛かりますね。そのときに、これを私は、そこまではつきりしていれば、一九五〇年代の鳩山内閣の答弁のように、そういう基地をたたくことは自衛の範囲内であると思ひます。しかし、そのための能力を我々が持っていない。そのときに、例えば三沢に展開しているF16の部隊に頼むのか、それから巡洋艦に来てもらつてトマホークミサイルで基地をたたくのか、いろんな軍事的な方法はあると思ひますね。

そういうときに、今おっしゃつた米軍支援法制というものをしっかりとしたときに、我々はどういう形でどういう後方支援をするのか。何かそれはお答えできますか。

○国務大臣(石破茂君) まず、これは委員とも随分議論させていただいておることで、液体燃料ではあるのですが、注入にはもつと短い時間しか掛からないようございまして。これは以前、私も、六時間とか十時間とか、それぐらい掛かるのだから情報衛星でその端緒は分かるであらうというふうな議論をずっとしておつたのですけれども、もつとこれは短い、液体燃料であつても短い。したがって、その短い時間でどうやって対処態勢を作るかというのはかなり難しいことだと、法理上は可能であつても、現実問題として極めて難しいことだと思つております。

そのときに何が可能かということですが、それは恐らく、燃料注入を始め、ミサイルを直立させ、日本に向けて撃つと、こういうようなお話があったといたしますと、これは武力攻撃予測事態というよりも、それはもう武力攻撃事態の着手があつたといふことなのだと思います。そして、そのほかに手段がなく云々かんぬんということですが、さすがに、それは我が方が自衛権を、武力攻撃事態であつたとしても、私どもが自衛権を行使しない、つまり防衛出動を下令しないということも理屈の上からあり得ることだと思います。そうしますと、そのときに何ができるのかということは、まさしく武力攻撃事態において私どもが米軍に対して何ができるかという中で議論をされる。これは先ほどと同じ、小泉議員に対するお答えと同じことに相なつてしましますが、それはまさしくこれから議論をされることになるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、憲法の範囲内できちんとした法律を作る。そのときに何ができるかということではいろいろな可能性を考えてみたいと思つておりますが、何をすることが一番有用なのか、そしてそれが憲法の範囲なのかということを考えてまいりたいと思つております。

○舛添要一君 防衛計画の大綱以来、日本の防衛政策というのは、当たり前のことですけれども、小規模限定的な攻撃に対しては自らの力でこれを撃退するが、それが不可能な場合には米軍の来援をもつて行うということになつてゐるわけですね。そうしますと、そのことが日本国の安全保障の根幹で、日本人の生命と財産を外敵から守る根幹であつたにもかかわらず、その米軍が、今言った日本を守るために出動するときに何にも日本ができない、何にもそのことを決めてないということと自身がそもそもおかしくて、有事法制があつたがなからうが、そういうことをやつてこなかったことは、これは歴代政府の怠慢じゃないですか、福田官房長官。どちらでもいいですよ、防衛庁長官でも構わない。

○国務大臣(石破茂君) 怠慢とおしかりをいただければ怠慢だと思います。ですから、さればこそ森内閣のときに有事法制というものを具体的に議論に乗せ、そして小泉内閣において法案の審議を昨年もいただき、今こうしていただいておるわけでございます。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の支援に何ができるかということ、あるいはアメリカが集団的自衛権を行使している、日本を守るために集団的自衛権を行使している、そのときに日本が何ができるかということ、また少し次元が違うお話になつてくるのかなと思つております。つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本を守るために行動しておるアメリカの艦船、これに対して何ができるかという議論は、既に中曽根内閣のときになされておることでございます。そういうふうな大枠、多分こういうことはできるのだということはあるんですが、それ以外のどういう支援ができるか、あるいは有事法制というものの考え方の中で米軍をどうとらえるべきか、そういう議論を精緻にしていこう。怠慢だとおしかりをいただければ、ごめんなさい。それをこれからきちんと意ひでやらせていただくということでございます。

○舛添要一君 つまり、有事法制できたらできただ、そういうこともやらないといけないけれども、本来は有事法制なんかなくたってやつておかないといけないはずですよ。昔、その議論で番犬様議論があつたけれども、やつぱり番犬様にはえさぐらいやらないと駄目でしょう。当たり前じゃないですか、そんなものは、有事法制があつたとなかろうが、ちよつと言葉悪いですけども、そういう議論が国会でありましたことを受けて言つてね。

ですから、有事法制の議論がなければ米軍支援体制も何もできないというのでは、それは日米行政協定からガイドラインからいろいろありますよ。だから、そういう何かパッチワークで縫ぎは

ぎ的なことをやるんじゃないやなくて、日米安全保障条約というのがちゃんとあるんだつたら、それに付随しているシステム作りをやってこなかったことが問題だということも申し上げておるんで、どうですか、その認識は。

○国務大臣(石破茂君) それはおっしゃるとおりでございます。つまり、今回の法律は、ただ、なぜプログラム法的な意味を持つてゐるか、これは党でも随分議論したことですが、そういうことを書かないと政府はきつとサボつてやらないのではないかとということなのですね。だから、プログラム法部分を入れないければ駄目だということは今まで何回も言つてきた。例えば、第三分類なんてやりますと言つたのは、たしか中曽根内閣の藤波官房長官が、これは内閣においてやります、責任持つてやりますとおっしゃつたのはもう今から二十何年も前のことであつて、今までも今から二十何年も前のことの意味、消極的権限争いみたいなところもある。米軍の法制だつてそういうですよ。

ですから、それをプログラム法としてきちんと政府に義務付ける、政府の方も自らこれをやり出すというふうな法律によつて自らそれを拘束する、そういうことに意味があるのであつて、こういうことがなければできなかつたのか、ばか者とおしかりを受ければ、ごめんなさいという話です。ということはそれとおりでだと思つておる。

○舛添要一君 最後に、やつぱり日本国民にとつて、北朝鮮からミサイルが飛んでくる、それが一番の今の頭の痛い、頭痛の種であります。アメリカとの間でのミサイルディフェンス研究、どこまで進んでいますか、防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) これはアメリカにおいて、はつきりさせておかなければいけないのは、日米共同研究というのは、これは日本とアメリカにおいて、例のロケットモーターでありますとか、ノーズコーンでありますとか、赤外線シーカーですか、そういうことをやつておるものでございます。こ

れがそのまま私どもの弾道ミサイル防衛になつていくのかといへば、それはそれ、これはこれという話でございまして、昨年の十二月にブッシュ大統領が発言いたしましたのは、PAC3とイーJス艦搭載のそういうシステムだということでございます。

私どもは、日米共同研究というものは共同研究でやりつつ、アメリカがいよいよ実戦配備をするということに相なりましたこのシステムというものをどのように考えていくか、それは日本の防衛政策全体の中で議論されることですから、日米共同研究とはまた別個のものとして、これの有用性、そしてまた法的議論、費用対効果、そういうものを今議論しておるところでございます。

それ相も相当、もう現実に配備されるわけですから、技術的な課題も資金的な問題も、議論は相当着詰まつております。あとは、これをどうやって安保会議で御議論になるか、そういうような御判断かと存じます。

○舛添要一君 終わります。ありがとうございます。

○平野達男君 国会改革連絡会の平野達男でございます。法律の前身に入ります前に、昨日の審議の中で小泉総理が、いわゆる武力攻撃事態のその定義をめぐつて、私も前からおかしく思つていたんだと、そのまま出して国会に審議したら修正になつて、私の思つたとおりだという発言をされました。事実、正直に申されたと思つておる。ただ、今回のこの武力攻撃事態法、この中で総理大臣はその事態になつたときに、これを基本方針の中で武力攻撃事態と認めるか、あるいは予測されるという事態に認めるか、この判断に相当悩むはずなんです。その悩まなくちゃならない定義のものについて、その案文を見たときに、私が、うわ、私はちよつとおかしく思つていたと、それで国会に行つたらやはり修正されて、やはり私の思つていたとおりだというのは、発言として非常に軽いな感じがします。私は前から小泉総理の発言については、経

済問題とか何かにつきましても発言が軽いじゃないですかということも本会議等あらゆる場で、あらゆる場と言ったら言い過ぎですけども、ちょくちょく言っていますが、今回もまた非常にその典型だったなというふうに思います。

ただ軽いだけじゃないんです。ここから次に何があるかといったら、本当に有事になったときに、ある政府の高官が、あるいは安全保障会議でもいいですよ、持ってきましたと、見てちょっとおかしいなど、だけれどもまあいいやというふうなことをするんじゃないですかというふうな推測をされても仕方がないような発言であったというふうには私は思いますので、この点にしましてはまた小泉総理と何かの機会があったときには是非やりたいと思っておりますけれども、是非、官房長官、私の今の発言についての、今の意見について一言御感想をちょっと伺いして、次の質問に入っていきたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) 確かにこの一番最初の条文です、「武力攻撃」といたしまして、その中に「おそれのある場合を含む」と、こういうこと、それから、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」、こういう表現をしたものから、このことについて、それは当初我々は割り切ったつもりでおったんです。ところが、こういう議論をしますと、どうもやはり分かりにくい、やはり国民が、広く国民の理解を得なければいけないという法案であるという、そういう観点から考えますと、これは修正をした方がいいということもこの武力攻撃事態を二分して分かりやすくしたと、こういう趣旨でございまして、私、率直にそれを認めて、自ら認めて修正したということについて御評価をいただきたい、このように思っております。

○平野達男君 評価するかどうかは別として、私の言いたかったのは、ああいった答弁の仕方が問題だということでありまして、それは、あれを聞いて和やかに取る人と、そんなことでいいのかわからない人と分かれると思っておりますが、私は後者でありま

すということでもあります。それから、では質問に入りますけれども、まず武力攻撃事態法の前段として、自衛隊の行動ということ、行動、特に範囲ということに絞って何点か御質問をしたいと思います。

まず、自衛隊の任務でございすけれども、これは三条の中で、平和と独立、安全の確保のために侵略から国を守るというふうな明確に規定してあります。このとおりだと思っております。しかし、具体的などこでどういった範囲で活動するかのことにございまして、これは時間の経過とともにどんどん変わってきているというのが今までの実態ではないかと思っております。

先ほど言いましたように、どこで何をするかという、何についてはこれはまた、今日はこちらと余り触れる時間がないので別の機会に触れさせてもらいますけれども、どこでということに主として観点を絞りたいと思っておりますが、御承知のように、もう皆さん御承知の、専門家の方ばかりこの席におられますから、今更今までの経過なんていうのを説明してもしょうがないかもしれませんが、簡単にちょっと説明をさせていただきますとPKO法が、PKO法が、いわゆるPKO協力法が一九九二年に制定された、これはこれでいいと思っております。ACSA、今日の議論の中でも出てきておりましたけれども、一九九六年に出てきて、これは自衛隊と米国軍隊における後方支援、物品又は任務の相互協定に関する協定ということで、これは一九九六年に結ばれました。当初はこれは平時を想定しているものだったと思っておりますが、次に言う周辺事態法の制定をもってこれは改定されたという経過があります。

問題なのはこの周辺事態法のころからかと思っております。このころの、これは一九九九年に制定されてきて、我が国の周辺地域ということ、この頭のキャプションに、「放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」というキャプションが付くわけですが、我が国周辺ということ、領域から出てきたということ、そ

の範囲の拡大をした法律でありました。その後、テロ特措法というのが二〇〇一年に出ます。これは、このときは我が国周辺からまた更に出ました。出て、要するにその武力攻撃がない、要するに安全なところであつたら輸送はいいですよという法律でして、この領海、それから周辺、それから安全なところではどこでもいいという、どんどんどんどんこの範囲が拡大してきている。じゃ、この後一体どこへ行くんだろうかということなんです。

これに対しての考え方、つまり、一つはこういう事々に、その時折時折に応じて、判断によって法律を作って範囲を決めてきたと思うのですが、どんどんどんどん拡大してきているんじゃないかと。そのときの指標は一体何だったんだろうか。それからもう一つ。最後に、このパウンダリーというか限度というのはどこにあるんだろうか、それが今の日本の政府、この国の政府の中には考え方としてないんじゃないかというふうに思うんですが、官房長官と防衛庁長官にそれぞれお考えをちょっと伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 私からまずお答えいたしまして、官房長官が御答弁なさると思っております。それは何かと言うと、PKO法はいいとおっしゃいましたが、それぞれ私どもの国が国際的な責任を果たすために何が出来るのだろうかということだと思っております。それによってPKOに自衛隊を出し、そしてまたテロ対策特別措置法によって自衛隊を出しているわけでございます。

周辺事態法は少し概念が異なりまして、日米安全保障条約の効果的な運用に資するためというふうな書いてございまして、それは、そのまま放置すれば日本の平和と安全に影響を与える、そういう事態だからやっておるということでございます。いずれにいたしましても、憲法が禁じている武力の行使というものをやるものではございませぬ。そして、地理的概念というのが広がっておるというふうなおしかりでございすけれども、御

指摘でございすますが、そのことと我が国がどのような国際的な責任を果たすべきか、そのために自衛隊でなければできないことがあるとするならばそれをどうするべきか、したがってそのために立法を行っているわけでございます。

周辺事態法でテロ特措法みたいなことができないかという御議論もございましたが、そういう話がつてしまふ、どこまでも周辺周辺ということになつてしまふ。それではやはり駄目なので、テロ対策特別措置法と新たな立法をいたしまして御審議をいただいております。私どもはそのように考えておるところでございます。

○国務大臣(福田康夫君) そもそも我が国の自衛隊の活動というのは国際社会の平和と安定に資するものと、こういう基本的な考え方、そしてその活動は憲法の範囲内と、こういうことになっております。

ですから、そこで、その中で、そういう条件の中で活動するということですから、そういう意味におきましては地理的な概念というのはないんだらうと思っております。PKO法も、これはどこでもできるんですね、活動は。ですから、今後とも国際社会の平和と安定のために、国際社会からの要請もあり、自衛隊が活動するという場合に、それは私はどこの地域までという限定はなくてもいいんではなからうかというふうに思っております。

○平野達男君 私の質問の仕方が悪いのか、どうも質問に対するちょっと答えがなくて、じゃなくて、官房長官は、いや失礼、防衛庁長官は個々の法律の説明をいただきました。官房長官は、どちらかというとPKO法に、協力法に限定してのお話だったと思うんですが、私が言いたいののは、憲法の範囲というのは当たりなんです。これは当たり前です。すべて物事を決めるときに、

そうではなくて、今というふうな自衛隊の行動の範囲というのが、今までの時系列から見えてきてどんどん広がってきた。その自衛隊の行動規範というのをそろそろ決めるべきじゃないかと。考

え方を、どこまでどういう考え方で自衛隊の行動というのとはどこまでなんだと、そしてまた自衛隊というのとはどこ以上行かないんだという、憲法とは別な、要するに基本法的な考え方です。この基本法的な考え方がどこにもないわけです。そして個別の、個別の考え方、個別の法律を作って、その法律はこうでございますからという形で今までの対応はやってきたと、こういう感じを私は持っています。

防衛庁長官、何か御意見がございますなら、どうぞ。

○国務大臣(石破茂君) それは、じゃくくりにして国際貢献基本法とか、国際義務履行基本法とか、そういう法律を作れば、あるいはそういうことは可能なかもしれません。ただ、そういう法律はございませんので、それぞれの立法で今対応をいたしております。

ただ、そこにおいてはつきりしておりますのは、我が国は海外において武力の行使というものは一般的に行わないのだということ、そして国際的な平和を確立するために、そしてそれを維持するために、武力の行使というものは行わないけれども、自衛隊としてできる限りのことはするのだということ、それはすべて一貫しておるはずでございます。

○平野達男君 それじゃ、例えばテロ特措法が制定されました。このときの議論を今してもしようがないかもしれませんが、これはもう御承知のように、アメリカは自衛権の発動をしたということで、国連は武力行使非難決議は出したけれども、武力行使容認決議は出してない。その中で、テロ特措法を作って、輸送はやりましょうということを決めました。

じゃ、あれを踏まえたら、あのアメリカでもう一度同じような事件、どこかの別な組織がアメリカにテロ攻撃を仕掛けたという事態が生じたときに、アメリカがそれに対してまた自衛権の発動をして軍隊を出させた。じゃ、日本はそれに対して自衛隊を派遣するんだらうかという、そういう

問題が突き付けられたとして、このときに、テロ特措法というのは一つの事例を作ったというふうになるかどうかという話です。

○国務大臣(石破茂君) 御案内のように、テロ特措法は国連決議に基づくと、こういうことになっております。仮にアメリカがどこからか攻撃を受けたとする、同じようなことが起こったとする、その場合に国連決議があるのかないのか、そういうことにはなりません。しかしながら、それは我が国が集団的自衛権を行使してということではなくて、我が国が国際的な義務を果たすために、我が国として主体的に行つたものでございます。先例となるかならないかというところは、それはそのときになってみなければ分かりません。

私もが国際的な義務を果たすときにどういふことが必要か、そういうときにどういふような状況が起こつておるか、そのときそのときで判断をするもので、先例という言葉はなかなか該当しないのではないかと思います。そういうような先例があるべきだとも思いません。

○平野達男君 分かりました。私は、その場その場で判断をするということに随分引掛かりを覚えます。いずれその場で判断することあるんです。あるんですが、それが一気に憲法の範囲内という言葉じゃなくて、その一歩手前で、自衛隊の範囲、行動範囲というのはこういう考え方で決めますよ、ここまで限定するんですよという基本法みたいな制定というの、やはりこれは制定必要じゃないかというふうには私は思っているものであります。

それで、ちよつと自衛権の、今度は自衛隊の、自衛権の発動としての武力の行使という話にちよつと入っていきますが、これは自衛隊法の中で、ま

ず七十六条で防衛出動というのが命令されます。しかし、防衛出動即武力の行使じゃないよというふうには、これはもう石破長官が何回も説明されています。

じゃ、武力行使は何でやるんだらうかというこ

とになりますと、これは三原則ということで、急迫不正、それから他に手段がない、それから何でしたつけ、必要最小限度ですか、という、そういう考え方でやりますよということでは言っているんですが、じゃ、しかればそれがこの武力行使をすることを決断するのかというの、これは自衛隊法の中ではどこで規定されているんでしょうか。これ八十八条の中に第一項で、防衛出動を出された場合、自衛隊は武力を行使できると書いてあります。これはもう当たり前の規定なんです。だけれども、それがどういふ判断で、どういふ判断と

いうのは、恐らくこれはもうすぐ三原則という話に戻ってくるんですが、それがそれを判断するのかというところが、これはちよつと不明確じゃないかと思うんですが、これは石破長官、防衛庁長官はこれのように思っておられますか。

○国務大臣(石破茂君) それは武力攻撃、防衛出動を出すかどうか、下令するかどうかということも含めまして、事態対処基本方針の中で決められるということになるわけでございます。

ですから、そういうふうな事象を踏まえて、防衛出動を出すか出さないか、それも含めまして事態対処の方針を定めるわけでございます。それは内閣において決するということになるものでございます。

○平野達男君 いや、そうしますと、内閣が決めるということですか、今のお答えは。

今、私の質問は、防衛出動を受けましたと、自衛隊が現地に行きますね。どこで武力行使を始めるか、その決断はだれがやるんですかというのを、お聞きしているんです。それが今、自衛隊法の中でどういふ、どこに規定されているんですかというのをお聞きしているんです。

使ができるということになるわけでございます。○平野達男君 ですから、だれが判断するんですかとお聞きしているんです。

待つてくたさい、それ答えられないですか、防衛庁長官。それ、問題じゃないですか、そんなの。防衛出動とやって、だれが武力行使するかという決断ができないなんて、すぐできないなんて問題ですよ、それ。

○国務大臣(石破茂君) それは、結局のところだれの判断なのか、まさか一人一人の隊員の判断ということはない得ないわけでございます。それをどういふ形でだれがやるかということですが、まず、いいですか、防衛出動を下令をする、そしてそれが可能になる。そこで、どういふ形で相手方からの三要件を満たしたようなことが起こるかということ、どのレベルでそれを決めるのかというの、それがまさしくルール・オブ・エンゲージメントの世界になるわけでございます。そこは、だれがどのように決めるかということが答えられないとは何事だというおしかりでございますが、それはまさしくルール・オブ・エンゲージメントをどのように定めていくか、それが文民統制の中におけるルール・オブ・エンゲージメントの意味なのでございます。

○平野達男君 全く分かりませんが、そんな答弁じゃ。

武力を、自衛隊が防衛出動を命令されて現地へ行つて、どうやって判断するんですか。そんなルール・オブ・エンゲージメントとか、そんな話で自衛隊が動けるわけじゃないですか。だから、それはそういう状況の中で、それはケース・バイ・ケースはあるでしょう。だれがどういふ形で判断しているか、そのルールみたいなものはあるんですか。それは、その根拠は自衛隊法のどこにあるんですかというのをお聞きしているんです。肝心な部分じゃないですか、これは。

○国務大臣(石破茂君) いや、私は、ルール・オブ・エンゲージメントがそんなにいい加減なものだとは思っておりません。それは、それをきちん

と定めませんと、まさしく委員がおっしゃるよう
に、だれの責任で何が決まるんだということが
はつきりいたしません。

つまり、その場合に何が起っているか、基本
的には防衛庁長官がということになります。す
よ。防衛庁長官がということになります。す
九州で、じゃ北海道で、じゃ青森で何が起こつ
ているのかということ、すべてすべて上げてきて、
じゃよしと、武力の行使をしてよろしいというこ
とになるのか、それともルール・オブ・エンゲ
ジメントというものを定めて、どの者がどの範囲
においてそれを判断するか、それがルール・オブ・
エンゲージメントのお話になるわけでございます。

○平野達男君 それじゃ、そのルール・オブ・エ
ンゲージメントというのは決まっているというこ
とですか。

○国務大臣(石破茂君) よろしいですか。防衛出
動を命じられた自衛隊は、三要件に該当する場合
に限り八十八条、それは委員よろしいかと思いま
す。

そこで、これらの三要件は、第三の要件である
ところのこの必要最小限の実力行使にとどまるべ
きことということになっておりまして、じゃ自衛
権を発動した後どのようにするんだということも
これは含んでおることに相なるわけでございます
です。ですから、最初に要件が満たされていればそ
れでも十分だと、あとは何をやってもよろしい
ということには、これはなりません。これは、日
本の場合には相手をせん滅するまでということ
ではなくて、必要最小限になるということござい
ます。

ですから、その三要件に該当するかどうか、そ
の場合に何ができるかということ、その場その
場の判断ということになりまして、一々それを全
部一番上部の意思決定機関まで上げてくるという
ことにはならない。それぞれの場面においてだれ
がどこまでやってよいか、どういう状況に応じて
どこまでやってよいかということをきちんと定め

るルール・オブ・エンゲージメントというものを
今、策定をいたしておるところでございます。そ
れは、ROEそのものを定める必要もない、そう
いう御議論もございました。しかしながら、この
ROEというものを定めませんと、まさしく委員
がおっしゃるようになり、どこでだれが何をやるの
かさっぱり分からないということになります。そう
いうことをそれぞれの場合においてきちんと定める
という作業をやっておるところでございます。

○平野達男君 これは、私、今初めて聞いて、本
当かなという感じがちよつとしました。つまり、
そういうことが今検討中という話ですね。防衛出
動を命ずるといふのは、これはルールとしてでき
ているわけですか。これは、総理大臣がそれは出し
ます、出したとして、そして自衛隊が現地に行く。
自衛隊は現地の状況を一番分かるわけです、場合
によっては、敵がどういふ、すぐそばに来てい
るかもしれない、そういうときに、武力攻撃に、向
こうは武力行使に着手した段階ですから、着手し
た段階で、敵弾、被弾したということではなくて、
着手した段階で向こうは武力行使したとみなす
という言葉ありましたよね。それを一体だれが判断
するの。そして、その判断できる権限というの
はだれが持っているのか。今のお話でしたら、と
らえようによつたら派遣された自衛隊がみんな判
断できますよとも取れる。それでいいんですか。
そういう話に多分なっていないと思うんですよ
ね。

それからもう一つは、これからあと、次の問題
として、次の問題行きます、まず、じゃその答
え、ちよつとお答えください。

○国務大臣(石破茂君) それは、委員、ROEと
いう言葉自体は御存じでいらつしやいますか。概
念そのものは御存じですか。概念そのものを御存
じですか。

○平野達男君 概念そのものは聞いていない。
○国務大臣(石破茂君) いや、ですから、私ども
がずっと議論をしておりますのは、このROEとい
うものをきちんと定めなければそういうことが

起るのではないかと。そういうものを諸外国の軍
隊というのは全部定めておつて、いつ、だれが、
どういふ状況になったら、だれがどの責任にお
いて何をやるかということ、きちんと定めてい
るわけですか。最高司令官から始まりまして、今年入
つた兵隊さんに至るまで、それぞれのROEとい
うものを定めておかないと、勝手にばらばらんな
が勝手なことをやつてしまつたら、それは軍と
して成り立たない。だから、ROEというものを
定めることが何よりも大切なことだということ
を、少なくとも与党では議論をいたしてまいりま
した。そのことが、ROEをきちんと定める、その
ことも併せてこの私たちの自衛隊というものを文
民統制をする上において大事なことになるござい
ます。ROEをきちんと定めなければいけないとい
うことは安全保障においては当然常識として議
論されておるところでございます。

○平野達男君 その常識をやつてこなかったとい
うことですね、それじゃ、そうしたら。今のお話
では、「憲法上作れないことになっているんだ
よ」と呼ぶ者あり。それは、作れない理由とい
うのは何でなんですか。やつてこなかった理由とい
うのは、逆に。

○国務大臣(石破茂君) そのルール・オブ・エ
ンゲージメントって何だという議論そのものがな
かったことが大変な問題なんだろうと思つていま
す、実は私も。そういうことをそれぞれの場
場において、例えばPKOにおいて、例えばテロ特
措法において、いろいろなその都度その都度ROE
Eというものは定めてまいります。それでなければ、
だれが何をやつていいかさっぱり分かりませんか
ら。しかし、それは全体的にROEという形で作
っていく、それは実は物すごく膨大な作業なので
ございます。なぜやつてこなかったかと言われれば、
それは怠慢だとおしかりをいただければ、先ほどの
外添委員のお話ではございませんが、それはそう
だということになります。しかし、ROEその
ものを作ることは憲法違反だと、そういう議論
すらあつたわけですか。そういうROEそのものを

育てることを、作ることを自分でやるとはいかぬとい
うような御議論もございました。それを克服をし
てROEそのものを作るといふことは今コンセン
サスとなり、今努力をしておるところございま
す。

○平野達男君 私は、憲法違反かどうかとか、そ
んな議論するつもりありません。防衛出動された
自衛隊がどういふふうに行動するか。ROEとか
なにか、私は防衛問題については詳しくありま
せんが、私が自衛隊員になつてその現地へ行つて、
どういふふうなときに応戦すればいいか、その
ルールがもし決まっていなかったとすれば、怖く
て防衛出動なんか出せないじゃないですか。じゃ、
何でこんな法律出すんですか、こんな訳の分から
ぬ法律、このROEの中で、それが最大の問題だつ
たら、このプログラムの中にそれを規定しないと
駄目じゃないですか、これは。

そういう問題を隠しておいて、隠しておいて、
隠しているとは言いません、隠しているとは言
いません。だけれども、今、石破長官も、そういう
問題がやると言っているわけですね。この法律の
中でこれ出しておいて、じゃ、それはいつまでに
やるんですか、そうしたら、それは。

○国務大臣(石破茂君) こういう問題があるとい
うことは、少なくとも随分と安全保障委員会では
議論をされておるところでございます。参議院にお
きまして、外交防衛委員会におきまして、ROE
Eの必要性というものは随分と議論をされておる
というふうには私は承知をいたしております。隠し
てるものでも何もなく、国会においてそういうも
のを定めることは大事だといふ御議論も賜つてお
るところでございます。

したがって、こんなでたらめなことを自
由党の方から言われますと、大変、どういふこと
かなというふうにも思いますが、私ども、でたら
めな法律を出してやるわけではございません。こ
れは、どういふ場合に武力攻撃予測事態となり、
武力攻撃事態となり、政府全体として国民の避難
も併せてどういふような対処方針を作るかとい

ことを作つた法律でございます。

当然のことでございますが、ROEそのものは法律ではございません。これは行動基準というべきものでありまして、法律という形で国会の御審議をいただくものではございません。なせならば、この場合にだれがどのような判断をしてどのように行動するかということが明らかにすべきものではないからであります。そういうことを全部オープンにしておるような国は世界じゅうどこにもございません。こういう場合にだれがどのようにやるかということも、もちろん一部オープンになっているものもございまして、しかし、それはほんとの場合において伏されておる。それは軍事合理性からいって当然のことなわけでございます。

○平野達男君 じゃ、それは内部的には持つているといふふうに、じゃ理解しておきましょう。そうでないで防衛出動された自衛隊というのがもう行動できませんから。

それから、私は、こんなむちゃくちゃなと言つたのは、それは取り消させてもらいます、それは。ただ、言った意味は、防衛出動された自衛隊が行動できない、これは有事の法律ですから、これは即応するよな態勢になつていなくちゃ、ための法律ですよ、即応するための。その中で、防衛出動された自衛隊がどういう形で応戦するんだというこのプロセスがはつきりしていなければおかしいということも言いたかったです。

○委員長(山崎正昭君) 守屋防衛局長、補足をひとつ。

○平野達男君 はい、どうぞ。

○政府参考人(守屋武昌君) 今、先生御指摘のは、現場で実際に戦闘行為を行う自衛官が……(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 静かに。

○政府参考人(守屋武昌君) 国民の権利が不当に侵害されることのないよう、あるいは武力行使に当たつてためらうことというか、その基準がないと大変不安じゃないかという御指摘でございます。武力の行使というものについてどうなつてい

るかという御質問で、基準についてどうなつているかという御質問であると理解しておりますけれども、自衛隊の行うその武力の行使は、自衛権発動の三要件と自衛隊法の八十八条という法的制約の下に行われるものでございまして、指揮命令系統に従つて個々の戦闘行為が行われることにより適切になされるものと考えております。

自衛隊法八十八条に定める武力の行使については、これは、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えてはならない、それから国際法規範を遵守しなければならぬ、こういうことが決められていてございまして、これは、自衛隊を通じて国際法を習得させ、必要な訓練を通じて技能の向上を図るとともに、先ほど大臣から申し上げましたように、部隊行動基準を定めることによりまして武力の行使が適切に行われるよう努めているところでございます。

○平野達男君 次の質問に移ります。

三原則の中に、自衛隊の自衛権の発動としての武力の行使、三原則、先ほど来言つています。我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するために他の適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどめるべきことというふうに三つ並べてありますけれども、これをやや分析的に見ますと、一番目と二番目は、いわゆる発動していかどうかという基準、三番目は、必要最小限度ですから、発動するに当たつてのその限度のことである、この三つが並べてあるように思います。

そこで、まず第一点目ですけれども、急迫不正といふのは、これは具体的にどういう意味を指しているんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これはまさしく読んで字のごとくであつて、急迫不正です。

○平野達男君 大分、石破長官もかつかきたみたいですから、この質問はこれでいいです。

それじゃ、必要最小限度のこの範囲、この考え方ですが、これは、前から言ひましているように、

何回も議論になっていますが、まず、これは私どもは、我が国は、先制攻撃というのはいはないんだと、ないんだけれども、一度向こうが武力攻撃を仕掛けてきた、その事実があつて、その後、それが誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというの憲法の趣旨ではないといふことで、これは憲法上認められていて、つまり、敵地をたたく能力も場合によつたら持てますよといふふうに、これはもう石破長官が何回も言つておるとおりですね。憲法上これは違反ではないといふふうに言つておるんですが、これはこういう理解でよろしいんですね。

○国務大臣(石破茂君) 持てるということを持つということとは別の判断でございます。それは、法理上可能であれば憲法上持つことも可能でございます。

私どもは、現在それを持つという意思がないといふことでございます。

○平野達男君 憲法上は持つ、持てる可能性があるかと。完全に、今、出す、持つていられるといふふうな断言は多分されなかつたと思ふんですが、まず、持てる可能性があるといふふうに発言したといふふうに取りましょう。

しからば、その持てる可能性があるものを、今の国は専守防衛といふことで、例えば敵地をたたく、これは何といふんですか、空対地能力といふんですか、よく分かりませんが、自衛隊が行つて、向こうにミサイルを発射して、向こうの陣地をたたく、こういうやつを何と何と云うのか分かりませんが、こういった武器はたしか今の我が国では保有していないといふふうに聞きました。

保有していない理由といふのは、これは、経済的な問題なのか、そこまで武力をしておつたらこれは大変だといふ話なのか、それとも他国に対する配慮なのか、それから日米同盟、日米安全保障条約があつて、それにゆだねるから大丈夫といふ判断なのか、これはどういふ考え方で今立つておるんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、自衛権発動三要

件のうちの、ほかの手段が認められない、私どもは日米安全保障条約によつてほかの手段というものを持つておるわけでございます。したがいまして、現在のところ、それを持つていふ必要性がないといふことかと存じます。

○平野達男君 今のお答えは、日米安保条約があるから持つ必要がないといふふうなお答えだといふふうに取りつていいんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、ほかの手段があるといふことでございまして、現在の場合は日米安全保障条約のほかにこれはございませぬ。

経済的な理由なのかと言われますと、これは高くてもといふようなことかと言へば、そういうわけでもございませぬが、以前、外交防衛委員会でもお答えをいたしました、仮にそういうふうな能力を持つていたとしても、今の私どもの装備体系というものを根本から見直すことになりません。パスやトラックを買つてくるわけじゃありませんので、注文してすぐ届くというものでもございませぬ。これは大変なお金も掛かりますし、大変にはかものにも影響を及ぼします。

しかし、それが第一の理由だといふわけではございませぬ、理由は、日米安全保障条約、つまりほかに手段があることといふのを私どもは今充足しておるからといふことにならうかと存じます。

○平野達男君 分かりました。

そうしますと、この間、ブッシュ大統領、ブッシュ・ドクトリンといふことで、先制攻撃といふことをアメリカが出しました。この先制攻撃といふのは、よく考えると二つあるのかなと。

一つは、とにかく向こうが攻撃してこないのこつちから攻撃すると。それから、もう一つの概念といふか見方とすれば、向こうに行つて、相手陣地に行つてそれを攻撃するといふ、この二つの概念があるかと思ひます。

一つ目の、向こうが攻撃しないのこつちから攻撃するといふのは、これは日本国憲法で禁止しているし、日本はやらなといふことは言つてい

ですが、私がちよつと今懸念してゐるのは、相手陣地に行つて相手の陣地を要するにたたくといふことが概念としてちよつと広がつてきつたつあるのではないかと、若干、ちよつと抽象的な言い方になるかも知れません。

この今回の先制攻撃ということが出てきたことによつて、日本の防衛の考え方、特に敵地をたたくといふことの今までの考え方について、これを否定、日米安保に、日米安保条約があるといふお話だつたんですが、これに対しての影響といふのは、これは、防衛庁長官、ありませんか。

○国務大臣(石破茂君) それは、私は何らないのだと思つております。
私どもは、先制攻撃といふものはいないといふことは再三申し上げておるとおりでございます。これは武力攻撃の着手、つまり我が国に対する急迫不正の侵害があつたといふふうに評価をされるなければ自衛権の行使としての武力行使はできません。したがしまして、先制攻撃という言葉は我が国の現在の概念の中には全くないものでございます。

○平野達男君 それでは、研究をされていふふうなことを、いわゆる敵地攻撃のことを研究されていふふうな発言が前にあつたふうな気がするんですが、それは今されていふことですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、例へて言へば、いろいろな御議論が世の中にはあります。例へば御党の今回の安全保障基本法によれば、自衛権の行使としての、「自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に対して直接の武力攻撃があつた場合及び我が国周辺の地域においてそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合」と、こういうふう書いてあります。

ですから、例へば御党の基本方針によれば、それは我が国に対して武力攻撃があつた場合だけではなくて、おそれがある場合も武力の行使ができるのだというのが御党のお立場でございます。

う。それは先制攻撃といふことになるのかならぬのか、私よく理解ができませんが、そういうような概念もあるわけです。

いろいろなお考えがありますが、私どもとしては、政府としては、自由党のような立場は取つていないといふことでございます。

しかしながら、じゃ、法理論上そういうことがあり得る、法理論上あり得るとしたときに、では持つべきだといふ議論があつたときに、先ほど申し上げましたように、それじゃ、もうすぐお金を出せばそんなものが入るのか、そんなことはございません。これは大変な時間が掛かります。大変な訓練が要ります。そして大変な努力といふものが要るわけであつて、そういう場合にどうなのだと。

私どもが取つておる政策といふものがいかに正しいのかといふことは、逆に申し上げれば、いかに国民の平和と安全、国家の独立といふものを守るのに正しいのかといふことの検証は必要だといふことでございます。その検証なしに盲目的にこのままでいいのだといふことではなりません。

私どもは、政策を変えんとかそういうふうなことを申し上げておるわけではなくて、常にこれでの国の独立と安全、国民の幸せ、これが保たれるんだといふ検証は行つていく責任があるといふことを申し上げておるわけでございます。

○平野達男君 私は、いざれ日本の防衛といふのは、やっぱり日米安保、これは絶対放せないと。それを前提にして、専守防衛といふことで、来たらたたきますよといふことで、それにやっぱり専念すべきだといふ意味においては石破長官と全く同じだと思つております。

それで、じゃ、今日、石破長官はいろんな答弁されておりましたけれども、その答弁の中で、いわゆる非対称的義務条約といふことを言われましたけれども、この概念も私は非常に賛成です。

そして、日米安保条約があつて日本は何もしてないんじゃないかといふふうには言われませんが、本當にしているんです。最大にしているの

は、やっぱり防衛庁長官が言われたように基地の提供です。あれだけ沖縄県民あるいはほかの基地のあるところに迷惑を掛けていて、それで基地の提供をしているというのは、これは最大の貢献でありますから、日米安保条約のことを考えるときには、堂々と胸張つて、日本は基地提供していただきますよ、日本は何かあつたら防衛をしてくださいますよ、日本は専守防衛といふことでハリネズミのように、来た場合についてはたたきますよ、応戦しますよといふような原則をやつぱりきつちり立てるべきだといふふうには思いますし、これはもう絶対踏み外してはいけないといふふうには思います。その部分についてはおっしゃるとおりだと思つております。

ただ、今日お話ししたのは、先ほどの先制攻撃の中でちよつと御質問したのは、どうも、たたく、相手陣営をたたくといふことで何か一歩前に出掛かっているんじゃないかといふような雰囲気は個人的にしましたものですから、先ほどのような説明をさせていただきました。

今日はもう時間になりましたので、今日はここで終わりますけれども、時間ありましたら、今度は次回、集団的自衛権その他、法律の中身について御質問をしたいと思います。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後五時二十九分散会